

令和 6 年度

高槻市包括外部監査結果報告書

〔使用料・手数料等に係る財務事務の執行について〕

令和 7 年 3 月

高槻市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	3
7. 監査の実施期間	3
8. 補助者	3
9. 利害関係	3
第 2 監査対象の概要	4
1. 使用料・手数料等の概要	4
2. 使用料・手数料等の設定のあり方	6
3. 市における使用料・手数料等の状況	10
4. 監査対象とした使用料・手数料等	20
第 3 監査の結果及び意見（総論）	26
1. 本報告書の構成及び記載方法	26
2. 監査の結果及び意見の一覧	26
3. 総括意見	29

第4 監査の結果及び意見（各論）	43
1. 情報公開等手数料	43
2. 税証明閲覧手数料	49
3. 公園施設設置管理許可使用料（高槻城公園芸術文化劇場南館）	52
4. 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、 総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター	56
5. 市民プール	66
6. 総合スポーツセンター他スポーツ施設	69
7. 戸籍住民基本台帳手数料	75
8. 合葬式墓地使用料	78
9. 市営葬儀使用料	80
10. 清掃手数料	82
11. 前島熱利用センター	92
12. 口腔保健センター診療料	97
13. 保健衛生事務手数料	99
14. 高槻島本夜間休日応急診療所	104
15. 学童保育料	106
16. 市立保育所使用料等	114
17. 庄所子育てすくすくセンター	130
18. 屋外広告物手数料	133
19. 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料	136
20. 自転車駐車場、自動車駐車場使用料	147
21. 芥川緑地駐車場使用料	150
22. 番田熱利用センター	153
23. 公園施設設置管理許可使用料（安満遺跡公園）	156

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに高槻市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

使用料・手数料等に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高槻市（以下「市」という。）における財政状況の見通しについては、人口減少による市税収入の減少、超高齢化による社会保障費の増大、老朽化が進む公共施設の維持・更新に要する費用負担など、外部環境の変化により、今後、単年度の収支が厳しくなることが懸念されている。

このように厳しい財政状況が予測される中、持続可能な行政運営を行い、市民サービスの向上と多様化するニーズに対応するためには、事務事業の見直し等による歳出の削減と合わせて、歳入の確保に向けた取組が重要となる。

令和 5 年度における使用料及び手数料の一般会計決算額は、2,227 百万円と、貴重な自主財源の一つであり、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針においても、歳入改革の項目として「受益者負担の見直し（手数料・使用料等）」が掲げられている。

使用料・手数料等（指定管理者制度を導入した公の施設における利用料金を含む。）は、施設等の利用又は役務の提供の対価として受益者から徴収するものであり、その水準の設定に当たっては、受益者である市民の理解を得られるよう、サービス提供に要する費用や受益者負担の割合を明確化するとともに、受益者負担が過大とならないよう、事務事業の実施手法の見直しなどによってサービス提供に要する費用の縮減に努める必要がある。このような背景から、近年、多くの地方公共団体において、使用料・手数料等の見直しに向けた取組が行われているところである。

この点、市では、平成 29 年 2 月に策定された「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に使用料の見直しを行っているが、既存の施設の中には、「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき使用料の見直しが行われているか、確認できないものもある。

また、市民にとってみれば、施設を利用する市民と利用しない市民との間での不公平感や、使用料の水準が民間の類似施設に比べて低廉で、減免される場合もあることに起因し、価格設定の考え方に対する疑問が生じることも考えられる。そのため、使用料・手数料等の設定の考え方や徴収、減免等の手続において、公平性、公正性、透明性が確保されているかについては、市民の関心が高いものとする。

そこで、「使用料・手数料等に係る財務事務の執行」について、外部の立場から全庁統一的・横断的に監査を実施することは有用性が高いと考え、特定の事件（テーマ）として選定することとした。

4. 監査対象年度

原則として、令和5年度

(必要に応じて令和4年度以前の各年度及び令和6年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

① 監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

【使用料・手数料等の設定】

- ・使用料・手数料等の設定は、関連法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ・公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・使用料・手数料等の金額について、適切な時期に見直しが行われているか。
- ・受益者負担の適正性が確保されているか。
- ・使用料(指定管理者制度を導入した公の施設における利用料金を含む。)を徴収する施設の稼働率の低迷により、利用しない者への転嫁(税負担)がなされていないか。

【使用料・手数料等の収納】

- ・使用料・手数料等の徴収に係る事務手続は適切に実施されているか。
- ・一般利用者向けの使用料・手数料等は納付しやすいものとなっているか。
- ・多様な支払方法が認められているか。
- ・使用料・手数料等の滞納が生じている場合、適切に督促等の手続が行われているか。

【減免措置】

- ・減免の設定基準は適切か。公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・減免の手続は適切に実施されているか。

② 監査手続

「①監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ・使用料・手数料等に係る関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ・使用料・手数料等の概要について、調査票による回答の入手
- ・関係書類の閲覧及び監査対象部署へのヒアリング
- ・使用料・手数料等の金額の設定根拠の検討
- ・使用料・手数料等の徴収及び減免に係るサンプル検証
- ・施設の利用状況等の確認
- ・施設の現地視察

6. 監査対象部署

監査対象とする使用料・手数料等の所管部署（第2-4.(1)②監査対象とする使用料・手数料等の選定（21 ページ）参照）、みらい創生室及び使用料・手数料等に係る財務事務の執行に関与していると監査人が判断する部署

必要に応じて、指定管理者による公の施設の使用料又は利用料金の徴収に係る事務も対象とする。

7. 監査の実施期間

令和6年6月14日から令和7年3月27日まで

8. 補助者

公認会計士 大松 祐介
公認会計士 橘高 英治
公認会計士 新宅 潤一郎
公認会計士 谷川 淳
弁 護 士 鳥村 純
公認会計士 中川 美雪
公認会計士 藤川 千代
公認会計士 本田 裕一

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書における端数処理等について

本報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満について四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合がある。

第2 監査対象の概要

1. 使用料・手数料等の概要

(1) 使用料

使用料とは、地方自治法（以下「自治法」という。）第225条の規定に基づき、行政財産の目的外使用又は公の施設の利用につき徴収する対価のことをいう。

行政財産の目的外使用とは、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することをいう（自治法第238条の4第7項）。

また、公の施設とは、自治法第244条第1項の規定に基づく、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」のことをいう。一般的な公の施設を分類すると、【図表1】のとおりである。

【図表1】公の施設の分類

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場、ケーブルテレビ施設等
文教施設	県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター、福祉・保健センター等

（出所：「公の施設について」（総務省資料））

使用料の金額は条例で定める必要があり（自治法第228条第1項）、条例では、使用料の納入義務者、金額、徴収の時期、徴収方法等が定められる。

(2) 手数料

手数料とは、自治法第227条の規定に基づき、地方公共団体が当該地方公共団体の事務で特定の者のためにする公のサービスについて徴収する対価のことをいう。

手数料についても、使用料と同様、条例で定める必要があり、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める標準事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないものとされている（自治法第228条第1項）。

(3) 使用料と手数料の比較

使用料が施設の利用に対する対価であるのに対し、手数料は人的サービスの提供に対する対価であるという点では相違しているが、いずれも、行政サービスの対価であるという点では共通している。

そして、使用料・手数料等について、行政サービスの対価として、あるべき料金水準を考える際、「受益と負担の適正化」の視点が重要となる。

すなわち、地方公共団体が提供している施設やサービスには、公共性が高く、住民の多くが必要とする不可欠なものから、民間でも同種のサービスが提供されているなど、公共性が比較的 low、特定の住民のみが利用するものまで多種多様なものがある。そのうち、特定の住民のみが利用する施設やサービスの提供に必要な経費についてまで、全て公費（税金）で負担しようとする、利用する住民と利用しない住民に同等の経費負担を求めることになり、公平性に欠ける結果となる。

そのため、地方公共団体においては、コストの削減に向けた取組を継続的に行った上で、受益者負担と公費負担のバランスを図り、適切に使用料・手数料等の料金水準に反映し、行政サービスを提供すべく努力する必要がある。

(4) 利用料金

① 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成 15 年に行われた自治法の改正により創設された制度である。従来の管理委託制度は、地方公共団体の条例により設置された公の施設の管理主体について、公共団体や公共的団体、地方公共団体が出資する法人に限定されていたが、指定管理者制度では、民間事業者等も管理を行うことが可能となった。

「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）によると、指定管理者制度を導入する目的は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」とされている。

そして、指定管理者とは、公の施設の管理を行う団体であり、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者を指定できることとされている（自治法第 244 条の 2 第 3 項）。

② 徴収委託制と利用料金制

指定管理者制度は、料金の収入の方法によって徴収委託制と利用料金制に区分される。

徴収委託制とは、施設の利用料金について、指定管理者に徴収を委託するが、最終的には、地方公共団体が収入として収受するものである。

一方、利用料金制とは、料金を指定管理者が収入として収受するものである。自治法第 244 条の 2 第 8 項において、地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する

公の施設の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる旨が規定されており、同項に規定する料金のことを「利用料金」という。

この結果、指定管理者制度を導入した施設のうち、徴収委託制を採用した施設の料金については、地方公共団体の歳入になるのに対し、利用料金制を採用した施設の料金については、指定管理者の収入となる。

利用料金制のメリットとして、指定管理者のインセンティブを高め、自主的な経営努力を促し、利用者数の増加及び施設の管理運営経費の削減を図ることが期待できることが挙げられる。

市では、「指定管理者制度に関する基本方針」（平成 16 年 12 月）において、利用料金制の活用について、指定管理者制度の趣旨である「住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図る」を基に施設の性格に応じて決定することとしている。

③ 利用料金の設定方法

利用料金制を採用する場合は、自治法第 244 条の 2 第 9 項により、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例で定める利用料金額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めることになる。ただし、この場合にあっては、公の施設の設置条例に利用料金の金額の範囲や算定方法を定める必要があり、指定管理者が自由に設定できるわけではなく、また、指定管理者に利用料金額を定めさせず、条例で具体的に定めることも可能である。

2. 使用料・手数料等の設定のあり方

(1) 使用料・手数料等の設定の基本的な考え方

① 受益者負担の原則

受益者負担の原則とは、施設の利用や証明書の発行など、行政サービスの受益者が、その利用に伴う対価を適切に負担するという考え方である。前述のとおり、行政サービスの提供にはコストが伴うが、これを全て公費で賄おうとすると、行政サービスを利用する住民と利用しない住民に同等の経費負担を求めることになり、負担の公平性に欠ける結果となる。

そこで、特定の受益者が恩恵を受ける場合には、その受益者に一定のコストを負担させようというのがこの原則である。自治法では、使用料・手数料等の徴収を認めているが、これは受益者負担の原則を根拠としている。

② 原価算定における対象経費の範囲

受益者負担の原則に基づき、行政サービスの提供に要するコストを正確に算定し、それに応じた使用料・手数料等を適正に設定することが求められる。ここでいうコストは「原価」と呼ばれ、原価には施設の建設や設備の導入に要する初期投資、維持管理費、サービス提供に要する人件費などが含まれる。

具体的には、【図表 2】のような項目が挙げられる。

【図表 2】原価算定における対象経費例

分類	項目	内容
人にかかるコスト	人件費	施設の管理運営やサービス提供のための業務に直接従事する職員に要する経費
物にかかるコスト	物件費 維持補修費 その他	施設の管理運営やサービス提供のために直接要する備品や消耗品の購入、光熱水費、委託料、賃借料、通信費、職員の旅費交通費等の物件費、施設の維持補修費、その他火災保険料等の経費
	減価償却費	施設や物品、ソフトウェア等の資産について耐用年数で除して算定した費用。通常は固定資産台帳を用いる。
資金調達にかかるコスト	地方債利息	施設等の建設に当たり発行した地方債の利息

(出所：監査人作成)

対象経費の範囲については、自治法等で具体的な定めはない。一般的には、各地方公共団体が定める使用料・手数料等の算定方針に基づいて、施設やサービスごとに経費を集計する。多くの団体では人件費や物件費に加え、施設の建設費等に係る減価償却費を対象経費に含めているが、施設等の建設に当たり発行した地方債の利息の当該年度分を対象範囲に含めるかどうかは団体ごとに異なる。また、土地の購入費や、間接的・全庁的な経費（議会費、総務的な費用、庁舎の経費など）は、一般的に対象外とされている。

③ 受益者負担割合の設定

受益者負担割合とは、施設の整備やサービスの提供に要した原価のうち、どの程度を利用者に負担させるかを示す割合である。この割合は、施設やサービスの性質によって異なる。例えば、社会福祉や公共安全に関わるサービスは公共性が高いため、受益者負担割合が低く設定されることが多い。一方で、駐輪場や美術館の特別展のように、利用者が直接的な利益を得るサービスでは、受益者負担割合が高く設定される傾向がある。なお、受益者負担割合についても自治法等での定めはなく、一般的には各地方公共団体が定める使用料・手数料等の算定方針に基づき、施設やサービスを分類し、それぞれに応じた割合を定めている。

例えば浦安市では使用料について、【図表 3】のように、施設のサービス等の性質を考慮し 5 つの区分を設け、それぞれに受益者負担割合を設定している。なお、手数料については、各種証明や許認可等のように、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、「使用料等設定及び改定基準について（指針）」（浦安市財政課）において、受益者負担率は 100%を原則とするものとしている。

【図表 3】「【別表 1】使用料等の公費・受益者負担（区分）基準」（浦安市）

区分	内容	具体的事例	受益者負担率
全面的に受益者が負担するもの	・特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス ・便益が特定されるサービス ・民間等と競合するサービス ・公営企業的なサービス	ケアハウス駐車場、自転車駐車場（指定有）、市営住宅駐車場、下水道、墓地公園、栈橋	100%
大部分を受益者が負担するもの	・一部の市民が対象であり、利用が特定されるサービス ・民間等との競合的なサービス	独居老人住宅、保育園、幼稚園	75%
公費と受益者で負担するもの	・全市民が対象で必要に応じて利用でき、広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス ・民間等との競合性もあるサービス	保養所、自治会館、市民プラザ、文化会館、自転車駐車場（指定無）、公民館、野球場、テニスコート、サッカー場、ソフトボール場、スポーツコート、パターゴルフ、中央武道館、総合体育館、屋内水泳プール、東野プール	50%
大部分を公費で負担するもの	・全市民が対象であるが、利用が特定されるサービス		25%
全面的に公費で負担するもの	・全市民が対象であり、広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス	道路、公園、図書館等	0%

＊この基準については、基本的な使用料の負担区分を示すものであり、具体的に適用する場合は各所管課において総合的に判断し決定すること。

（出所：「使用料等設定及び改定基準について（指針）」（浦安市財政課））

④ 使用料・手数料等の算定

使用料・手数料等は、施設やサービスごとに集計した原価を年間利用見込み件数、施設の面積、使用時間等で除して、「単位当たり原価」を算定し、これに受益者負担割合を乗じ算出したものを基礎として設定される。

例えば、貸室（会議室やホール）であれば、一般的に次のような計算式となる。

$$\text{使用料} = \frac{1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたり単価 (※)} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}}{\text{単位当たり原価}} \times \text{受益者負担割合}$$

↳ 単位当たり原価

$$\text{※} 1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間あたり単価} = \frac{\text{施設全体の原価}}{\text{貸出総面積} \div \text{年間貸出可能時間}}$$

また、利用目的や利用時間、曜日、属性（大人・子ども、市内・市外在住など）などにより、一定の係数を乗じ料金に差を設ける場合もある。

ただし、料金を決定する際には、原価だけでなく、他の地方公共団体や近隣の公共・民間施設の料金とも比較し、価格設定を行うのが一般的であるため、実務上、必ずしも原価のみを基礎にしているわけではないことに留意が必要である。また、使用料及び手数料等の算定に当たっては、各地方公共団体が定める使用料・手数料等の算定方針に従うのが通常であるが、市営住宅など一部のサービスについては、法令等で算定方法が定められているものもある。

⑤ 減免措置のあり方

減免措置とは、使用料・手数料等を減額又は全額免除することをいう。地方公共団体では、各種団体の活動を支援するためや、経済的・社会的弱者への配慮から、政策的に使用料・手数料等について減免措置を設ける場合がある。例えば、一定の条件を満たす障がい者団体や低所得者世帯に対する減免措置などがある。

ただし、受益者負担の原則に基づき、減免措置の適用は限定的に解釈されており、条例等で明確に規定されなければ実施できないこととされている。

(2) 他団体における使用料・手数料等の算定方針の事例

他団体における使用料・手数料等の算定方針の事例として、大阪府内の中核市では、豊中市、枚方市、八尾市が使用料・手数料等の算定方針を公表している。それぞれの算定方針の概要は【図表 4】のとおりである。

【図表 4】使用料・手数料等の算定方針の概要（豊中市、枚方市、八尾市）

項目	豊中市	枚方市	八尾市
名称	公の施設の使用料に関する指針	使用料・手数料に関する設定基準	八尾市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針
策定日	平成 24 年 8 月 (平成 30 年 3 月改定)	令和元年 11 月	平成 28 年 11 月
対象範囲	使用料※	使用料・手数料	使用料・手数料
対象経費 (使用料)	人件費、物件費、維持補修費、減価償却費等	人件費、物件費、維持補修費、減価償却費等	人件費、物件費、維持補修費、減価償却費等
(手数料)	(直接人件費、直接物件費)	人件費、物件費	同上
受益者負担の考え方 (使用料)	原則として受益者負担 50% (一部例外あり)	各種施設の性質等に応じ「性質別負担割合」を設定しているが、具体的な割合の記載はない	市場性と公共性により施設を分類し、0%、25%、50%、75%、100%で設定
(手数料)	(100%)	100%	100%
使用料・手数料等の見直しの頻度	原則 4 年ごと、必要に応じて定期的に検証 (手数料は 4 年ごとに検討)	大規模修繕や法律改正等の変化がある場合、必要に応じて見直し	概ね 5 年ごと、必要が生じた場合は随時見直し

(注) ※豊中市では手数料についての指針は定めていないが、平成 25 年度より、手数料ごとの経費額や利用件数、手数料決算額などの情報をホームページで公表しており、その中で手数料の算定方法や受益者負担割合、見直しのルールについて記載している。なお、表中には () 書きで当該ホームページの説明内容を記載している。

(出所：各市の公表情報より監査人作成)

豊中市、枚方市、八尾市の事例では、使用料の対象経費の範囲は同様である。

しかし、使用料における受益者負担割合の考え方には大きな違いがあり、また、使用料・手数料等の見直し頻度にも差がみられる。

(3) 公会計情報の活用

地方公共団体の法定決算書類には、歳入歳出決算書や財産に関する調書がある。しかし、歳入歳出決算書は現金主義会計により作成されており、財産に関する調書には公共施設の情報が含まれているものの、必ずしも資産の金額情報の記載が求められていないため、地方公共団体が所有する資産額を把握するには限界があった。この限界を補うために導入されたのが公会計である。

総務省は、公会計による財務書類の作成基準として「統一的な基準」を策定し、「統一的な基準」による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成することを要請した。この要請を受け、現在ではほとんどの地方公共団体がこの「統一的な基準」に基づいて固定資産台帳を整備し、貸借対照表、行政コスト計算書などの財務書類を作成している。

使用料・手数料等の原価算定における対象経費に減価償却費を含める場合、公会計の固定資産台帳には減価償却費の情報が含まれているため、これを活用することが効率的である。固定資産台帳では、公共施設等の資産を耐用年数の異なる資産単位（例：建物と電気設備、昇降機設備など）ごとに登録し、減価償却を行う。また、大規模修繕など一定の要件を満たすものも固定資産台帳に登録されるため、資産のきめ細かな減価償却費の情報を入手することが可能である。

一方、団体によっては、減価償却費以外の対象経費についても、システムを改修し、施設やサービス単位で把握できる仕組みを整備している例がある。これは、公会計情報の活用という意味では先進的なものといえるが、そのような取組を行っている団体は非常に少数である。現状では、多くの団体において、公会計におけるコストの計上単位が必ずしも施設やサービスごとに設定されていないため、公会計情報から直接、施設やサービスごとの原価を把握することは困難であり、減価償却費以外の対象経費については、歳出データを施設やサービスごとに集計し、把握しているのが一般的である。

3. 市における使用料・手数料等の状況

(1) 使用料及び手数料の推移

令和 3 年度から令和 5 年度までの市の一般会計における使用料及び手数料の決算額・歳入合計の推移は、【図表 5】のとおりである。

【図表 5】使用料及び手数料の決算額・歳入合計の推移（一般会計）

（単位：千円、％）

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
使用料及び手数料	1,952,361	1.3	2,266,985	1.5	2,227,257	1.6
うち使用料	1,494,433	1.0	1,801,937	1.2	1,777,745	1.3
うち手数料	457,929	0.3	465,048	0.3	449,512	0.3
歳入合計	150,146,625	100	146,598,979	100	139,756,746	100

（出所：歳入歳出決算書により監査人作成）

一般会計における使用料及び手数料の決算額は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、314,624 千円増加している。その主な要因は、公園墓地特別会計及び駐車場特別会計の廃止に伴い、公園墓地使用料が 138,029 千円の皆増、駐車場使用料が 258,205 千円の皆増となったことである。

また、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、39,728 千円減少している。令和 4 年度から令和 5 年度にかけての増減を目ごとに示すと、【図表 6】のとおりである。

【図表 6】使用料及び手数料の増減内訳（令和 4 年度及び令和 5 年度）

（単位：千円、％）

款項目	令和 4 年度	令和 5 年度	増減	
			金額	比率
使用料及び手数料	2,266,985	2,227,257	△39,728	△1.8
使用料	1,801,937	1,777,745	△24,192	△1.3
総務使用料	1,653	1,794	141	8.6
民生使用料	434,877	411,920	△22,957	△5.3
衛生使用料	417,760	433,546	15,786	3.8
農林水産業使用料	3,263	3,229	△34	△1.0
土木使用料	937,865	921,187	△16,678	△1.8
消防使用料	243	243	－	0.0
教育使用料	6,278	5,826	△451	△7.2
手数料	465,048	449,512	△15,536	△3.3
総務手数料	118,458	112,038	△6,420	△5.4
民生手数料	1,739	2,663	923	53.1
衛生手数料	316,774	301,533	△15,241	△4.8
農林水産業手数料	17	20	3	18.8
商工手数料	21	948	927	4,457.5
土木手数料	27,183	31,556	4,373	16.1
消防手数料	856	755	△101	△11.8

（出所：歳入歳出決算書により監査人作成）

令和４年度と令和５年度を比較すると、衛生使用料において 15,786 千円増加している一方、民生使用料において 22,957 千円、土木使用料において 16,678 千円、衛生手数料において 15,241 千円それぞれ減少している。

その主な増減要因は、次のとおりである。

・衛生使用料	： 15,786 千円増加	⇒ 市営葬儀使用料 14,621 千円増加
・民生使用料	： 22,957 千円減少	⇒ 市立保育所使用料 26,384 千円減少
・土木使用料	： 16,678 千円減少	⇒ 市道敷等使用料 13,634 千円減少
・衛生手数料	： 15,241 千円減少	⇒ 公園墓地手数料 11,086 千円減少 (公園墓地墓所使用者の募集は隔年で実施)

(2) 令和５年度における使用料及び手数料の調定額、収入済額等

令和５年度における使用料及び手数料の調定額・収入済額等は、【図表 7】のとおりである。

【図表 7】使用料及び手数料の調定額・収入済額等（令和５年度）

（単位：千円）

款項目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
使用料及び手数料	2,239,806	2,227,257	753	11,796
使用料	1,790,161	1,777,745	743	11,673
総務使用料	1,980	1,794	1	185
民生使用料	414,803	411,920	39	2,844
衛生使用料	433,724	433,546	－	178
農林水産業使用料	3,229	3,229	－	－
土木使用料	930,297	921,187	703	8,407
消防使用料	243	243	－	－
教育使用料	5,885	5,826	－	59
手数料	449,645	449,512	10	123
総務手数料	112,038	112,038	－	－
民生手数料	2,663	2,663	－	－
衛生手数料	301,666	301,533	10	123
農林水産業手数料	20	20	－	－
商工手数料	948	948	－	－
土木手数料	31,556	31,556	－	－
消防手数料	755	755	－	－

（出所：歳入歳出決算書により監査人作成）

使用料及び手数料については、施設の利用や役務の提供に先立って徴収する場合が多く、収入未済額や不納欠損額が発生する例は少ない。

令和 5 年度末時点における使用料及び手数料に係る収入未済額は、11,796 千円であり、その内訳は、【図表 8】のとおりで、市営住宅使用料等を含む土木使用料と市立保育所使用料等を含む民生使用料に係る収入未済額がほとんどである。

【図表 8】使用料及び手数料の収入未済額の内訳（令和 5 年度）

（単位：千円）

	収入未済額
使用料及び手数料	11,796
使用料	11,673
総務使用料	185
スポーツ施設使用料	185
民生使用料	2,844
市立認定こども園使用料	599
市立保育所使用料	1,291
高槻認定こども園分室使用料	21
学童保育料	933
衛生使用料	178
市営葬儀使用料	178
土木使用料	8,407
市営住宅使用料	6,250
市営住宅駐車場使用料	2,156
教育使用料	59
市立幼稚園使用料	59
手数料	123
衛生手数料	123
清掃手数料（し尿処理）	123

（出所：歳入歳出決算書及び歳入データにより監査人作成）

（3）市における指定管理者制度導入施設の状況

① 令和 5 年度における導入状況

市においては、令和 5 年度末時点では、47 施設において指定管理者が指定されており、このうち、利用料金制を導入している施設は 25 施設である。指定管理者制度導入施設の所管課、施設の名称、利用料金制度導入の有無等を示すと、【図表 9】のとおりである。

【図表 9】指定管理者制度導入施設一覧（令和 6 年 3 月末現在）

所管課	施設の名称	利用 料金制 (※1)	備考
文化スポーツ 振興課	高槻城公園芸術文化劇場 北館ほか 4 施設	○	一括 指定
	高槻城公園芸術文化劇場 北館		
	高槻城公園芸術文化劇場 南館		
	高槻城公園（中央エリア）		
	総合市民交流センター（クロスパル高槻）		
	生涯学習センター		
	市民プール	○	
	スポーツ施設	○	一括 指定 (※2)
	総合スポーツセンター 総合体育館		
	総合スポーツセンター 陸上競技場		
	総合スポーツセンター 青少年運動広場		
	総合スポーツセンター テニスコート		
	芥川緑地テニスコート		
	西大樋テニスコート		
	郡家テニスコート		
	南大樋運動広場		
	堤運動広場（体育館・運動広場）		
	牧田運動広場		
	庄所運動広場		
	萩谷総合公園（テニスコート、野球場、サッカー場）		
	古曽部防災公園（体育館、野球場）		
資源循環推進課	前島熱利用センター	○	
地域共生社会 推進室	ひかり湯		
長寿介護課	養護老人ホーム (※3)	○	
	老人福祉センター（富田・郡家・春日・山手・芝生）	無料	
健康医療政策課	高槻島本夜間休日応急診療所	○	
	口腔保健センター		
子育て総合 支援センター	療育園		一括 指定
	うの花療育園		
	庄所子育てすくすくセンター	○	
住宅課	川西住宅		
管理課	駐車場（桃園町、高槻駅南立体、高槻駅北地下）		一括 指定
	自転車駐車場（高槻・高槻駅南・紺屋町第 2・高槻駅北第 2 ・摂津富田駅前・紺屋町・高槻駅北地下）		一括 指定
	自転車駐車場（上牧駅）		

所管課	施設の名称	利用 料金制 (※1)	備考
公園課	萩谷総合公園 (テニスコート、野球場、サッカー場除く。)	有料 施設	一括 指定 (※2)
	古曽部防災公園 (体育館、野球場除く。)	なし	
	自然博物館	原則 無料	
下水河川企画課	番田熱利用センター	○	
歴史にぎわい 推進課	安満遺跡公園	○	

(注) ※1 利用料金制欄には、利用料金制導入施設に○を付している。

※2 萩谷総合公園及び古曽部防災公園には、文化スポーツ振興課及び公園課がそれぞれ所管する施設があるが、一括して指定管理者を指定している。

※3 養護老人ホームは、令和6年3月末をもって廃止された。

(出所：市提供資料により監査人作成)

② 利用料金制度導入施設における利用料金の状況

指定管理者制度導入施設のうち、利用料金制度導入施設（令和6年3月末をもって廃止された養護老人ホームを除く）における令和3年度から令和5年度までの利用料金の推移は、【図表10】のとおりである。令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各施設の利用料金が大幅に減少していたが、令和5年度の5類感染症移行後、従前の水準に戻りつつある。

【図表 10】 利用料金の推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高槻城公園芸術文化劇場 北館・南館 (※1)	32,621	52,954	91,000
高槻城公園 (中央エリア) (※2)	-	-	7
総合市民交流センター (クロスパル高槻)	21,164	42,653	50,287
生涯学習センター	10,260	27,424	29,398
市民プール	26,324	34,097	36,652
スポーツ施設 (※3)	48,729	57,355	57,033
萩谷総合公園	10,354	13,630	13,866
古曽部防災公園	15,720	17,381	17,830
前島熱利用センター	12,503	16,851	18,487
高槻島本夜間休日応急診療所	209,454	315,880	517,105
庄所子育てすくすくセンター	1,542	2,646	3,009
番田熱利用センター	11,125	13,751	14,917
安満遺跡公園	70,095	97,401	98,227

(注) ※1 令和3年度は市民会館と文化ホール（令和5年3月に芸術文化劇場北館に名称変更）、令和4年度は市民会館（令和4年7月閉館）、文化ホール、芸術文化劇場南館（令和5年3月開館）の利用料金である。

※2 令和5年3月新規開園

※3 総合スポーツセンター（総合体育館、陸上競技場、テニスコート、青少年運動広場）、テニスコート3か所及び運動広場4か所

(出所：市提出資料により監査人作成)

③ 利用料金制を導入していない施設の使用料

「1. (4)②徴収委託制と利用料金制」（5 ページ参照）で述べたとおり、利用料金制を導入している場合、料金は指定管理者の収入となるのに対し、利用料金制を導入せず、徴収委託制を採っている場合、施設の使用料は市の収入となる。

利用料金制度を導入していない施設の使用料は、【図表 11】の歳入科目に計上されている。

【図表 11】徴収委託制を採っている施設の使用料が計上される歳入科目

施設の名称	使用料が計上される歳入科目	
	目	節
ひかり湯	民生使用料	社会福祉使用料
口腔保健センター	衛生使用料	保健衛生使用料
療育園	民生使用料	児童福祉使用料
川西住宅	土木使用料	住宅使用料
駐車場	土木使用料	土木管理使用料
自転車駐車場		

（出所：監査人作成）

(4) 市における使用料・手数料等の見直しに係る取組

① 第 6 次高槻市総合計画

市では、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間を計画期間とする第 6 次高槻市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定している。

総合計画は、まちづくりの中長期的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行財政運営を行うためのビジョンとなる計画とされ、基本構想と基本計画の 2 層構造とされている。

総合計画における基本構想及び基本計画の中で、使用料・手数料等の見直しに関連する事項を示すと、【図表 12】のとおりである。

【図表 12】総合計画における使用料・手数料等の見直しの関連事項

基本構想・分野	施策体系	施策の方向
8 効果的・効率的な行財政運営が行われているまち	8-1 経営的行政運営の推進	1 健全財政の維持 (1) 歳入の確保 庁舎等の施設の有効活用、広告料収入等の新たな自主財源の確保、 <u>債権管理の強化、利用料等の負担の適正化</u> など、歳入確保に向けた手法の拡充を図ります。

（下線は監査人による。）

（出所：第 6 次高槻市総合計画により監査人作成）

② 「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針

市では、平成 28 年 1 月、「高槻市みらいのための経営革新宣言～フューチャープログラムの実行～」を発出し、業務の抜本的な見直しに着手しており、平成 28 年 6 月に、高槻市みらい創生審議会に今後の市政運営の在り方について諮問を行い、同年 12 月に、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた骨太方針について（以下「骨太方針」という。）が答申された。

そして、骨太方針を受け、今後の市の役割や取組の方向性を明確にすることを目的に、「高槻市みらいのための経営革新」に向けた改革方針（以下「改革方針」という。）が、平成 29 年 9 月に策定された。

改革方針における改革項目の中で、使用料・手数料等の見直しに関連する事項は次のとおりである。

【改革方針（抜粋）】

第 3 改革方針

3 改革項目

(1) 歳入改革

② 受益者負担の見直し（手数料・使用料等）

- ・施設等使用料や各種手数料について、他自治体との比較や受益と負担との関係、算定根拠の妥当性の検証等により適正化を図ります。

なお、高齢者の市営バス無料乗車証制度の現状について、検証を行います。

- ・使用料・手数料の減免については、全部門における現状を把握するとともに、減免措置の状況を検証し、適宜見直しを行います。

その後、令和 4 年 9 月には、改革方針の策定から 5 年を経過することから、これまでの取組と成果を検証し、その結果を取りまとめた「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針」に基づく取組と成果（以下「成果報告」という。）が公表された。

成果報告には、令和元年度から令和 3 年度を中心に改革の成果として、歳入改革による増収及び歳出改革による経費削減による具体的な効果額が明示されているが、「受益者負担の見直し（手数料・使用料等）」については、あくまでも受益と負担の適正化を図ることが主たる目的であり、改革の成果として増収額を記載する性質のものではないとの判断から、具体的な効果額は明示されていない。

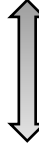
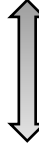
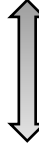
③ 施設使用料の見直しに関する指針

改革方針の策定に先立ち、平成 29 年 2 月、当時の政策経営室（現在のみらい創生室）により、施設使用料の見直しに関する指針（以下「指針」という。）が策定された。

指針の概要を示すと、【図表 13】のとおりである。

【図表 13】施設使用料の見直しに関する指針の概要

【図表 7】施設使用料の算定方法に関する指針の概要

項目		内容														
策定の目的		・ 公の施設の維持管理・運営や行政サービスに関するコストを明らかにするとともに、施設使用料について、利用する人と利用しない人の「負担の公平性・公正性」を確保し、原価の算定方法や、その原価に対する利用者負担と公費負担の考え方などの統一的な算定基準を明確にするため。														
使用料の算定方法	算定式	使用料＝原価×負担割合 【原価に算入するコスト】 ①建設費（減価償却費）、大規模修繕費 ②人件費（給与、賃金等） ③維持管理費（委託料、光熱水費、物品費等） 【原価の算定方法】 ・ 貸室等で一室当たりの原価を算定する方法 原価＝各施設の 1 m ² 当たりの時間単価×貸出面積×利用時間 ・ 利用者一人当たりの原価を算定する方法 原価＝施設の年間経費÷年間利用者数														
	負担割合	・ 各施設の性質に応じた公共性の観点を基に負担割合の区分を設定。 <table><tr><th>区分</th><th>施設の分類</th><th>公共性</th><th>利用者負担</th></tr><tr><td>A</td><td>民間で同様のサービスが提供されている施設</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>B</td><td>民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設</td><td>高い</td><td>低い</td></tr></table>				区分	施設の分類	公共性	利用者負担	A	民間で同様のサービスが提供されている施設			B	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設	高い
区分	施設の分類	公共性	利用者負担													
A	民間で同様のサービスが提供されている施設															
B	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設			高い	低い											
各種調整事項		(1) 急激な料金改定への配慮 (2) 類似施設間の不均衡の解消 (3) 近隣自治体との比較検討														
その他の検討事項		(1) 市民以外の使用料の設定 (2) 減免措置の取扱いの適正化 (3) 無料施設の有料化														

（出所：施設使用料の見直しに関する指針により監査人作成）

平成 29 年 2 月の指針策定後、市では、平成 30 年度の大阪府北部地震、台風第 21 号など自然災害による被害の発生、令和元年 10 月の消費税率の引上げ、令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、さらには近年の物価高騰など、市民生活を取り巻く厳しい環境が続いており、一斉に施設使用料の見直しを行うことは難しい状況であったと考えられる。

そのような状況下ではあったが、【図表 14】のとおり、文化施設やスポーツ施設などについては、新設や指定管理者制度の導入・公募化に合わせて、指針の考え方に沿った使用料の見直しを行っている。

【図表 14】施設使用料の見直し内容

時期	施設	状況	内容
平成 30 年 4 月	萩谷総合公園 テニスコート	改修	改修に係る工事費及び維持管理費を施設使用料に上乘せ。 市と利用者の負担割合を 5 : 5 とし、急激な料金改定への配慮や近隣自治体の類似施設の状況を勘案し、決定した。 (※1)
平成 30 年 4 月	総合体育館大体育室	冷房設備の設置	冷房設備設置に係る工事費及び維持管理費を施設使用料に上乘せ。 市と利用者負担の割合を 5 : 5 とし、急激な料金改定への配慮や近隣自治体の類似施設の状況を勘案し、決定した。 (※2)
令和元年 10 月	市内全施設	消費税率の改正	市内全施設の使用料・利用料や行政手続の手数料について、消費税率引上げに合わせて、金額の改定を行った。
令和 3 年 4 月	総合体育館中体育室	冷房設備の設置	※2 と同じ
令和 4 年 4 月	市内スポーツ施設	利用料金制導入に伴い、一体的な見直し	市と利用者負担の割合を 5 : 5 とし、急激な料金改定への配慮や近隣自治体の類似施設の状況を勘案し、決定した。
令和 5 年 3 月	高槻城公園 芸術文化劇場 北館	高槻城公園 芸術文化劇場 南館開館に伴い、 見直し	市と利用者負担の割合をホール 8.5 : 1.5、会議室等 7 : 3 とし、急激な料金改定への配慮や近隣自治体の類似施設の状況を勘案し、決定した。
令和 5 年 4 月	生涯学習センター、 クロスパル高槻		
令和 5 年 4 月	堤運動広場体育館	冷房設備の設置	※2 と同じ
令和 5 年 8 月	芥川緑地 テニスコート	改修	※1 と同じ

(出所：市提供資料)

しかし、全ての施設において施設使用料の見直しが行われたわけではなく、見直しが未実施の施設について、どのように検証を進めていくかについては、今後の課題である。

4. 監査対象とした使用料・手数料等

(1) 監査対象の選定方法

① 調査票による回答の入手

監査対象とする使用料・手数料等を選定するため、個別の使用料・手数料等の概要や各所管課における事務の状況を把握すべく、財務会計システムの「款：使用料及び手数料」の歳入データ（令和 5 年度）から、【図表 15】の条件により調査対象とした使用料・手数料の所管課に対し、調査票を配付し、回答を入手した。また、利用料金制を採用している指定管理施設の所管課については、全件、調査票の配付対象とした。

【図表 15】調査票による調査対象とした使用料・手数料等の抽出条件

区分	抽出条件
使用料・手数料	・令和 5 年度調定額 500 万円以上（細節又は細々節） ・令和 5 年度調定額 500 万円以上の使用料・手数料がない所管課については、上位 1 件（令和 5 年度調定額 50 万円未満のものを除く。）
指定管理施設（利用料金制）	・全件（令和 6 年 3 月末に廃止された養護老人ホームを除く。）

（出所：監査人作成）

調査票における主な質問項目は、【図表 16】のとおりである。

【図表 16】調査票における質問項目

質問項目	使用料	手数料	指定管理施設 （利用料金制）
名称	○	○	○
所管課	○	○	○
概要	○	○	○
根拠法令	○	○	○
施設の分類 ^{（注）}	○	—	○
料金体系	○	○	○
現行料金の決定根拠	○	○	○
近隣他市の料金水準	○	○	○
料金水準の見直し状況（平成 29 年度以降）	○	○	○
見直しに当たっての課題	○	○	○
減免の有無・内容	○	○	○
収納方法	○	○	○
収入済額・減免額・収入未済額の推移	○	○	○
指定管理料の推移	—	—	○
収納件数・減免件数の推移	○	○	○

（注）施設の分類については、「施設使用料の見直しに関する指針」における「民間で同様のサービスが提供されている施設」及び「民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設」を選択肢とした。

（出所：監査人作成）

② 監査対象とする使用料・手数料等の選定

調査票に対する回答を踏まえ、金額的な重要性が低いものや料金の決定に当たっての市の裁量が小さいと考えられるものなどを除外し、【図表 17】のとおり、42 件の使用料・手数料等を監査対象として選定した。

【図表 17】 監査対象とした使用料・手数料等

所管課	区分	名称	収入済額又は 利用料金(千円)	各論 番号 (※1)
法務ガバナンス室	手数料	情報公開等手数料	555	1
税制課	手数料	税証明閲覧手数料	14,809	2
文化スポーツ振興課	使用料	公園施設設置管理許可 使用料	1,273	3
	指定管理	高槻城公園芸術文化劇場 北館・南館	91,000	4
		高槻城公園（中央エリア）	7	-
		総合市民交流センター （クロスパル高槻）	50,287	4
		生涯学習センター	29,398	
		市民プール	36,652	5
		総合スポーツセンター他 スポーツ施設（※2）	88,729	6
市民課（支所を含む）	手数料	戸籍住民基本台帳手数料	95,169	7
斎園課	使用料	合葬式墓地使用料	136,868	8
		市営葬儀使用料	271,661	9
資源循環推進課	手数料	清掃手数料 ごみ処理	232,871	10
		清掃手数料 し尿処理	15,646	
	指定管理	前島熱利用センター	18,487	11
清掃業務課	手数料	清掃手数料 ごみ処理	5,078	10
エネルギーセンター	手数料	清掃手数料 ごみ処理	22,300	
地域共生社会推進室	使用料	ひかり湯使用料	6,846	-
健康医療政策課	使用料	口腔保健センター診療料	18,679	12
	手数料	保健衛生事務手数料	3,417	13
	指定管理	高槻島本夜間休日応急 診療所	517,105	14
保健衛生課	手数料	保健衛生事務手数料	9,602	13
子ども育成課	使用料	学童保育料	217,524	15
保育幼稚園総務課	使用料	随時利用保育料	6,489	16
		定期利用保育料	10,648	

所管課	区分	名称	収入済額又は 利用料金(千円)	各論 番号 (※1)
保育幼稚園事業課	使用料	高槻認定こども園分室 使用料	9,792	16
		市立認定こども園使用料	33,209	
		市立保育所使用料	96,182	
子育て総合支援センター	使用料	療育園診療料	30,615	-
	指定管理	庄所子育てすくすく センター	3,009	17
都市づくり推進課	手数料	屋外広告物手数料	5,514	18
住宅課	使用料	市営住宅使用料	43,278	19
		市営住宅駐車場使用料	9,968	
	手数料	長期優良住宅認定手数料	5,401	-
管理課 (※3)	使用料	市道敷等使用料	382,217	-
		自転車駐車場使用料	192,838	20
		駐車場使用料	254,538	
	手数料	放置自転車移動保管 手数料	2,710	-
公園課	使用料	芥川緑地駐車場使用料	5,801	21
下水河川企画課	指定管理	番田熱利用センター	14,917	22
歴史にぎわい推進課	使用料	公園施設設置管理許可 使用料	24,816	23
	指定管理	安満遺跡公園	98,227	-

(注) ※1 各論番号は、「第4 監査の結果及び意見(各論)」の番号である。

※2 総合スポーツセンター(総合体育館、陸上競技場、青少年運動広場、テニスコート)、芥川緑地テニスコート、西大樋テニスコート、郡家テニスコート、南大樋運動広場、堤運動広場(体育館・運動広場)、牧田運動広場、庄所運動広場、萩谷総合公園(テニスコート、野球場、サッカー場)、古曽部防災公園(体育館、野球場)

※3 管理課については、令和5年度包括外部監査の対象であったため、主に、監査の結果及び意見に対する措置状況を検討することとした。

(出所：歳入データ及び調査票により監査人作成)

(2) 監査対象とした使用料・手数料等の状況

以下では、監査対象とした使用料・手数料等について、調査票への回答及び各所管課に対するヒアリングを踏まえ、現行料金の決定根拠、直近の料金水準の見直し年度、収納方法等をまとめることとする。

① 市の裁量の有無

料金の決定に当たっての市の裁量の有無は、【図表 18】のとおりである。

【図表 18】料金の決定に当たっての市の裁量

(単位：件)

市の裁量	件数	備考
有	39	
無	3	口腔保健センター診療料、高槻島本夜間休日応急診療所、療育園診療料については、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、診療料が定められている。
合 計	42	

(出所：監査人作成)

市の裁量「無」の3件については、使用料・手数料等の料金水準が法令等により決められているものであり、市に使用料・手数料等の額を独自に設定する裁量がなく、見直しの余地がないものとして取り扱わざるを得ない。

なお、【図表 18】の市の裁量「有」の39件の中にも、法令等により料金の決定に一定の制限が設けられているものもある（【図表 19】参照）。

【図表 19】料金の決定に法令等による制限のある使用料・手数料等

名称	内容
戸籍住民基本台帳手数料	戸籍関係証明については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令によらなければならない。（住民票関係証明については各地方公共団体が任意に設定できる。）
市立認定こども園使用料 市立保育所使用料	国が利用者の所得階層区分に応じた上限額を設けており、その範囲内で各地方公共団体が決定する。
市営住宅使用料	公営住宅法施行令に使用料の算定方法が定められているが、利便性係数については各地方公共団体に裁量がある。

(出所：監査人作成)

② 現行料金の決定根拠

【図表 18】の市の裁量「有」（39件）の現行料金の決定根拠は【図表 20】のとおりであり、現行料金の決定に当たって、原価を積算しているものは、全体の半数程度となっている。

【図表 20】現行料金の決定根拠

(単位：件)

決定根拠	件数
原価を積算している	20
他市の料金水準を参考にしている	22
法令等により算定方法が定められている	6
その他	14
合 計	62

(注) 複数回答があるため、合計は一致しない。

(出所：監査人作成)

また、他市の料金水準を参考にしているものも、全体の半数程度となっている。同種のサービスの対価としての使用料・手数料等に著しい差が生じることのないよう、近隣他市との均衡に配慮する必要性は十分に理解できるが、受益者負担の原則から原価を積算し、分析することは有用である。

実際、【図表 21】のとおり、「原価を積算している」と「他市の料金水準を参考にしている」の両方に該当すると回答しているものが、15 件ある。

【図表 21】現行料金の決定根拠（原価積算・他市水準クロス集計）

		原価積算		合 計
		該当する	該当しない	
他市水準	該当する	15	7	22
	該当しない	5	12	17
合 計		20	19	39

(出所：監査人作成)

次に、【図表 20】の「原価を積算している」(20 件)について、原価の積算資料の保存状況をみると、【図表 22】のとおりである。

【図表 22】原価の積算資料の保存状況

(単位：件)

保存状況	件数
保存	14
廃棄済	6
合 計	20

(出所：監査人作成)

原価の積算資料を廃棄してしまった場合、料金水準の見直しを行うに当たって、前回の検討状況を把握できなくなってしまうことが懸念される。

③ 直近の料金水準の見直し年度

【図表 18】の市の裁量「有」（39 件）の直近の料金水準の見直し年度は【図表 23】のとおりである。

【図表 23】直近の料金水準の見直し年度

（単位：件）

年度	件数
令和 5 年度	5
令和 4 年度	8
令和 3 年度	2
令和 2 年度	1
令和元年度	10
平成 30 年度以前（又は不明）	13
合 計	39

（出所：監査人作成）

④ 収納方法

監査対象とした 42 件の使用料・手数料等の収納方法は【図表 24】のとおりであり、現金のみに収納方法が限定されているものが全体の半数程度となっている。

【図表 24】料金の収納方法

（単位：件）

収納方法	件数
市の歳入	
現金のみ（注）	13
キャッシュレス決済利用可（簡易電子申込）	2
納付書	7
納付書、口座振替	9
利用料金（指定管理者の収入）	
現金のみ	7
現金、口座振替等	4
合 計	42

（注）現金のほか、定額小為替による収納が可能なものも含む。

（出所：監査人作成）

第3 監査の結果及び意見（総論）

1. 本報告書の構成及び記載方法

(1) 構成

本報告書では、監査の結果及び意見を、総論と各論に分けて記載している。

「第3 監査の結果及び意見（総論）」では、「2. 監査の結果及び意見の一覧」において、本報告書における監査の結果及び意見の項目名を一覧形式でまとめており、「3. 総括意見」において、個別の使用料・手数料等についての監査において検出された事項を踏まえ、全庁的に対応が求められる事項を記載している。

また、「第4 監査の結果及び意見（各論）」では、監査対象とした使用料・手数料等ごとに、概要、料金の設定に係る考え方及び監査の結果及び意見を記載している。なお、「第4 監査の結果及び意見（各論）」には、監査対象とした使用料・手数料等の全てではなく、監査の結果又は意見があった場合のみ記載することとした。

(2) 監査の結果及び意見の区分

本報告書における監査の結論は、監査の結果と意見の2区分に分けて記載している。

監査の結果（自治法第252条の37第5項）とは、事務の執行における合规性（適法性と正当性）の観点から是正・改善を求めるものである。

意見（自治法第252条の38第2項）とは、監査の結果には該当しないが、合规性や経済性、効率性、有効性等の観点からみて、不合理な事項等を発見した場合に、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のことである。

2. 監査の結果及び意見の一覧

本年度の包括外部監査における監査の結果は6件、意見は44件であり、その一覧は【図表25】のとおりである。

【図表 25】 監査の結果及び意見の一覧

【図表-20】監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第3 3. 総括意見			
指針における使用料算定基準の明確化	29		1
手数料算定における受益者負担の検討	32		2
原価積算資料の保存	33		3
固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化	35		4
窓口業務におけるキャッシュレス決済の推進	37		5
簡易電子申込サービスの拡大	39		6
減免基準の公表	41		7

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第４ １．情報公開等手数料			
社会情勢の変化を踏まえた制度運用のあり方の検討	44		8
受益者負担の適正化に向けた検討	46		9
第４ ２．税証明閲覧手数料			
受益者負担割合の定期的な試算	50		10
税証明の申請手続におけるオンライン化への対応	50		11
第４ ３．公園施設設置管理許可使用料（高槻城公園芸術文化劇場南館）			
使用料の徴収の特例適用の明確化	53		12
使用料の対象面積の見直し	53		13
第４ ４．高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、 総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター			
原価積算における建設費の範囲の検討	63		14
施設の用途に応じた耐用年数の適用の検討	64		15
第４ ５．市民プール			
団体利用に係る市外料金の設定	67		16
原価積算による使用料検証の必要性	68		17
第４ ６．総合スポーツセンター他スポーツ施設			
利用料金制導入後の使用料原価積算の検証の必要性	73		18
原価積算上の耐用年数の根拠資料の整備	74		19
第４ ７．戸籍住民基本台帳手数料			
原価積算の定期的な見直し	76		20
簡易電子申込サービスの拡大	77		21
第４ ８．合葬式墓地使用料			
合葬式墓地施設の拡張の早期検討	78		22
第４ ９．市営葬儀使用料			
市営葬儀使用料に係る料金水準の検証	81		23
第４ １０．清掃手数料			
公会計・一般廃棄物処理会計基準に準じた原価積算の実施	87		24
適宜の料金改定の必要性和今後の原価積算資料の保存	89		25
臨時収集依頼における家庭廃棄物等処理申込書の記載不備	90	1	
エネルギーセンターにおける処理日付の押印間違い	91	2	
第４ １１．前島熱利用センター			
特別入館券の適切な管理の必要性	93		26
駐車場利用料金の徴収漏れ	94	3	
原価積算による使用料検証の必要性	95		27
第４ １２．口腔保健センター診療料			
現金残高をチェックした日計表への記名の必要性	98		28
第４ １３．保健衛生事務手数料			
定期的な原価積算の実施の検討	102		29
料金設定（改定）時の原価算定資料の保存	103		30

監査の結果及び意見	ページ	区分 (番号)	
		結果	意見
第４１４．高槻島本夜間休日応急診療所			
現金以外の料金收受方法の検討	105		31
第４１５．学童保育料			
学童保育料の適切な債権管理の必要性	109	4	
減免額の把握と減免基準の公表	112		32
第４１６．市立保育所使用料等			
「収入急減、災害等による軽減」に係る減免要綱の整理	122	5	
減免基準の公表	125		33
減免要件の改善	126		34
延滞金の適正な調定の実施	128		35
第４１７．庄所子育てすくすくセンター			
利用手続の簡便化	131		36
第４１８．屋外広告物手数料			
料金水準の状況の注視と根拠資料の保存	134		37
屋外広告物許可の継続手続未実施者への対応	135		38
第４１９．市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料			
市営住宅使用料等の口座振替の促進	144		39
市営住宅駐車場使用料に係る原価積算の考え方の整理	145		40
市営住宅駐車場の空スペースの有効活用	146		41
第４２１．芥川緑地駐車場使用料			
定期駐車券の管理不備	150	6	
第４２２．番田熱利用センター			
減免入館券及び特別入館券の管理	154		42
原価積算による使用料検証の必要性	155		43
第４２３．公園施設設置管理許可使用料（安満遺跡公園）			
使用料の徴収の特例適用の明確化	157		44

3. 総括意見

(1) 使用料・手数料等の設定に係る事項

① 指針における使用料算定基準の明確化【意見 1】

指針に基づく使用料の算定について、全庁統一的に運用していくため、原価に算入するコストの範囲、原価の算定方法、負担割合の取扱いを明確化するとともに、施設の管理運営に変更があった場合に合わせて見直しを行う以外にも、定期的に現行使用料の検証を行うようにすべきである。

市では、現在のところ、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に、指針に則った使用料の見直しを行っているとのことである。

見直しが行われた使用料についても、今後、社会経済状況の変化に伴い、当然、原価に算入するコストの状況変化が想定される。よって、定期的に、原価の再算定を行うとともに、近隣自治体における同種施設や民間の類似施設の使用料に関する情報を把握し、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

その際、用いられる平成 29 年 2 月に策定された指針は、原価の算定方法や原価に対する利用者負担と公費負担の割合の考え方などの統一的な算定基準を明確にすることを目的としているが、各所管課が使用料の見直しを行う際の拠り所とするには、個別に判断する余地が大きく残る。

そのため、今後、指針による使用料の算定について、全庁統一的に運用していくため、みらい創生室において、文化施設やスポーツ施設に関して実際に行われた使用料の見直し作業の実施状況を踏まえ、次の点に留意しつつ、実務的な取扱いを明確化し、全庁的に周知する必要がある。

i. 原価に算入するコスト

指針に列挙されている原価に算入するコストについて、明確化が望まれる事項と明確化のために明記すべき内容（例示）をまとめると、【図表 26】のとおりである。

【図表 26】原価に算入するコストの明確化

項目	明確化が望ましい事項	明記すべき内容（例示）
①建設費（減価償却費）、大規模修繕費	建設費の範囲	建物の建設に要した支出額（工事請負費）のみならず、建設工事に係る測量、設計、監理等に要した支出額（付随費用）を含める。
	大規模修繕費の取扱い	建設費と同様、資本的支出を減価償却費としてコストに算入する。

項目	明確化が望ましい事項	明記すべき内容（例示）
②人件費（給与、賃金等）	コスト算入の範囲	施設を維持管理するための業務に直接従事する職員に要する経費を算入する。
	金額の算定方法	職員区分別の平均給与単価に従事人数を乗じて計算する。
③維持管理費 （委託料、光熱水費、物品費等）	指定管理（利用料金制）の取扱い	指定管理者が実際に支出した経費ではなく、市が積算した施設の維持管理、運営のための経費を算入する。

（出所：監査人作成）

なお、利用料金制を採用した指定管理施設については、市が積算した施設の維持管理、運営のための経費と指定管理者が実際に支出した経費に乖離が生じる可能性があるため、定期的に両者を比較検討し、必要に応じて維持管理費の積算額を見直す必要がある。

いずれにしても、【図表 26】の項目を含め、所管課によって判断が分かれると思われる項目については、その判断基準について、指針に明記したり、別途、取扱要領を策定したりするなど、統一的な判断が行われるよう、対応すべきである。

ii. 原価の算定方法

指針には、原価の算定方法について、次のように記載されている。

【施設使用料の見直しに関する指針】（抜粋）

施設の形態により次の2通りの方法で原価を算出します。

A 貸室等で一室当たりの原価を算定する方法

原価＝各施設の1㎡当たりの時間単価×貸出面積×利用時間

$$\left(\begin{array}{l} 1 \text{ ㎡当たりの時間単価} = 1 \text{ ㎡当たりの年間経費} \div \text{年間開館時間} \\ 1 \text{ ㎡当たりの年間経費} = \text{全体の経費} \div \text{総貸出面積} \end{array} \right)$$

B 利用者一人当たりの原価を算定する方法

原価＝施設の年間経費÷年間利用者数※

※年間利用者数は、3年間の実績値または計画値に基づいて設定する。

（下線は監査人による。）

この点、「B 利用者一人当たりの原価を算定する方法」による場合には、施設の稼働状況について実績値又は計画値によっており、施設の稼働率が100%であることを前提としたものではないが、「A 貸室等で一室当たりの原価を算定する方法」による場合には、年間経費を年間開館時間で除していることから、施設の稼働率が100%であることを前提とした計算式になっている。

稼働率が 100%であることを前提に使用料を算定すると、稼働率が 100%に満たない場合のコストは、受益者負担の対象とならず、公費（税金）により負担することとなるため、結果的に、施設を利用する人と利用しない人の間で負担の不公平が生じることとなる。

一般的に施設は、フル稼働したとしても、稼働率を 100%とすることは困難であることから、施設を利用する人と利用しない人の公平性を確保するためには、施設の目標稼働率を前提に原価を算定するなどの配慮が必要と考える。その場合、1 m²当たりの時間単価の算定式は次のようになる。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間経費} \div (\text{年間開館時間} \times \text{目標稼働率})$$

なお、この算定式により受益者負担を適正化したとしても、稼働率の実績値が目標稼働率に満たない場合には、公費（税金）による負担が発生することとなるため、その理由を分析し、稼働率向上に向けた取組を検討する必要がある。

以上のように、原価の算定要素として、目標稼働率の考え方を採り入れるとともに、実績値と比較することで、施設の効率的な運営に向けた取組につなげることも可能になると考える。

iii. 負担割合

指針には、負担割合について、次のように記載されている。

【施設使用料の見直しに関する指針】（抜粋）

区分	施設の分類	公共性	利用者負担
A	民間で同様のサービスが提供されている施設	低い	高い
B	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設	高い	低い

この点、施設の分類や利用者負担（高い、低い）の判断基準が明確でなく、所管課によって判断が分かれる可能性がある。実際、同種施設であるプールに係る調査票における当初の回答内容をみると、資源循環推進課（前島熱利用センター）及び下水河川企画課（番田熱利用センター）は「A」、文化スポーツ振興課（市民プール）は「B」とされていた。

一方、他市の事例をみると、市場性（収益性）及び公共性（公的関与の強さ）の観点から施設の分類を行い、【図表 27】のように 4 象限又は 9 象限に区分した上で、それぞれに 0% から 100% までの間で受益者負担割合を設定しているものもある。

【図表 27】施設の分類に応じた負担割合のイメージ図

(収益性) ↑ 高 ↓ 低	Ⅲ	市 利 0 : 100	市 利 25 : 75	市 利 50 : 50
	Ⅱ	市 利 25 : 75	市 利 50 : 50	市 利 75 : 25
	Ⅰ	市 利 50 : 50	市 利 75 : 25	市 利 100 : 0
		A	B	C
		← 小 公共性 → 大 (公的関与の強さ)		

市：市の負担割合
利：利用者の負担割合

(出所：八尾市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針)

市においても、このような他市の事例を参考にして、指針に施設の分類と受益者負担割合についての基本的な考え方を記載することを検討すべきである。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	関連項目	
63	高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター	原価積算における建設費の範囲の検討【意見 14】
64		施設の用途に応じた耐用年数の適用の検討【意見 15】
73	総合スポーツセンター他スポーツ施設	利用料金制導入後の使用料原価積算の検証の必要性【意見 18】
81	市営葬儀使用料	市営葬儀使用料に係る料金水準の検証【意見 23】
145	市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料	市営住宅駐車場使用料に係る原価積算の考え方の整理【意見 40】

② 手数料算定における受益者負担の検討【意見 2】

現在、市では、手数料の算定に関する指針は策定されていないが、現行手数料の水準の妥当性や業務効率化の状況を検証するため、使用料と同様、手数料の算定においても、統一的な指針を策定することを含め、原価に算入するコストの範囲や受益者負担割合などについての考え方を整理されたい。

手数料は、特定の行政サービスによる利益が特定の個人に及ぶ際、行政サービスの提供に要する全ての経費を税により賄うのではなく、受益者の応分の負担を求めるものである。

そして、使用料と比較すると、行政サービスの内容が施設の利用等ではなく、特定の役務の提供であるという相違があるだけで、同様に、受益者負担の考え方が妥当することとなる。

そのため、他市では、使用料と手数料の両方を包含する料金算定の考え方を整理するものとして、「受益者負担の適正化に係る指針」などの文書を作成している例もある。

手数料についても、原価積算の考え方は使用料と同様であり、基本的には、原価に算入するコストとして、当該事務に要する費用（人件費、物件費）が考えられる。人件費については、1件当たりの事務処理時間に職員区分別の平均給与単価を乗じる方法が考えられるが、物件費については、例えば、業務システムの機能の一部を使用して手数料を徴収する事務を行っている場合など、システム開発委託料のうち当該事務に要する経費を厳密に把握することが困難な場合も想定される。そのような場合には、分かりやすさの観点から、原価に算入するコストにシステム開発委託料を含めないことも考えられる。

現在、市では、手数料の算定に関する指針は策定されていないが、現行手数料の水準の妥当性や業務効率化の状況を検証するため、統一的な指針を策定することを含め、原価に算入するコストの範囲や受益者負担割合などについての考え方を整理されたい。

また、全国的に統一して定めることが特に必要と認められているものとして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める事務については、原価積算による手数料の額を算定したとしても、政令で定める金額を標準とすることになると考えられるが、このような手数料についても、受益者負担の状況を把握するため、原価積算を行うことが望ましい。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	関連項目	
46	情報公開等手数料	受益者負担の適正化に向けた検討【意見 9】
50	税証明閲覧手数料	受益者負担割合の定期的な試算【意見 10】
76	戸籍住民基本台帳手数料	原価積算の定期的な見直し【意見 20】
102	保健衛生事務手数料	定期的な原価積算の実施の検討【意見 29】
134	屋外広告物手数料	料金水準の状況の注視と根拠資料の保存【意見 37】

③ 原価積算資料の保存【意見 3】

現行の使用料・手数料等の設定根拠となった原価積算の内容を記載した文書について、高槻市文書取扱規程に基づく保存年限の設定等に係る統一的な取扱いを周知し、使用料・手数料等が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書が確実に保存されるよう、全庁的に対応されたい。

本年度の監査の対象とした使用料・手数料等について、過去の改定時等に原価積算を実施した旨、回答を得たものについても、文書保存期間が満了したものとして、既に当時の資料が廃棄処分されており、具体的な原価積算の内容が確認できないものが少なからず見受けられた。

この点、高槻市文書取扱規程では、文書の保存年限について、次のように規定している。

【高槻市文書取扱規程（抜粋）】

（保存年限の種別）

第 29 条 文書の保存年限の種別は、次の 5 種とする。

- (1) 1 年
- (2) 3 年
- (3) 5 年
- (4) 10 年
- (5) 永年
- 2 (略)

（保存年限の決定等）

第 30 条 文書の保存年限は、法令等の定め、文書の効力、重要度、利用度、資料価値、歴史的文化的価値等を考慮して別表第 2 の保存年限基準表に基づき定めなければならない。

別表第 2（第 30 条関係）

文書保存年限基準表

永年保存

(略)

4 条例、規則、訓令及び重要な通達、要綱等の制定及び改廃に関する文書

(略)

10 年保存

(略)

5 年保存

(略)

20 前各項に掲げる文書に類するものその他 5 年保存を必要と認める文書

3 年保存

(略)

使用料・手数料等の金額（指定管理者制度による利用料金の上限額を含む。）については、条例で定める必要があり、金額の算定根拠として原価積算に係る資料が作成される。

そして、高槻市文書取扱規程別表第 2 の永年保存の表には、「4 条例、規則、訓令及び重要な通達、要綱等の制定及び改廃に関する文書」との項があるが、法務ガバナンス室によると、この項が対象としているのは条例改正に係る議案提出等についての文書そのものであるとのことであった。

一方で、高槻市文書取扱規程別表第 2 には、原価積算に係る資料が直接該当する項はなく、所管課によっては永年保存文書として取り扱っている事例もあったが、5 年保存の表に規定された「20 前各項に掲げる文書に類するものその他 5 年保存を必要と認める文書」に該当するものとして取り扱っている事例が多い状況であった。そして、仮に、5 年保存として取り扱うのであれば、同規程第 36 条の規定に基づき、保存期間が満了した文書は毎年 4 月末日までに廃棄しなければならないことになる。

よって、過去の原価積算に関する資料を廃棄することは、高槻市文書取扱規程に反しているものとまでは言えないが、現行の使用料・手数料等の設定根拠となった原価積算の内容が確認できない状況は合理的とは言えない。

そのため、全庁的に、次のような取扱いを周知するなどして、使用料・手数料等に係る原価積算の根拠資料の保存期間について統一的に取り扱うようにすべきである。

- ・原価積算資料を永年保存とする。ただし、高槻市文書取扱規程第 36 条第 5 項により 10 年ごとに保存の要否を決定するものとされているので、当該資料よりも直近の時点で原価積算を行った資料がある場合には、廃棄する。
- ・原価積算資料を 5 年保存とする。ただし、当該資料よりも直近の時点で原価積算を行った資料がない場合には、高槻市文書取扱規程第 36 条第 3 項に基づき保存期間を延長する。

いずれにしても、現行の使用料・手数料等の設定根拠となった原価積算の内容を記載した文書については確実に保存されるよう、全庁的に対応されたい。

【第 4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	関連項目	
74	総合スポーツセンター他スポーツ施設	原価積算上の耐用年数の根拠資料の整備【意見 19】
89	清掃手数料	適宜の料金改定の必要性和今後の原価積算資料の保存【意見 25】
103	保健衛生事務手数料	料金設定（改定）時の原価算定資料の保存【意見 30】
134	屋外広告物手数料	料金水準の状況の注視と根拠資料の保存【意見 37】

④ 固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化【意見 4】

使用料算定における原価積算上の取得価額には固定資産台帳から導かれる数値を利用することが効率的であるが、今後、使用料の算定に当たり、取得価額や耐用年数を精査した結果、固定資産台帳上の取得価額や耐用年数に修正が必要なものが判明した場合には、速やかに修正を行い、固定資産台帳の精緻化に努められたい。

市においては、総務省から地方公会計に係る「統一的な基準」が発出された後、平成 28 年度決算分より「統一的な基準」による財務書類を作成している。

「統一的な基準」による財務書類を作成するに当たっては、固定資産台帳の整備、更新が前提となるが、その作業は、アセットマネジメント推進室が財産所管課と連携し、毎年度、固定資産台帳に財産の取得、所管換、処分などの異動を反映し、データを更新しているとのことである。

一方、指針では、使用料の見直しに当たって、減価償却費を原価に算入することとしているが、減価償却費の把握に当たって、固定資産台帳のデータを活用するか否かについて、所管課によって異なる状況となっていた。

確かに、使用料算定における原価積算上の耐用年数は、施設の期待耐用年数など、一定の合理的な根拠に基づくものであれば、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を基に設定された固定資産台帳における耐用年数と必ずしも一致しなければならない訳ではない。

しかし、使用料算定における原価積算上の取得価額については、建物の建設に係る工事請負費のみならず、付随費用（測量、設計、監理等に要した支出額）や建設後の大規模修繕費を含めるべきところ、固定資産台帳に登録する取得価額の範囲についても同様である。そのため、使用料算定における原価積算上の取得価額と固定資産台帳上の取得価額は、基本的には一致すべきものと考えられ、固定資産台帳から導かれる数値を利用することが効率的といえる。

この点、今般の監査において、監査の対象とした使用料において、使用料算定における原価積算上の取得価額と固定資産台帳上の取得価額を比較したところ、乖離のあるものが見受けられた。このうち、固定資産台帳上の取得価額の修正が必要となるものは、【図表 28】のとおりである。なお、これらについては、原価積算上の取得価額を修正する必要はなく、算出された使用料設定上の原価が変動するものではない。

【図表 28】原価積算上と固定資産台帳上の取得価額の比較

所管課	施設名	取得価額（千円）	
		原価積算（正）	固定資産台帳（誤）
文化スポーツ振興課	高槻城公園芸術文化劇場 南館	14,650,090	14,620,660
管理課	紺屋町自転車駐車場	532,982	4,173,988
	高槻駅南立体駐車場	638,729	19,000

（出所：監査人作成）

特に乖離が大きい紺屋町自転車駐車場については単独施設ではなく、総合市民交流センター（クロスパル高槻）の一部施設であるところ、他の施設部分と自転車駐車場部分を区分せずに、全てを紺屋町自転車駐車場として固定資産台帳に計上する一方で、所管課による減価償却計算表では自転車駐車場部分のみを計上していることによると考えられる。

また、高槻城公園芸術文化劇場南館については、固定資産台帳上の取得価額について、過年度の工事監理に係る支出額の一部が登録できていなかったとのことであった。

このほか、【図表 29】のとおり、固定資産台帳上の耐用年数について、適用誤りと思われるものもあった。

【図表 29】固定資産台帳上の耐用年数の適用誤り

所管課	施設名	耐用年数	
		正	誤
文化スポーツ振興課	高槻城公園芸術文化劇場 北館	41 年	50 年
	高槻城公園芸術文化劇場 南館	41 年	47 年
	総合市民交流センター (クロスパル高槻)	50 年	38 年

(出所：監査人作成)

一般的に、固定資産台帳の管理の実務において、年度中の財産の異動についてはチェックが働きやすいが、異動がない場合の年度末残高についてはチェックが働きにくい傾向がある。

そのため、今後、使用料の算定に当たって原価積算を行う際には、財産所管課において改めて対象とする施設の取得価額や耐用年数を精査し、固定資産台帳上の取得価額や耐用年数に修正が必要なものが判明した場合には、速やかにアセットマネジメント推進室と連携して固定資産台帳の修正を行い、精緻化に努められたい。

【第 4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	関連項目	
63	高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター	原価積算における建設費の範囲の検討【意見 14】
64		施設の用途に応じた耐用年数の適用の検討【意見 15】
74	総合スポーツセンター他スポーツ施設	原価積算上の耐用年数の根拠資料の整備【意見 19】
87	清掃手数料	公会計・一般廃棄物処理会計基準に準じた原価積算の実施【意見 24】

(2) 使用料・手数料等の収納に係る事項

① 窓口業務におけるキャッシュレス決済の推進【意見 5】

市民サービス向上の観点から、窓口におけるキャッシュレス決済の導入に向けた庁内の体制を決定し、窓口におけるキャッシュレス決済を早期に導入すべく検討を進められたい。

市では、令和 5 年度に開始した簡易電子申込サービスによる住民票、独身証明書、身分証明書及び市・府民税（所得・課税）証明書の請求においては、手数料をキャッシュレス決済により納付することとなっているが、現在のところ、窓口におけるキャッシュレス決済は導入されていない。

この点、大阪府内中核市の窓口におけるキャッシュレス決済の導入状況についてみると、【図表 30】のとおりであり、寝屋川市以外の他の中核市では、既に、窓口におけるキャッシュレス決済を導入している。

【図表 30】大阪府内中核市の窓口におけるキャッシュレス決済の導入状況
(戸籍、住民票、税)

市	対象
東大阪市	・戸籍全部事項証明書 (除籍全部事項証明書)(除籍謄本・原戸籍謄本) ・住民票(または除票)の写し ・印鑑登録証明書 ・市民税・府民税証明書 ・評価証明書 ・納税証明書 等
豊中市	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部(個人)事項証明書 ・戸籍の附票の写し ・印鑑登録証の交付 ・個人番号カードの再発行 ・電子証明書の新規発行 ・市府民税 課税(所得)証明書 ・固定資産税課税証明書 ・固定資産税評価証明書 ・固定資産税台帳登載証明書 ・住宅用家屋証明書 ・納税証明書・未納のない証明 等
枚方市	・住民票 ・戸籍謄本 ・戸籍抄本 ・除籍謄本 ・附票 ・印鑑証明 ・課税証明 ・納税証明 ・評価証明
八尾市	・戸籍 全部事項証明(謄本) ・個人事項証明(抄本) ・戸籍証明書・除籍証明書 ・改製原戸籍・除籍 全部事項証明(謄本) ・個人事項証明(抄本) ・戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し ・戸籍の届出の受理証明書 ・戸籍の届出書の写し ・届書等情報内容証明書 ・戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 ・除籍電子証明書提供用識別符号の発行 ・身分証明書(2項目) ・身分証明書(1項目) ・独身証明書(民法第732条に抵触しない証明) ・行政証明書 ・住民票・除票の写し ・住民票記載事項証明書・除票記載事項証明書

市	対象
	・印鑑登録証明書 ・個人市・府民税証明書 ・納税証明書（市民税・府民税／固定資産税／軽自動車税／法人市民税） ・市税証明書（滞納のない証明書） ・評価証明書 ・公課証明書 ・その他証明書 ・住宅用家屋証明書
寝屋川市	—
吹田市	・市民課窓口でお支払いいただく証明書等手数料（住民票、印鑑証明書、戸籍の証明書など） ・市民税課・資産税課窓口でお支払いいただく証明書手数料等（課税所得証明書、評価証明書など）

（出所：各市ホームページにより監査人作成）

大阪府内の中核市の多くが窓口におけるキャッシュレス決済を導入していることに鑑みると、市においても、市民サービス向上の観点から、今後、窓口におけるキャッシュレス決済の導入を検討する必要があると考えられるが、現在のところ、推進を担う部署が明確になっていない。

推進を担う部署については、情報化施策を統括するDX戦略室、窓口業務を担う市民課や税制課、収納に係る事務処理を所管する会計課など、様々な部署が考えられるが、まずは、窓口におけるキャッシュレス決済の導入に向けた庁内の体制を決定し、導入に当たっての課題を整理した上で、窓口におけるキャッシュレス決済を早期に導入すべく検討を進められたい。

② 簡易電子申込サービスの拡大【意見 6】

令和5年12月より、簡易電子申込サービスにキャッシュレス決済機能が追加され、現在のところ、市民課及び税制課における証明書発行にのみキャッシュレス決済が導入されているが、申請者の利便性向上や、市において現金を取り扱わないことによる事務効率化及びリスク低減の観点から、引き続きキャッシュレス決済を利用可能な手続の拡大を全庁的に進められたい。

簡易電子申込サービスは、パソコンやスマートフォンなどから市民や事業者等がいつでもどこでもオンライン申込できる電子申請サービスである。DX戦略室によると、高槻市ICT戦略における4つの基本方針の一つである「ICT活用による行政サービスの向上（デジタルファーストの推進）」を実現するための代表的なサービスで、同戦略に附属するものとして令和5年3月に策定した「高槻市DX推進に向けたロードマップ」に掲げる「デジタル高槻市役所の実現」に向け、市民サービスの向上のほか職員の業務効率化も期待できることから、全庁的に積極的な活用を推進しているとのことである。

そして、令和 5 年 12 月より、簡易電子申込サービスにキャッシュレス決済機能が追加され、証明書の発行など手数料の支払が必要な手続に利用可能となったが、現在のところ、市民課及び税制課における証明書発行にのみキャッシュレス決済が導入されている。

具体的には、①申請者がスマートフォンなどの端末を利用し、マイナンバーカードを使用して本人確認を行い、仮受付を行い、②所管課において請求の内容の審査と手数料の確定を行った後、メールで申請者に連絡し、③申請者が簡易電子申込サービス内で料金を支払い、④所管課で手数料の支払を確認後、証明書の郵送を行う、という手順で行われ、申請者は手数料のほかに郵送料を負担することになる。

一方、市民課の身分証明書・独身証明書を除き、同様の証明書がコンビニ交付により発行でき、コンビニ交付の方が簡便な操作で、窓口よりも手数料が 100 円安く、その場で証明書を入手できることから、現在のところ、簡易電子申込サービスの利用件数は、それほど増加していない。

しかし、DX 戦略室が令和 4 年度に実施した「行政手続オンライン化推進に向けた棚卸調査」の結果によると、総手続数 2,139 のうち、10.8%に当たる 232 手続について、手数料等の存在がオンライン化の障壁であると回答されており、キャッシュレス決済の導入はこの障壁を低減することにつながるものと考えられる。

また、DX 戦略室では、申請件数ベースでみると、年間申請件数 1,000 件以上の手続が全体の約 93%を占めることから、これらの手続について、個別に分析を行い、所管課にヒアリングやオンライン化の実施を検討するよう促すこととしており、令和 6 年度にオンライン化の進捗状況について調査を行った。その結果の概要は【図表 31】のとおりである。

【図表 31】年間申請件数 1,000 件以上の手続のオンライン化進捗状況

(単位：手続)

	手数料あり	手数料なし	合 計
実施済み	11	45	56
検討中	5	43	48
実施予定なし	13	55	68
合 計	29	143	172

(出所：市提出資料により監査人作成)

オンライン化を実施済みの手続についても、市民課及び税制課における証明書発行以外の手続に係る手数料の収受にはキャッシュレス決済機能は活用されていない。また、検討中や実施予定なしの手続の中にもキャッシュレス決済機能を活用できる手続もあると考えられる。

キャッシュレス決済機能の追加は、令和 5 年 12 月に行われたばかりであり、いまだその効果を検証するには時期尚早であるが、申請者の利便性向上や、市において現金を取り扱わないことによる事務効率化及びリスク低減の観点から、引き続きキャッシュレス決済を利用可能な手続の拡大を全庁的に進められたい。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	関連項目	
50	税証明閲覧手数料	税証明の申請手続におけるオンライン化への対応【意見 11】
77	戸籍住民基本台帳手数料	簡易電子申込サービスの拡大【意見 21】

(3) 減免措置に係る事項

① 減免基準の公表【意見 7】

使用料・手数料等の減免については、指定管理施設の利用料金の減免を含め、要件に該当する可能性のある者に対して広く周知すべきであることから、今後、減免要綱の内容を市のホームページに掲載することを検討されたい。

行政手続法第5条及び高槻市行政手続条例第5条の規定に基づき、行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかを法令等の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるものとされており、審査基準については、行政上特別の支障があるときを除き、備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないものとされている。

これは、一般的に法令等の定めが抽象的で、行政庁に解釈・裁量の余地がある場合が多いが、申請の公正な処理を確保する観点から、申請に対するできるだけ具体的な審査基準を予め用意しておき、これを公開することを義務付けているものである。

そして、使用料・手数料の減免基準について、条例に「市長が必要と認める場合」という規定がある場合についても、その具体的な内容に関する審査基準の設定及び公表が求められることになる。なお、条例に「市長が必要と認める場合」との規定があつたとしても、次の要件に該当する場合には、審査基準を作成しないことに合理性があると考えられる。

- ・法令等の規定において判断基準が言い尽くされている。
- ・将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は稀であつて、あらかじめ審査基準を策定することが困難である。
- ・過去に申請実績があるものの、将来的には申請が見込まれず、審査基準を設定する実益がない。
- ・事案ごとの裁量が大きく、審査基準を設定することが困難である。

今回監査の対象とした使用料・手数料においても「市長が必要と認める場合」を具体化した減免要綱を作成しているものがあるが、その内容が審査基準に該当することになる。

一方、審査基準の公表については、窓口へ備え付ける方法（掲示板への掲示、簿冊形式での閲覧）、申請者の求めに応じ提示する方法のほか、ホームページに公表する方法がある。

他市では、ホームページに全庁的な審査基準を一覧できるページを設けたり、各所管課のページに審査基準を掲載したりしている例があるが、市では、現在のところ、このような取組を行っていない。

使用料・手数料の減免については、要件に該当する可能性のある者に対して広く周知すべきであることから、今後、減免要綱の内容を市のホームページに掲載することも検討されたい。

なお、指定管理施設の利用料金の減免については、行政処分に該当しないことから、審査基準の作成、公表は求められないものの、透明性の観点から、使用料・手数料と同様に、減免の内容をホームページに掲載することが望ましいと考える。

【第4 監査の結果及び意見（各論）における関連項目】

ページ	関連項目	
112	学童保育料	減免額の把握と減免基準の公表【意見 32】
125	市立保育所使用料等	減免基準の公表【意見 33】

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 情報公開等手数料

(1) 概要

手数料名	情報公開等手数料			
所管課	法務ガバナンス室			
手数料の概要	情報公開請求等の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	【情報公開制度に関するもの】 高槻市情報公開条例第 14 条 高槻市情報公開条例施行規則第 6 条、第 7 条 【個人情報保護制度に関するもの】 個人情報の保護に関する法律第 89 条 高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条 高槻市個人情報の保護に関する法律施行細則第 8 条、第 9 条			
料金体系	請求に係る手数料：無料 写しの交付に係る手数料：下表のとおり			
	公文書の種類	写しの作成方法		費用の額
	文書、図画及び写真	複写機による写しの作成 (A3、A4、B4、B5)	モノクロ単色刷り	1 枚につき 10 円
			多色刷り	1 枚につき 20 円
	電磁的記録	規則で定める光ディスク (CD/DVD) への複写による作成		1 枚につき 100 円
現行料金の決定根拠	紙代、複合機賃借料、電気料金及び人件費を積算した上で、請求者が利用しやすい価格を設定している。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和 4 年度に見直しを行った。具体的には、令和 4 年度まで実費相当額を雑入として歳入処理を行っていたが、令和 5 年度以降手数料としての位置づけに変更した。			
減免の有無・内容	高槻市情報公開条例第 14 条第 4 項及び高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条第 4 項に減免に係る規定があるが、令和 3 年度から令和 5 年度までにおいて適用された事例はない。			
収納方法	現金又は為替証書			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	－	－	－
	減免後手数料	541※1	406※1	555
	収入未済額	－	－	－
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	284※2	287※2	293※2
	減免件数	－	－	－

(注) ※1 令和4年度までは、手数料でなく、雑入として歳入処理を行っている。

※2 行政資料コーナーに設置されたセルフコピー機の収入など、一部把握していない件数がある。

(2) 手数料の設定に係る考え方

市では、令和 5 年 4 月施行の個人情報の保護に関する法律の改正に対応するため、情報公開請求及び保有個人情報開示請求における写しの交付に要する費用負担に係る歳入の位置づけを雑入（実費相当額）から手数料に変更することとしたが、その際、合わせて、手数料の水準の妥当性についての検討も行っている。

具体的には、【図表 32】のとおり、従来、実費相当額の対象となっていた紙代、複合機賃借料、電気代に加え、人件費の積算を行った。

【図表 32】情報公開等手数料の原価積算

（単位：円）

	積算根拠	白黒	カラー
紙代	庁内共通単価（A3）等	2	2
複合機賃借料	庁内単価等	3	9
電気代	高压電力単価等	1	1
人件費	職員（一般職） の時間単価	10	10
黒塗り処置（8 秒）			
複写作業（3 秒）			
枚数確認（1 秒）			
合 計		16	22
現行（実費相当額）		10	20

（出所：市提出資料により監査人作成）

人件費を追加計上することになった結果、従来の実費相当額を上回ることになるが、複合機賃借料単価の低下見込みや近隣自治体の水準から、請求者が利用しやすい価格を維持するため、手数料の額は、従来の実費相当額と同額とすることになった。

(3) 監査の結果及び意見

① 社会情勢の変化を踏まえた制度運用のあり方の検討【意見 8】

社会情勢の変化を踏まえ、短期的には、インターネットを活用した公開請求の受付及び写しの交付における利便性の向上に向けた方策を検討されたい。

また、中長期的には、公開請求権者の範囲の妥当性を定期的に検証することを常に意識されたい。

情報公開制度の目的は、市が保有する情報の公開と提供を積極的に行うことによって、開かれた市政を築くための制度であって、この制度の適正な運用を通じて、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で効率的な市政を確保し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することである（高槻市情報公開条例第 1 条）。

このような目的を達成するためには、できるだけ多くの市民等が情報公開制度を有効に活用できるよう、地方分権や高度情報化社会の進展などの社会情勢の変化を踏まえ、より分かりやすく、利用しやすくなるような制度運用のあり方について、不断の検討を行う必要がある。

まず、情報公開制度の具体的な運用方法の見直しについては、短期的に取り組むことが可能な課題であるとする。

例えば、公開請求の受付及び写しの交付について、市民等の利便性を向上させるため、【図表 33】のような見直しを行うことが考えられる。

【図表 33】情報公開制度の運用方法の見直し案

区分	現状	見直し案
公開請求の受付	・ 法務ガバナンス室への持参、郵送やファクシミリによる送信	・ 簡易電子申込サービスを活用し、インターネットによる受付を導入
写しの交付	・ 紙又は電磁的記録媒体に複写	・ 紙で保有する文書の写しを、スキャンにより電子データ化したものによる交付を導入 ・ 電子データによる写しの交付について、電子メールの活用を導入

(出所：監査人作成)

次に、公開請求権者の範囲の妥当性については、中長期的に検討すべき課題であるとする。

この点、他の中核市における公開請求権者の範囲をみると、【図表 34】のような類型に分かれており、他の中核市の多くにおいて、公開請求権者の範囲を「何人も」としている状況である。

【図表 34】各地方公共団体における公開請求権者の範囲

	公開請求権者の範囲	団体数 (中核市)
①	「何人も」	41
②	「市民等」に限る	18
③	その他	3
合 計		62

(出所：団体数はいわき市が全国の中核市を対象に実施した調査結果による)

一方、市における具体的な公開請求権者の範囲等は、【図表 35】のとおりである。

【図表 35】市における公開請求権者の範囲等

情報公開条例第 5 条第 1 項	情報公開条例第 5 条第 2 項
公文書公開請求	公文書公開申出
(1) 市の区域内に住所を有する者 (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (3) 市の区域内に存する学校に在学する者 (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの	左記以外のものから公文書の公開の申出があった場合においても、公文書の公開に努めるものとする。

(出所：高槻市情報公開条例第 5 条より監査人作成)

市では、情報公開制度の導入に先立つ昭和 61 年 7 月及び国の行政機関を対象とする行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行後である平成 15 年 3 月の 2 回にわたり、有識者で構成される懇話会の提言を受け、公開請求権者を「何人と」というように広く定めることと、制度運用に要するコストを市民が負担することとの均衡を検討し、公開請求権者の範囲を定めたとのことである。

そして、公開請求権者以外からの公文書の公開の申出についても、公文書の公開に努めるものとしており、監査人としても、現行の規定には一定の合理性があると考えているが、今後、社会情勢の変化や他市の動向を注視しつつ、公開請求権者の範囲が依然として妥当であるか、定期的に検証することを常に意識されたい。

② 受益者負担の適正化に向けた検討【意見 9】

今般の包括外部監査において、情報公開請求及び申出について作業時間の調査を依頼した結果、現状の手数料の設定において、そもそも原価として認識されていない人件費が少なからず発生していることが判明したため、まずは、制度を利用する市民等にその負担を求めることの可否を検討した上で、現行の手数料の水準の見直しや新たな類型の手数料の導入について検討する必要がある。

情報公開の請求及び申出から公開に至るまでに、市において要する事務量は、【図表 36】のように整理することができる。

【図表 36】情報公開の請求及び申出から公開に至るまでに要する事務量

No.	内容	担当
①	文書を特定するまでに要する事務量	各所管課
②	文書特定後、情報の公開の可否の判断に要する事務量	
③	情報の公開の可否の判断後、起案から決裁までに要する事務 量（法務ガバナンス室での合議時間は除く。）	
④	決裁後、非公開情報のマスキング作業から法務ガバナンス室 に対象文書を渡すまでに要する事務量	
⑤	法務ガバナンス室における窓口対応、所管課への確認・調整、 合議審査、発送業務等に要する事務量	法務ガバナンス室

（出所：市作成資料より監査人作成）

「(2) 手数料の設定に係る考え方」で述べたとおり、現行の手数料の設定に当たっても人件費を積算しているが、【図表 36】の④及び⑤に含まれる写しの作成に係る作業時間のみを対象としたものであり、その他にも①から⑤までの作業時間を要している実態があることから、今般の包括外部監査において、令和 6 年 8 月 16 日から 9 月 30 日までに受け付けた情報公開請求及び申出について作業時間の調査を依頼した。

その結果を集計すると、【図表 37】のとおりとなっており、写しの作成以外に要する作業時間及び人件費が少なからず発生していることが明らかになった。

なお、部分公開及び部分公開/不存在の人件費平均が全体公開よりも高くなっているのは、文書の原本を複写した後、手作業で黒塗り処置を行ったものを、さらに複写して開示文書を作成する必要があるためであると思われる。

【図表 37】情報公開請求及び申出に係る作業時間の調査結果

	件数 (件)	作業時間（時間）						人件費（円）	
		①	②	③	④	⑤	合計	合計	平均
全体公開	3	7.1	5.6	5.6	1.2	7.5	27.0	122,180	40,727
部分公開	13	100.1	35.6	45.1	29.7	32.5	243.0	1,103,112	84,855
不存在	4	15.0	3.5	5.5	0.5	10.0	34.5	155,695	38,924
部分公開 /不存在	1	3.0	7.0	8.7	2.0	2.5	23.2	90,578	90,578
合 計	21	125.2	51.7	64.9	33.4	52.5	327.7	1,471,565	70,075

（注）1. ①から⑤までは【図表 36】の No. である。

2. 作業時間については、職階別に調査したが、内訳の記載は省略している。人件費は職階別の作業時間に人事企画室作成の令和 5 年度決算見込額ベースの職階別平均給与を乗じた額である。

（出所：市作成資料より監査人作成）

【図表 37】のような情報公開請求等に要する人件費の発生状況を鑑みると、受益者負担の適正化の観点から、改めて情報公開等手数料の設定のあり方について検討する必要がある。

この点、国の情報公開手数料についてみると、【図表 38】のとおりであり、写しの交付に係る手数料のみならず、請求に係る手数料も徴収している。

【図表 38】国の情報公開手数料の概要（一部抜粋）

区分		
開示請求手数料	書面による場合	行政文書 1 件につき 300 円
	オンラインによる場合	行政文書 1 件につき 200 円
開示実施手数料 (文書又は図画)	閲覧	100 枚までごとにつき 100 円
	複写機により用紙に複写したものの交付（白黒）	用紙 1 枚につき 10 円（A2 判については 40 円、A1 判については 80 円）
	オンラインによる方法	当該文書又は図画 1 枚につき 10 円

（出所：総務省ホームページより作成）

一方、市レベルでの状況をみると、大阪府内で請求に係る手数料を徴収している市は、吹田市のみであり、全国的に見ても、徴収している例は少ない。これは、「①**社会情勢の変化を踏まえた制度運用のあり方の検討【意見 8】**」で述べた情報公開制度の目的に鑑み、請求に係る手数料の有料化に慎重な姿勢を示す地方公共団体が多い現れであると考ええる。

しかし、請求後、閲覧のみで写しの交付に至らない場合にも、人件費が発生している実態があることから、閲覧に係る手数料を徴収したり、部分公開の場合には黒塗り処置に係る作業が発生することから、部分公開に係る手数料を徴収したりすることは考えられる。

いずれにしても、情報公開制度を適切に維持していくためには、一定のコスト負担が生じることは不可避であるが、現状の手数料の設定において、そもそも原価として認識されていない人件費が少なからず発生していることが判明したため、まずは、制度を利用する市民等にその負担を求めることの可否を検討した上で、現行の手数料の水準の見直しや新たな類型の手数料の導入について検討する必要がある。

2. 税証明閲覧手数料

(1) 概要

手数料名	税証明閲覧手数料			
所管課	税制課			
手数料の概要	税証明や固定資産関係閲覧の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市手数料条例			
料金体系	高槻市手数料条例に基づく。 ・所得証明、納税証明：1 件 300 円（所得証明のコンビニ交付は 200 円） ・土地、家屋又は償却資産に関する証明 1 件 300 円（2 件以上の証明（1 件ごとに証明書を発行する場合を除く。）にあっては、2 件目からは 1 件 150 円） ・固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産に関する公簿の閲覧若しくは写しの交付 1 件 300 円 ・住宅用家屋証明 1 件 1,300 円			
現行料金の決定根拠	他市の料金水準を参考にしている。なお、マイナンバーカード普及促進のため、コンビニを利用する際の手数料を減額している。			
料金水準の見直し状況（平成 29 年度以降）	平成 30 年：消費税率引上げに伴う全庁的な実態把握の際に、本手数料自体は消費税非課税だが受益者負担割合を試算して据置 令和 5 年 1 月：コンビニ交付の手数料を窓口より 100 円引下げ			
減免の有無・内容	有（高槻市手数料条例施行規則第 2 条第 1 号 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく申請書等に添付する所得に関する証明）			
収納方法	窓口：現金、郵送請求：定額小為替、コンビニ交付：主に現金、簡易電子申込：キャッシュレス決済			
収納額等の推移（単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	2	1	0
	減免後手数料	15,004	15,930	14,809
	収入未済額	－	－	－
件数の推移（単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	48,056	51,055	50,614
	減免件数	6	3	1

(2) 手数料の設定に関する考え方

他市の料金水準を参考として手数料を設定することとしている。なお、本手数料は消費税非課税であるが、平成 30 年度に消費税引上げに伴う全庁的な手数料の実態把握が行われた際、税制課において、受益者負担割合を試算して据置とした。

(3) 監査の結果及び意見

① 受益者負担割合の定期的な試算【意見 10】

税証明閲覧手数料に関する受益者負担割合の試算は、平成 30 年度以降、実施されていない。手数料算定に係る全庁統一的な考え方が整理された場合には、試算を定期的に行い、受益者負担割合の水準の適正性を確認することが望ましい。

前述のとおり、税証明閲覧手数料の決定根拠については、他市の料金水準を参考としているが、令和元年 10 月の消費税率引き上げに先立ち、平成 30 年度に消費税引上げに伴う全庁的な手数料の実態把握が行われた際、税制課において、受益者負担割合の試算が行われた。

これは、平成 29 年度決算を基に税証明に要する費用を精査し、受益者負担割合（1 件当たり手数料÷1 件当たりコスト）が消費税率引き上げの前後で乖離がみられるかどうかを試算したものである。試算の結果、受益者負担割合に乖離はみられなかったため、税証明手数料を改定する必要性はないと判断された。なお、税証明に関する費用には、市民税課の課税システム関係費用の一部及び市民税課の人件費の一部が含まれる。しかし、按分しがたいとして、受益者負担割合の試算に当たって、税証明に要する費用に含めていなかった。

また、令和 5 年 1 月にコンビニ交付の手数料を窓口より 100 円引下げとなったが、平成 30 年度以降は、受益者負担割合の試算は行われていない。今後、国が主導する自治体情報システム標準化・共通化が証明書の交付業務に及ぼす影響も少なくないと考えられることから、受益者負担割合の試算を定期的に行い、受益者負担割合の適正性を確認することが望ましい。

その際、自治体情報システム標準化・共通化に対応するための開発移行経費の取扱いが課題となると考えられるが、この点は、全庁的に検討すべき事項と考えられる。今後、「第 3 3. (1)②手数料算定における受益者負担の検討【意見 2】」（32 ページ参照）を踏まえ、手数料の算定において原価に算入するコストの範囲や受益者負担割合などに係る統一的な考え方が整理された場合には、税証明閲覧手数料についても、その考え方に基づき、受益者負担割合の適正性を検証する必要がある。

② 税証明の申請手続におけるオンライン化への対応【意見 11】

将来、eLTAX を経由した電子的な手続による税証明の申請が可能となることが予定されている。現在のところ、利用可能となる時期は不明であるが、今後も、国や地方税共同機構の動向を注視し、機を逸することなく、業務の電子化対応を進められたい。

課税・所得証明の発行件数は、令和 5 年度においては、税制課及び各支所の窓口が 26,880 件、コンビニ交付が 9,678 件、簡易電子申込サービスが 11 件で、合計は 36,569 件であった。また、税制課及び各支所の窓口における所得証明以外の件数は、22,800 件であった。

このように、現状においては、窓口における税証明の申請が多い状況にあるが、行政手続のオンライン化が進められる中、今後、税証明の申請手続についてもオンライン化を進めていく必要がある。

この点、令和 6 年 3 月より簡易電子申込サービスによる所得・課税証明のオンライン申請を開始しているが、証明書の受取は郵送となり、手数料のほかに郵送料が必要で、窓口で請求するより日数を要し、手数料もコンビニ交付の方が安いことから利用者にとってのメリットは大きいものではない。また、簡易電子申込サービスではマイナンバーカードによる認証が前提となることから、手続の対象を法人や代理人による申請に拡大することは困難と考えられる。

一方、地方税に関しては、納税者から地方公共団体宛の申請手続等（税証明申請等含む）についても、実務的な準備が整ったものから、eLTAX を経由して電子的な手続が可能となるようにしていくこととされ、eLTAX のポータル部分を管轄している地方税共同機構において検討されている。地方税共同機構のホームページに掲載された「令和 5 年度（2023 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」には次のように記載されている。

【令和 5 年度（2023 年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（抜粋）】

1. 地方税関係通知のデジタル化

- 納税通知書（課税明細書を含む）及びそれに付随する納付書（以下「納税通知書等」）のデジタル化については、納税通知書等の案件特定方法として eL-QR を活用すること等を前提として、ほぼ全ての団体で eL-QR に対応している固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を対象税目として、eLTAX 及びマイナポータルを活用して、納税者等からの申請に応じて、全国統一的に電子的に送付する仕組みとすべき。
- 納税通知書等の電子的送付の実装後、できるだけ早期に電子納税通知書の正本化を実現していくべき。
- 納税者等の申請を前提とした電子的送付の仕組みとすることから、納税者が申請する機会を増やすための方策についても検討していくことが適当。
- 納税証明書のデジタル化については、納税通知書等の電子的送付の実装後、早期に実現していくことが必要。
- 納税証明書や課税証明書等の各種証明書について、行政機関間での情報連携の推進についても検討することが適当。

このように、納税通知書等の電子的送付の実装後、次の段階として、納税証明書のデジタル化に取り組むこととされており、現在のところ、地方税共同機構における対応時期は不明である。

市では、令和 4 年度包括外部監査結果報告書における「独自の投資を行った後に国や地方税共同機構の仕様に沿った改修を迫られることは避けるべき」との意見を踏まえ、税証明について、eLTAX を経由した電子的な手続としていく方針としていることから、国や地方税共同機構の動向を注視し、機を逸することなく、業務のオンライン化への対応を進められたい。

3. 公園施設設置管理許可使用料（高槻城公園芸術文化劇場南館）

(1) 概要

使用料名	公園施設設置管理許可使用料（高槻城公園芸術文化劇場南館）			
所管課	文化スポーツ振興課			
使用料の概要	高槻城公園芸術文化劇場南館の館内のカフェに係る公園施設の管理許可使用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市都市公園条例第 14 条、別表第 2 第 1 項備考 1			
料金体系	36,364 円／㎡／年			
現行料金の決定根拠	公募により使用料の額を提案させて決定している。 （公募により都市公園法第 5 条第 1 項の許可を受ける者に使用料の額を提案させる場合の使用料は、公園施設を管理する場合、管理面積 1 平方メートルにつき 1 年で 4,000 円以上であって、当該提案に係る額を勘案して市長が定める額とする。）			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	なし			
減免の有無・内容	なし			
収納方法	納付書			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	-	49※1	1,273
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	-	1※1	1
	減免件数	-	-	-

（注）※1 令和 4 年度の使用料（1 件、49 千円）は、歴史にぎわい推進課に収納されているが、本項目に記載している。

(2) 使用料の設定に係る考え方

高槻城公園芸術文化劇場南館は、老朽化した市民会館に代わり整備され、令和 5 年 3 月 18 日にオープンした。本項目において監査の対象とした公園施設設置管理許可使用料は開館と同時にオープンした館内のカフェに係るものである。高槻城公園芸術文化劇場南館の整備に当たっては、本劇場及び公園利用者に飲食のサービスを提供することにより、施設の利便性を高めるとともに、施設の魅力や集客の向上に資することを目的として、本劇場内にカフェを出店する事業者を募集した。事業者は、市から公園施設の管理許可（市が建設した施設を事業者が管理し、営業を行う）を受け、市に使用料を納付することになる。

使用料については、「(1)概要 現行料金の決定根拠」に記載したとおり条例に定める額以上を事業者に提案させ、その提案額を勘案して、市が定めている。

(3) 監査の結果及び意見

① 使用料の徴収の特例適用の明確化【意見 12】

高槻城公園芸術文化劇場南館の公園施設設置管理許可使用料の徴収を特例により行う場合には、根拠規定を起案書等に記載することにより明確化されたい。

公園施設設置管理許可使用料の徴収方法については、高槻市都市公園条例において、次のとおり規定されている。

【高槻市都市公園条例（抜粋）】

（使用料及び利用料金の徴収方法）

第 17 条 使用料及び利用料金は、許可の際、その全額を徴収する。ただし、市長（利用料金にあっては、指定管理者）が特に必要と認める場合については、この限りでない。

この規定のとおり、使用料は許可の際に全部を徴収するのが原則であるが、市長が特に必要と認める場合には特例があり、高槻市都市公園条例施行規則第 11 条において、下記のとおり規定されている。

【高槻市都市公園条例施行規則（抜粋）】

（使用料の徴収の特例）

第 11 条 条例第 17 条ただし書の市長が特に必要と認める場合及びその場合における使用料の徴収方法は、次に定めるところによる。

（1）許可の期間が 1 年以上のものについては毎年度徴収するものとし、初年度分にあつては許可の際に、次年度以降の分にあつては当該年度分をその年度当初に徴収する。

一方、高槻城公園芸術文化劇場南館の令和 5 年度における公園施設設置管理許可使用料は、年間分について、5 月末日を納期限として徴収している。

この点、特例である高槻市都市公園条例第 17 条ただし書及び同条例施行規則第 11 条第 1 号を適用し、市が年度ごとに使用料を徴収すること自体に問題はない。

しかし、高槻市都市公園条例において、許可の際にその全額を徴収するのが原則とされていることを鑑みると、同条例第 17 条ただし書及び同条例施行規則第 11 条第 1 号を適用するに当たっては、その旨を明確にしておく必要があると考える。

よって、使用料の徴収を特例により行う場合には、根拠規定を起案書等に記載することにより明確化されたい。

② 使用料の対象面積の見直し【意見 13】

高槻城公園芸術文化劇場南館のカフェの客席部分を一般開放することとしているため、当該部分に係る使用料を免除している。しかし、実質的にカフェ利用者の専用利用部分と認められる部分が含まれることから、今後、管理許可期間を更新する際には、物販棚等の取扱いも含め、使用料の対象面積の範囲について、事業者と再度協議を行われたい。

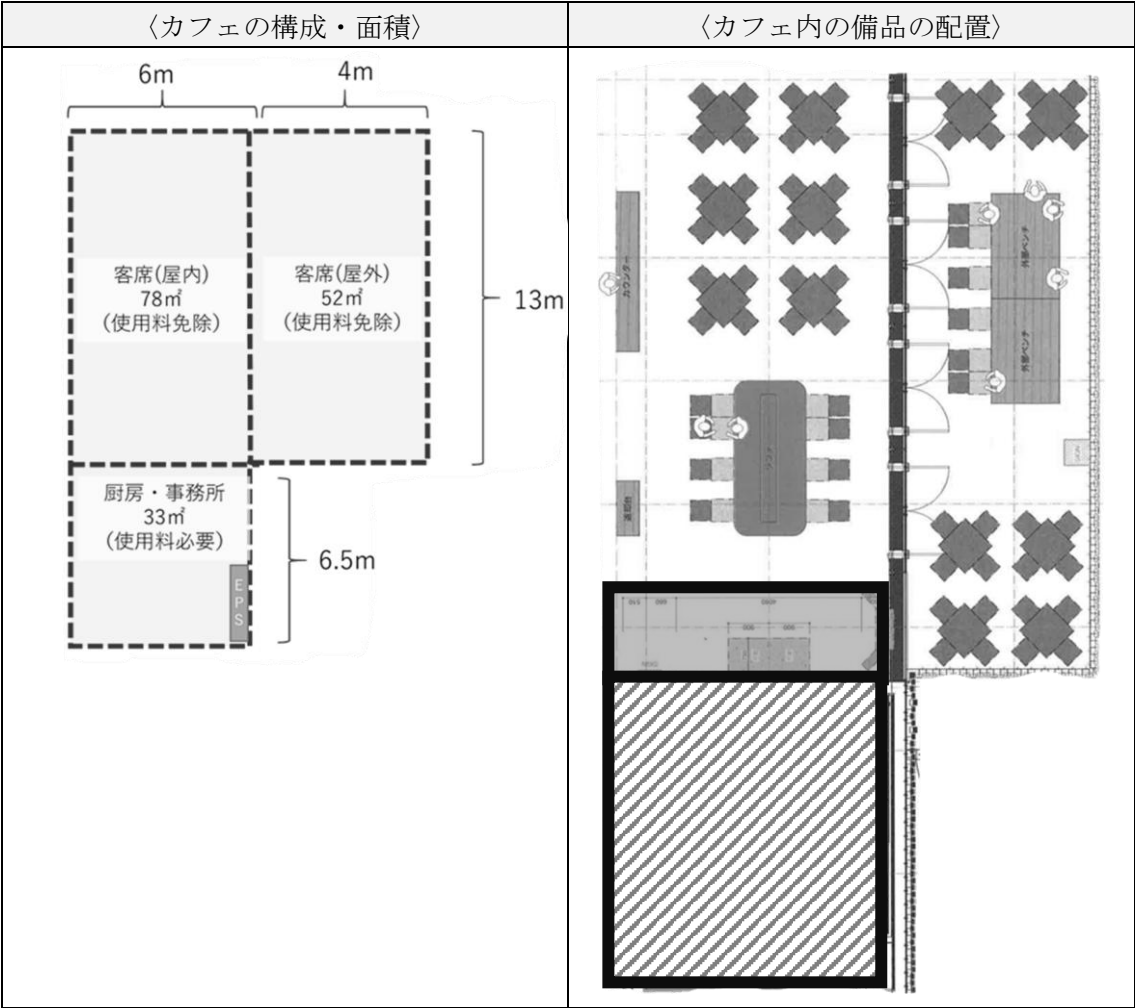
高槻城公園芸術文化劇場南館のカフェは、厨房・事務所部分、客席（屋内）及び客席（屋外）部分で構成されている。厨房・事務所、客席の全面積が管理対象であるが、使用料の対象とされているのは、厨房・事務所部分の 33 ㎡のみとなっている（【図表 39】参照。なお、他に屋外の別の場所にあるカフェ専用のゴミ箱置場部分の 2 ㎡も使用料の対象となっている。）。

また、客席部分のテーブル、イス、プランター等の備品は、事業者負担で調達・配置し、その維持管理も行うこととなっている。そして、客席部分の使用料については、一般開放することとなっているため、基本協定書において減免対象となっている。

【基本協定書（抜粋）】

（公園使用料）
第 19 条
3 客席部分はカフェ利用者以外の一般利用者が無料で自由に利用できるものとし、使用料の減免対象とする。

【図表 39】 高槻城公園芸術文化劇場南館のカフェの配置



（出所：市提供資料を加工）

【図表 39】〈カフェ内の備品の配置〉の下方の斜線部分が、使用料の対象となっている厨房・事務所部分であり、それ以外の部分が、使用料の対象となっていない客席部分である。

監査人が現地視察を行ったところ、確かに、客席部分のテーブル・イスは、カフェ利用者以外の一般利用者也無料で自由に利用できるようになっていた。しかし、【図表 39】〈カフェ内の備品の配置〉の厨房・事務所部分の直上の太線で囲っている部分については、カフェの物販棚やカフェ利用客の導線確保のためのベルトパーテーションが設置されていたことから、一般利用者也立ち入ることができるとはいえ、実質的にはカフェ利用者の専用利用部分といえるものであった。

高槻城公園芸術文化劇場内カフェ出店事業者募集要項（以下「募集要項」という。）において、下記のとおり運営条件が示されている。

【募集要項（抜粋）】

第4 募集条件

2 運営条件

(2) 厨房・客席条件

○客席部分の一部を売場等で専用利用する場合や、館内に別途倉庫等を必要とする場合は、市との協議及び当該専用部分の使用料が必要となります。

また、都市公園内施設管理許可書において、下記のとおり許可条件として、募集要項を遵守することが含まれている。

【都市公園内施設管理許可書（抜粋）】

(遵守義務)

13. 業務の履行に当たっては、次に定める事項のほか、高槻城公園芸術文化劇場内カフェの管理運営に関する基本協定書、高槻城公園芸術文化劇場内カフェ出店事業者募集要項、都市公園法及び関連法令等を遵守すること。（以下、略）

文化スポーツ振興課によると、物販棚等は固定ではなく、動かすことができるものであり、営業時間終了後は厨房・事務所部分に収納することから、協議の結果、使用料の対象としなかったとのことである。しかし、当該協議内容は文書として保存されていなかったため、確認することができなかった。

市は、今後、許可の更新を行う際には、物販棚等の取扱いも含めて使用料の対象面積の範囲について、事業者と再度協議を行いたい。

4. 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、 総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター

(1) 概要

高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）及び生涯学習センターは、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団を指定管理者として、一括して管理運営を行っているため、本項目でまとめて記載している。

<高槻城公園芸術文化劇場北館・南館>

施設名	高槻城公園芸術文化劇場北館 高槻城公園芸術文化劇場南館			
所管課	文化スポーツ振興課			
施設の設置目的	文化芸術の継承、創造及び発信を通して、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会を実現するとともに、都市の魅力向上及びにぎわいの創出に寄与する			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立芸術文化劇場条例第7条 (令和5年3月までは高槻市立文化会館条例)			
料金体系	「(2)施設の概要 ③料金体系(主なもの)」のとおり			
現行料金の決定根拠	「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき、原価(建設費、人件費及び維持管理費)を積算するとともに、他市の料金水準を参考にしている。			
料金水準の見直し状況 (平成29年度以降)	北館：令和5年3月料金改定 南館：令和5年3月新規開館により料金設定			
減免の有無・内容	有(芸術文化劇場条例・同規則等に規定)			
収納方法	窓口現金払い、口座振替、銀行振込			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	414	502	518
	減免後利用料金	32,621※2	52,954※3	91,000
	指定管理料※1	418,658	577,291	546,683
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	3,468	2,545	3,625
	減免件数	14	3	3

(注) ※1 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、高槻城公園(中央エリア)、総合市民交流センター(クロスパル高槻)、生涯学習センターの合算額

※2 市民会館と文化ホール(令和5年3月に芸術文化劇場北館に名称変更)の収入額

※3 市民会館(令和4年7月閉館)、文化ホール、芸術文化劇場南館(令和5年3月開館)の収入額

<総合市民交流センター（クロスパル高槻）>

施設名	総合市民交流センター（クロスパル高槻）			
所管課	文化スポーツ振興課			
施設の設置目的	世代及び性別を超えた市民相互の交流を推進することにより、女性、青少年その他市民の諸活動を促進し、もって生活文化の向上に資する			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立総合市民交流センター条例第7条			
料金体系	「(2)施設の概要 ③料金体系（主なもの）」のとおり			
現行料金の決定根拠	「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき、原価（建設費、人件費及び維持管理費）を積算するとともに、他市の料金水準を参考に行っている。			
料金水準の見直し状況 (平成29年度以降)	令和5年4月料金改定			
減免の有無・内容	有（総合市民交流センター条例・同規則等に規定）			
収納方法	窓口現金払い、口座振替、銀行振込			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	306	335	379
	減免後利用料金	21,164	42,653	50,287
	指定管理料※1	418,658	577,291	546,683
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	8,911	13,989	13,771
	減免件数	40	55	61

(注) ※1 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、高槻城公園（中央エリア）、総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センターの合算額

<生涯学習センター>

施設名	生涯学習センター			
所管課	文化スポーツ振興課			
施設の設置目的	生涯学習に係る機会を提供することにより、市民の生涯にわたる学習活動を促進し、もって市民の生涯学習の振興に資する			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立生涯学習センター条例第7条			
料金体系	「(2)施設の概要 ③料金体系（主なもの）」のとおり			
現行料金の決定根拠	「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき、原価（建設費、人件費及び維持管理費）を積算するとともに、他市の料金水準を参考に行っている。			

料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	令和 5 年 4 月料金改定			
減免の有無・内容	有 (生涯学習センター条例・同規則等に規定)			
収納方法	窓口現金払い、口座振替、銀行振込			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	343	—	—
	減免後利用料金	10,260	27,424	29,398
	指定管理料※1	418,657	577,291	546,683
	市への納付金	—	—	—
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	1,465	2,755	2,934
	減免件数	11	—	—

(注) ※1 高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、高槻城公園 (中央エリア)、総合市民交流センター (クロスパル高槻)、生涯学習センターの合算額

(2) 施設の概要

① 施設の所在地、開館時期

施設名	所在地	開館時期
高槻城公園芸術文化劇場北館	野見町 2 番 33 号	平成 4 年 4 月 1 日
高槻城公園芸術文化劇場南館	野見町 6 番 8 号	令和 5 年 3 月 18 日
総合市民交流センター (クロスパル高槻)	紺屋町 1 番 2 号	平成 8 年 4 月 1 日
生涯学習センター	桃園町 2 番 1 号	平成 6 年 4 月 1 日

② 施設の利用状況 (主なもの)

<高槻城公園芸術文化劇場北館>

(単位：件)

	中ホール	会議室等
令和 5 年度	177	1,255
令和 4 年度	207	1,473

(出所：令和 5 年度主要事務執行報告書)

<高槻城公園芸術文化劇場南館>

(単位：件)

	トリシマホール	太陽ファルマ テックホール	サンユレック ホール	スタジオ
令和 5 年度	225	210	198	2,746
令和 4 年度	3	2	3	13

(注) 高槻城公園芸術文化劇場南館：令和 5 年 3 月 18 日供用開始

(出所：令和 5 年度主要事務執行報告書)

＜総合市民交流センター（クロスパル高槻）＞

（単位：件）

	イベントホール	学習諸室等	交流ギャラリー はなみずき
令和 5 年度	608	12,955	158
令和 4 年度	609	13,157	151

（出所：令和 5 年度主要事務執行報告書）

＜生涯学習センター＞

（単位：件）

	多目的ホール	学習諸室等	展示館けやき （団体数）
令和 5 年度	183	2,775	31
令和 4 年度	197	2,575	33

（出所：令和 5 年度主要事務執行報告書）

③ 料金体系（主なもの）

＜高槻城公園芸術文化劇場北館＞

区分	単位	利用料金
中ホール	全日	111,000 円
会議室	1 時間	5,810 円

（出所：高槻市立芸術文化劇場条例別表（第 7 条関係））

＜高槻城公園芸術文化劇場南館＞

区分	単位	利用料金
大ホール（トリシマホール）	全日	186,000 円
小ホール（太陽ファルマテックホール）		53,000 円
大スタジオ（サンユレックホール）		
中スタジオ	1	2,570 円
	2	1,390 円

（注）区分の括弧書きは監査人追記

（出所：高槻市立芸術文化劇場条例別表（第 7 条関係））

＜総合市民交流センター（クロスパル高槻）＞

区分	単位	利用料金
201 会議室	1 時間	800 円
イベントホール		2,870 円
ギャラリー	1 期間	37,000 円

（出所：高槻市立総合市民交流センター条例別表第 1（第 7 条関係））

＜生涯学習センター＞

区分	単位	利用料金
多目的ホール	全日	53,000 円
第 1 会議室	1 時間	970 円
展示館	1 区分	52,380 円

（出所：高槻市立生涯学習センター条例別表（第 7 条関係））

（3）使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

高槻城公園芸術文化劇場南館の開館に向けて、市は使用料（利用料金の上限）を新たに設定し、令和 2 年 6 月 26 日に条例改正を行った。その後、指定管理者の指定、受付業務等の開館準備期間を経て、条例は南館開館時の令和 5 年 3 月 18 日に施行された。また、南館開館に伴い、高槻城公園芸術文化劇場北館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）及び生涯学習センターの使用料（利用料金の上限額）も見直し、令和 5 年 3 月に高槻城公園芸術文化劇場北館、令和 5 年 4 月に総合市民交流センター（クロスパル高槻）及び生涯学習センターの使用料（利用料金の上限額）を改定した。

使用料（利用料金の上限額）は、指針に従い、一室当たりの原価を算定した上で、急激な料金決定への配慮や近隣自治体の類似施設の状況を勘案し、利用者負担率を決定する方法により設定した。

一室当たりの原価の算定方法は、指針に次のように記載されている。

【施設使用料の見直しに関する指針】（抜粋）

貸室等で一室当たりの原価を算定する方法

原価＝各施設の 1 m²当たりの時間単価×貸出面積×利用時間

$$\left[\begin{array}{l} 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} = 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間経費} \div \text{年間開館時間} \\ 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの年間経費} = \text{全体の経費} \div \text{総貸出面積} \end{array} \right]$$

ここで、高槻城公園芸術文化劇場南館の大ホール（トリシマホール）を例に、市が行った一室当たりの原価の算定過程について記載する。

① 1 m²当たりの年間経費（単位：円）

＜年間経費＞

建設費	14,650,089,960	A	※1
国費	2,313,101,007	B	駐車場以外部分の国費
駐車場整備費	2,201,800,000	C	国費含む
対象建設費	10,135,188,953	D=A-B-C	
耐用年数	56 年	E	※2
減価償却費(定額法)	180,985,517	F=D÷E	

修繕費	22,322,416,400	G	$A \times \text{基本設計試算時の比率}$
駐車場分	3,354,893,831	H	$G \times C/A$
対象修繕費	18,967,522,569	$I = G - H$	
減価償却費(定額法)	338,705,760	$J = I \div E$	
人件費	135,370,000	K	H29 新文化施設管理運営計画
延床面積割合	約 69%	L	南館 17,261 m ² /全体 25,128 m ²
南館人件費	92,988,760	$M = K \times L$	
南館維持管理費	180,000,000	N	同管理運営計画(駐車場除く)
舞台維持管理費	96,000,000	O	同管理運営計画(舞台技術)
南館舞台維持管理費	65,944,604	$P = O \times L$	
南館維持管理費計	245,944,604	$Q = N + P$	
年間経費	858,624,641	$R = F + J + M + Q$	
<総貸出面積>			
総貸出面積	3,507 m ²	S	
<1 m ² 当たりの年間経費>			
	244,840 円/m ²	$T = R \div S$	十円未満切り上げ
②1 m ² 当たりの時間単価			
<年間開館時間>			
1日の開館時間	13 時間	U	午前 9 時から午後 10 時
開館日数	307 日	V	週 1 定期休館+年末年始 6 日
年間開館時間	3,991 時間	$W = U \times V$	
<1 m ² 当たりの時間単価>			
	61.348 円/m ² /h	$X = T \div W$	
③一室当たりの原価			
貸出面積	約 2,206 m ²	Y	大ホール (2,206.092 m ²)
貸出時間	13 時間	U	午前 9 時から午後 10 時
<一室当たりの原価>			
	1,759,411 円	$Z = X \times Y \times U$	
※1 「(4)①原価積算における建設費の範囲の検討【意見 14】」参照			
※2 「(4)②施設の用途に応じた耐用年数の適用の検討【意見 15】」参照			

なお、指針に従って、1 m²当たりの時間単価を算出する際、年間開館時間で除する計算としているため、施設の稼働率が 100%であることを前提とした計算結果となっている。この点についての課題は、「第 3 3. (1)①指針における使用料算定基準の明確化【意見 1】」(29 ページ)を参照されたい。

次に、市が行った利用者負担率及び使用料(利用料金の上限)の算定過程について記載する。

利用者負担率は、【図表 14】（施設使用料の見直し内容）（19 ページ参照）に記載のとおり、市と利用者負担の割合をホール 8.5 : 1.5 とし、急激な料金改定への配慮や近隣自治体の類似施設の状況を勘案し、決定している。

具体的には、次のとおり、まず「①現行負担率」を求め、次に「②類似施設による相場比較」を行い、「③利用者負担率の設定」を行った上で、値上率や近隣自治体の類似施設の状況を勘案して、「④利用者負担率及び使用料の決定」を行っている。

①現行負担率

上記で算定した一室当たりの原価に対する現行使用料の割合を把握する。なお、南館は新設であるため、比較元は旧市民会館大ホールの使用料としている。

一室当たりの原価	比較使用料	現行負担率	比較元
1,759,411	149,800	9%	旧市民会館大ホール 休日料金（冷暖房費含む）

②類似施設による相場比較

近隣自治体の席単価を参考にした使用料を算定し、その場合の利用者負担率を把握する。なお、席単価は、「（ホールの土日料金＋楽屋料金＋冷暖房使用料）÷ホールの席数（固定）」により計算している。

採用数値	使用料	利用者負担率
豊中市の席単価を採用 1,512 席×139 円 参考 堺市 165 円、東大阪市 217 円、豊中市 139 円	210,168	12%

③利用者負担率の設定

利用者負担率を 10%、15%、20%、25%、30%、40%とした場合の使用料及び値上率を計算し、妥当な利用者負担率を設定する（下表では 25%、30%、40%の計算結果は省略）。

①、②及び下表を勘案した結果、妥当な利用者負担率は 10%～15%と設定。

利用者負担率 10%		利用者負担率 15%		利用者負担率 20%	
使用料	値上率	使用料	値上率	使用料	値上率
175,941	117%	263,912	176%	351,882	235%

④利用者負担率及び使用料の決定

①～③を勘案し、使用料を補正し、利用者負担率及び使用料を決定する。

補正後使用料	利用者負担率	値上率	考え方
186,000	10.6%	125%	他市席単価比較で決定

⇒ 高槻城公園芸術文化劇場南館大ホールの使用料を一日 186,000 円に決定した。

(4) 監査の結果及び意見

① 原価積算における建設費の範囲の検討【意見 14】

高槻城公園芸術文化劇場南館の原価積算における建設費に設計業務委託料等の付随費用が含まれていなかった。指針には、原価に含める建設費の範囲について、特段示されていないことが要因の一つであると考えられるが、今後、原価に含める建設費の範囲について検討されたい。

「(3) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方」に記載したとおり、高槻城公園芸術文化劇場南館の使用料を設定するための原価積算において、建設費は 14,650,089,960 円（A の金額）となっているが、その内訳は【図表 40】のとおりである。

【図表 40】高槻城公園芸術文化劇場南館の使用料設定における建設費の内訳

（単位：円）

項目	原価積算資料
本体建築工事	10,282,800,000
電気設備工事	1,193,500,000
機械設備工事	1,782,000,000
舞台機構	548,900,000
舞台音響	319,000,000
舞台照明	280,390,000
工事監理	243,499,960
計	14,650,089,960

（出所：原価積算資料より監査人作成）

このように、原価積算に含めた建設費の範囲は、本体建築工事や電気設備工事など建設に係る直接的な対価のみで構成されており、設計業務委託料などの付随費用が含まれていない。

この点、文化スポーツ振興課によると、指針では、建設費を原価に含めることとしているため、設計業務委託料や設計モニタリングなどの工事以外の諸費用は含めていないとのことであった。

そこで、南館建設に係る付随費用を把握するため、公会計における固定資産台帳を確認したところ、【図表 41】のとおりであった。

【図表 41】南館の固定資産台帳登録額（建物）

用途	金額（円）	原価積算※1
高槻市新文化施設設計業務委託料（平成 28 年度支払分）	88,980,000	×
新文化施設建築に伴う仮設設計業務委託（埋文調査に伴う土壌汚染エリアとの隔離工事の設計）	1,080,000	×
高槻市新文化施設管理運営計画策定支援及び実施設計モニタリング支援等業務委託料	7,994,160	×
高槻市新文化施設設計業務委託料（平成 30 年度支払分）	157,411,200	×
高槻市新文化施設照明設備設計業務委託料	2,530,000	×
高槻市新文化施設新築工事（令和 4 年度）	10,282,800,000	○
高槻市新文化施設新築工事監理及び意図伝達業務（令和 4 年度）	214,069,960	○ （但し、金額相違）
高槻市新文化施設新築電気設備工事（令和 4 年度）	1,193,500,000	○
高槻市新文化施設新築舞台機構設備工事（令和 4 年度）	548,900,000	○
高槻市新文化施設新築機械設備工事（令和 4 年度）	1,782,000,000	○
高槻市新文化施設新築舞台音響設備工事（令和 4 年度）	319,000,000	○
高槻市新文化施設新築舞台照明設備工事（令和 4 年度）	280,390,000	○
高槻市新文化施設照明設備設置その他工事	19,738,400	×
高槻市新文化施設施工モニタリング支援業務	5,852,000	×
計	14,904,245,720	—

（注）※1 原価積算に含めている場合「○」、含めていない場合「×」

（出所：固定資産台帳）

このように、固定資産台帳においては、南館の工事請負費といった直接的な費用のほか、設計業務委託料や設計モニタリングに係る委託料といった付随費用についても取得価額の範囲に含めているが、使用料を設定するための原価積算においても、使用料により回収すべき原価として、原則として付随費用を原価の範囲に含めるべきであると考ええる。

また、原価の範囲に含めることで、原価と固定資産台帳との整合性の確保にもつながる。

指針には、原価に含める建設費の範囲について、特段示されていないことが要因の一つであると考えられるが、今後は、原価の範囲に付随費用も含めるよう検討されたい。

② 施設の用途に応じた耐用年数の適用の検討【意見 15】

市は、原価積算のため「1 年当たりの建設費（減価償却費）」を算定している。その算定に用いる耐用年数は、施設の用途に応じたものを適用する必要があるが、高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター全 4 施設の耐用年数が同一となっていた。指針には、施設の耐用年数について、特段示されていないことが要因の一つであると考えられるが、今後、施設の用途に応じた耐用年数を適用するよう検討されたい。

市は、原価積算のための「1年当たりの建設費（減価償却費）」の算定に当たり、高槻城公園芸術文化劇場北館・南館、総合市民交流センター（クロスパル高槻）、生涯学習センター全4施設に同一の耐用年数（56年）を適用している。

文化スポーツ振興課によると、この耐用年数は期待耐用年数であり、「平成17年版 建築物のライフサイクルコスト（編集・発行/一般財団法人建築保全センター、監修/国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を参照し、「鉄骨鉄筋又は鉄筋コンクリート造の劇場」の法定耐用年数41年に、15年の猶予期間を持たせた56年に設定しているとのことであった。

確かに、旧市民会館の実使用年限（58年）や各文化施設の改正前料金で想定されていた耐用年数（60年から65年など）も踏まえると、市の期待耐用年数の設定方法には一定の合理性がある。（なお、「高槻市個別施設計画（2021年3月）」では、4施設とも一律に目標耐用年数80年と設定されているが、原価積算においては、期待耐用年数の方が合理的であると考える。）

しかし、期待耐用年数のベースとしている税法上の法定耐用年数は、施設の用途に応じて種々設定されていることから、4施設同一の耐用年数ではなく、各施設の用途に応じた耐用年数を適用する必要がある。なお、4施設の法定耐用年数は、次の【図表42】のとおりである。

【図表 42】4施設の法定耐用年数

施設名	構造	用途（細目）	耐用年数
高槻城公園芸術文化劇場北館	鉄骨鉄筋 コンクリート造	劇場用のもの	41年
高槻城公園芸術文化劇場南館		その他のもの	
総合市民交流センター（クロスパル高槻）		事務所用のもの	50年
生涯学習センター			

（出所：減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1より監査人作成）

このように、期待耐用年数のベースとしている法定耐用年数は施設の用途により異なっている。したがって、総合市民交流センター（クロスパル高槻）及び生涯学習センターには、事務所用の耐用年数50年を適用すべきであり、その結果、両施設の期待耐用年数は65年を適用することが合理的であったといえる。

指針には、施設の耐用年数について、特段示されていないことが要因の一つであると考えられるが、今後、施設の用途に応じた耐用年数を適用するよう検討されたい。

5. 市民プール

(1) 概要

施設名	市民プール			
所管課	文化スポーツ振興課			
施設の設置目的	体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の体力の向上と健康の増進に資する			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立総合スポーツセンター条例 高槻市立総合スポーツセンター条例施行規則			
料金体系	○個人 1 回の入館料 ・一般：520 円 ・小学生、中学生、65 歳以上の高齢者：260 円 ・未就学児：無料 ○回数券（11 回綴り） ・一般：5,200 円 ・小学生、中学生、65 歳以上の高齢者：2,600 円			
現行料金の決定根拠	他市の料金水準を参考に条例等で規定			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	令和元年 7 月 12 日付け「消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例」において、一般の入場料を 500 円から 520 円に、小学生・中学生・高齢者の入場料を 250 円から 260 円に変更。			
減免の有無・内容	高槻市立総合スポーツセンター条例、高槻市立総合スポーツセンター条例施行規則、高槻市立総合スポーツセンターの利用料金の減額に関する要綱、スポーツ施設における利用料金の減額に関する要綱に基づき減免を実施。			
収納方法	券売機による収納（現金）			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	1,194	1,999	1,894
	減免後利用料金	26,324	34,097	36,652
	指定管理料	101,209	100,969	100,969
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	37,288	49,074	51,236
	減免件数	2,166	3,162	3,239

(2) 施設の概要

① 施設の所在地、開設時期

施設名	所在地	開設時期
市民プール	芝生町四丁目 3 番 11 号	平成 15 年 7 月 7 日

② 施設の運営日数、利用時間及び利用者数

運営日数	315 日（休館日数：51 日）
利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで（休日：午前 9 時から午後 6 時 30 分まで）
利用者数	119,431 人

（出所：令和 5 年度主要事務執行報告書）

(3) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

市は、使用料（利用料金の上限）について、他市の料金水準を参考に条例等で決定している。指針に基づいた料金の設定は行われていない。また、料金体系は、団体利用に係る市外料金の設定を除き、他の市営プールである前島熱利用センター及び番田熱利用センターと同一である。

(4) 監査の結果及び意見

① 団体利用に係る市外料金の設定【意見 16】

市民プールにおいては、団体利用について、市内料金と市外料金を区分して設定していないが、他の市営プールと平仄を合わせる観点から、団体利用に係る市外料金の設定について検討されたい。

公の施設における市外料金の設定については、次のような考え方がある。

すなわち、公の施設は市民全体の財産として、市民の誰もが受益者になり得るため、投資的経費については受益者負担を求める原価から除き、公費（税金）をもって賄うという考え方をとった場合、市外利用者は税金として投資的経費を負担していないため、受益と負担の公平性の観点から、市外利用者には増額料金を設定するという考え方である。

一方、指針によると、原価に算入するコストには建設費を含めているが、受益者負担割合の設定において、市外利用者から増額料金を徴収することを想定しているようである。

現在のところ、市民プール、前島熱利用センター及び番田熱利用センターについては、指針に基づいた料金の設定は行われていないため、具体的な受益者負担割合が設定されていないものの、市外料金を設定することが否定されるものではない。

実際、他の市営プールである前島熱利用センター及び番田熱利用センターにおいては、条例に基づき、団体利用について、市外料金を設定しているが、現在、市民プールにおいては、市内料金と市外料金を区分して設定していない。

市民プールでは、令和 5 年度において団体利用 12 件のうち 9 件が市外の利用であるが、他の市営プールと平仄を合わせる観点から、市外料金の設定について検討されたい。

② 原価積算による使用料検証の必要性【意見 17】

市民プールの使用料（利用料金の上限額）については、指針に基づく原価積算が行われていないため、指針に基づき使用料を算出した上で、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

市は、市民プールの使用料（利用料金の上限額）を他市の料金水準を参考に条例等で規定しているが、施設が開設された平成 15 年以降、消費税率の改正を除き、見直しが行われていない。

市では、現在のところ、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に、指針に則った使用料の見直しを行うこととしているが、人件費、光熱費等の高騰が続いている昨今の情勢を踏まえると、負担の公平性・公正性の観点から、指針に基づいた使用料を算出し、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

6. 総合スポーツセンター他スポーツ施設

(1) 概要

施設名	総合スポーツセンター他スポーツ施設			
所管課	文化スポーツ振興課			
施設の設置目的	体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の体力の向上と健康の増進に資する			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立総合スポーツセンター条例 高槻市立総合スポーツセンター条例施行規則 高槻市都市公園条例 高槻市都市公園条例施行規則			
料金体系	【個人利用】※団体利用は記載を省略 総合体育館 ・一般：300 円 ・小学生、中学生：150 円 陸上競技場 ・一般：200 円 ・小学生、中学生：100 円			
現行料金の決定根拠	建設費、修繕費、人件費及び維持管理費を積算した上で、開館日数（1 日当たり 10 時間）で除し、一定の負担割合を乗じて時間単価を算出。また、近隣自治体の料金との比較検討も行い決定している。			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	令和元年 10 月：消費税率改正に伴う料金引き上げ 令和 3 年 4 月：冷房設備設置に伴う総合体育館中体育室の基本使用料引き上げ 令和 4 年 4 月：市内スポーツ施設について、利用料金を一体的に見直し			
減免の有無・内容	高槻市立総合スポーツセンター条例、高槻市立総合スポーツセンター条例施行規則、高槻市都市公園条例、高槻市都市公園条例施行規則、高槻市立総合スポーツセンターの利用料金の減額に関する要綱、都市公園内スポーツ施設利用料金の減額に関する要綱、スポーツ施設における利用料金の減額に関する要綱に基づき減免を実施。			
収納方法	窓口現金払い、口座振替			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	9,624	11,243	11,245
	減免後利用料金	74,803	88,366	88,729
	指定管理料	129,069	137,830	137,830
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	36,343	43,181	42,813
	減免件数	2,723	3,080	2,952

(2) 施設の概要

① 施設の所在地、設置年月日

施設名		所在地	設置年月
総合スポーツセンター	総合体育館	芝生町四丁目 1 番 1 号	昭和 59 年 2 月
	陸上競技場		昭和 61 年 4 月
	青少年運動広場		平成 9 年 4 月
	テニスコート		昭和 62 年 10 月
芥川緑地テニスコート		南平台五丁目 59 番 1 号	平成 6 年 7 月
西大樋テニスコート		西大樋町 893 番地	平成 6 年 4 月
郡家テニスコート		郡家元町 544 番地 1	平成 7 年 4 月
南大樋運動広場		南大樋町 970 番地	昭和 54 年 7 月
堤運動広場		堤町 3 番 1 号	平成 18 年 4 月
牧田運動広場		牧田町 26 番 1 号	平成 19 年 4 月
庄所運動広場		南庄所町 3 番 1 号	平成 19 年 4 月
萩谷総合公園	公園緑地	大字萩谷 111 番地 1	平成 10 年 4 月
	サッカー場		平成 10 年 4 月
	野球場		平成 14 年 11 月
	テニスコート		平成 12 年 11 月
古曽部防災公園	公園緑地	古曽部町三丁目地内	平成 22 年 4 月
	体育館		
	野球場		

② 施設の運営日数、利用時間及び利用者数

施設名称	運営日数 (休館日数)	利用時間	利用者
総合スポーツセンター 総合体育館	345 日 (21 日)	午前 9 時から午後 9 時まで	168, 320 人
総合スポーツセンター 陸上競技場	103 日 (263 日)	午前 9 時から午後 5 時まで ※7、8 月は午後 7 時まで	16, 269 人
総合スポーツセンター 青少年運動広場 〈夜間照明〉	343 日 (23 日)	4、5、9 月 午前 8 時から午後 6 時まで 〈午後 6 時から午後 9 時まで〉 6、7、8 月 午前 8 時から午後 7 時まで 〈午後 7 時から午後 9 時まで〉	77, 976 人
	〈夜間照明〉 343 日 (23 日)	10～3 月 午前 8 時から午後 5 時まで 〈午後 5 時から午後 9 時まで〉	
総合スポーツセンター テニスコート 〈夜間照明〉	343 日 (23 日)	4、5、9 月 午前 9 時から午後 6 時まで 〈午後 6 時から午後 9 時まで〉 6、7、8 月 午前 9 時から午後 7 時まで 〈午後 7 時から午後 9 時まで〉	42, 279 人
	〈夜間照明〉 343 日 (23 日)	10～3 月 午前 9 時から午後 5 時まで 〈午後 5 時から午後 9 時まで〉	

施設名称	運営日数 (休館日数)	利用時間	利用者
芥川緑地テニスコート	336 日 (30 日)	4、5、9 月 午前 9 時から午後 6 時まで	15,711 人
西大樋テニスコート	352 日 (14 日)	6、7、8 月 午前 9 時から午後 7 時まで	25,667 人
郡家テニスコート	352 日 (14 日)	10～3 月 午前 9 時から午後 5 時まで	41,018 人
南大樋運動広場	330 日 (36 日)		32,280 人
堤運動広場 〈夜間照明〉	運動広場 343 日 (23 日)	4、5、9 月 午前 8 時から午後 6 時まで 〈午後 6 時 30 分から午後 9 時まで〉	59,816 人
	体育館 345 日 (21 日)	6、7、8 月 午前 8 時から午後 7 時まで 〈午後 7 時 30 分から午後 9 時まで〉	
	〈夜間照明〉 343 日 (23 日)	10～3 月 午前 8 時から午後 5 時まで 〈午後 6 時から午後 9 時まで〉	
牧田運動広場	342 日 (24 日)	※堤運動広場体育館 午前 8 時から午後 9 時まで	22,823 人
庄所運動広場	331 日 (35 日)		36,467 人
萩谷総合公園	公園緑地 366 日	午前 6 時から午後 11 時まで	—
	サッカー場 106 日 (260 日)	午前 9 時から午後 5 時まで ※7、8 月は午後 7 時まで	13,471 人
	野球場 221 日 (145 日)	4、5 月 午前 9 時から午後 6 時まで 6、7、8 月 午前 9 時から午後 7 時まで 9～3 月 午前 9 時から午後 5 時まで	15,871 人
	テニスコート 344 日 (22 日)	4、5、9 月 午前 9 時から午後 6 時まで 6、7、8 月 午前 9 時から午後 7 時まで 10～3 月 午前 9 時から午後 5 時まで	33,064 人
古曽部防災公園	公園緑地 366 日	午前 7 時 30 分から午後 10 時まで	—
	体育館 345 日 (21 日)	午前 9 時から午後 9 時まで	94,470 人
	野球場 247 日 (119 日)	4、5 月 午前 9 時から午後 6 時まで 6、7、8 月 午前 9 時から午後 7 時まで 9～3 月 午前 9 時から午後 5 時まで	16,133 人

(出所：令和 5 年度主要事務執行報告書)

(3) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

スポーツ施設については、令和 4 年 4 月の利用料金制の導入を機に、指針に基づき、体系的な見直しが行われ、使用料（利用料金の上限）が設定された。

スポーツ施設の利用料金見直しの基本方針は、次のとおりである。

◆利用料金見直しの基本方針

- ①1 時間当たりの貸出原価（単価×面積×負担率）の算出
- ②近隣自治体との比較検討
 - ・北摂市、府内中核市の平均単価と比較検討
- ③数時間単位での区分貸し施設では
 - ・夜間区分の利用料金を軽減する

- ・休み時間として設定していた時間帯を有料とするが、激変緩和措置として区分の連続利用の値上げ幅を 120%以内とする
- ・既存の利用料金を下回る見直しは行わない
- ④運動広場は、算定した時間単価におおむね達していることから、現状どおりとする
- ⑤テニスコートは、コート張り替えを機に 100 円値上げしてきたことから、現状どおりとする

ここで、総合スポーツセンター総合体育館大体育室について、市が行った原価の算定過程について記載する。

①1 時間当たりの貸出原価

コスト	全体経費	建設費	1, 617, 380, 000 円	公有財産台帳上の建設費
		修繕費	1, 073, 064, 850 円	平成 29 年度から 31 年度までの 3 年間の修繕料を基に算出
	対象経費	年当たり建設費	24, 882, 769 円/年	全体経費を耐用年数 65 年で除し、1 年当たりの金額を算出
		年当たり修繕費	16, 508, 690 円/年	
		年当たり人件費	23, 628, 526 円/年	市からの派遣職員及び指定管理者職員の給料から算出
		年当たり維持管理費	51, 866, 000 円/年	指定管理者の予算額
		合 計	116, 885, 985 円/年	A
年間貸出時間		3, 060 時間	B 平成 29 年度開館日数 306 日 10 時間利用/日	
貸出面積		4, 104 m ²	C	
貸出面積 1 m ² 当たり時間単価		9. 308 円/m ² /時間	D=A/B/C	
受益者負担割合		50%	E ※1	
1 m ² 貸出原価		4. 654 円/時間	F=D×E	
大体育室面積		1, 665 m ²	G	
大体育室貸出原価		7, 749 円	H=F×G	

※1 スポーツ施設は民間で同様のサービスが提供されている一方、市民の健康増進に寄与する一定の公共性も認められることから、負担率は 50%と設定

②近隣自治体との比較検討

1 時間当たりの貸出原価は 7,749 円で、大幅な値上がりとなることから、他市状況を勘案し、1 時間当たり 4,000 円の単価を設定し、全日利用（12 時間）の利用料金を 48,000 円とした。

また、日中（午前 9 時から午後 6 時まで）の利用での利用料金の激変緩和を考慮し、日中の利用料金合計を 31,200 円（見直し前の 26,160 円の 120%以内）とし、全日利用料金との差額（48,000 円－31,200 円＝16,800 円）を夜間料金とした。

③見直し後の料金表

	午前	午後(1)	午後(2)	夜間	全日
	午前9時～ 正午	正午～ 午後3時	午後3時～ 午後6時	午後6時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
大体育室（全面）	10,400 円	10,400 円	10,400 円	16,800 円	48,000 円

なお、1 m²当たりの時間単価の算定に年間開館日数を用いており、稼働率が 100%であることを前提としているが、令和 5 年度の総合体育館の稼働率は各施設で 7.1%から 89.1%までとなっている。この点についての課題は、「第 3 3. (1)①指針における使用料算定基準の明確化【意見 1】」（29 ページ）を参照されたい。

(4) 監査の結果及び意見

① 利用料金制導入後の使用料原価積算の検証の必要性【意見 18】

現在の使用料（利用料金の上限）の設定は、利用料金制導入後のコストの発生状況の実績が把握されていない時点での積算であることから、例えば、利用料金制導入後の最初の指定期間が満了した時点で、利用料金制導入後のコストの発生状況の実績を把握し、使用料積算において前提としたコスト水準と乖離が生じていることが判明した場合、原価の再算定を行い、改めて使用料の水準を検証すべきである。

現在の使用料（利用料金の上限）の設定は、令和 4 年 4 月に利用料金制が導入される前に行われた原価積算に基づいて行われている。すなわち、利用料金制導入後のコストの発生状況の実績が把握されていない時点での積算であり、前提としているコスト水準は、利用料金制導入前のものである。

一方、【図表 43】のとおり、利用料金制が開始された令和 4 年度以降、近年の物価や人件費の高騰等の影響を受け、スポーツ施設の収支は赤字となっている。

【図表 43】スポーツ施設の収支状況

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入	305,517	297,769	307,967
支出	274,800	375,050	378,010
収入-支出	30,717	△77,282	△70,043

(注) ※1 総合スポーツセンター総合体育館ほか 10 施設、萩谷総合公園、古曽部防災公園の合計
※2 収入には指定管理料を含む。

(令和 3 年度 129,069 千円、令和 4 年度 137,830 千円、令和 5 年度 137,830 千円)

(出所：令和 5 年度主要事務執行報告書)

市では、現在のところ、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に、指針に則った使用料の見直しを行っているとのことであるが、例えば、利用料金制導入後の最初の指定期間が満了した時点で、利用料金制導入後のコストの発生状況の実績を把握し、使用料積算において前提としたコスト水準と乖離が生じていることが判明した場合、原価の再算定を行い、改めて使用料の水準を検証すべきである。

② 原価積算上の耐用年数の根拠資料の整備【意見 19】

使用料算定における原価積算上の耐用年数を 65 年とした根拠が文書化されていなかった。今後、原価積算を行う際には、適用した耐用年数を含め、算定の根拠とした諸数値を適切に文書化し、保存しておく必要がある。

市は、年当たり建設費及び修繕費を算出するに当たり、総合体育館に期待される耐用年数及び文化施設との整合性も考慮し、65 年という耐用年数を採用したとのことである。

この点、市の固定資産台帳上、総合体育館の耐用年数は 47 年を用いており、また、文化施設の使用料算定における原価積算上の耐用年数は 56 年を用いており、65 年はいずれの年数とも異なるものとなっている。

使用料算定における原価積算上の耐用年数は、一定の合理的な根拠に基づくものであれば、必ずしも固定資産台帳と一致しなければならないものではないし、スポーツ施設と文化施設の性質の違いから異なる耐用年数を使用することが否定されるものでもない。

しかし、耐用年数を 65 年とした根拠が文書化されておらず、現状においては、その根拠を確認することができない状況となっていた。

見直し後の使用料は、長期にわたって適用されるものであり、また、将来において改めて見直しを行うに当たっても、前回見直し時の検討状況を参考に実施されることが想定されることから、今後、原価積算を行う際には、適用した耐用年数を含め、算定の根拠とした諸数値を適切に文書化し、保存しておく必要がある。

7. 戸籍住民基本台帳手数料

(1) 概要

手数料名	戸籍住民基本台帳手数料 (住民票の写しの交付等、破産に関する証明、身分事項に関する証明、埋火葬に関する証明、印鑑登録証の交付又は印鑑登録証明、戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付等、自動車の臨時運行の許可)			
所管課	市民課			
手数料の概要	住民票の写しの交付等各種証明の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市手数料条例			
料金体系	高槻市手数料条例に基づく。 (具体的な料金体系は【図表 44】参照)			
現行料金の決定根拠	・原価を積算している。 ・他市の料金水準を参考にしている。 ・戸籍関係証明については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により金額が定められている。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	令和 5 年 1 月：コンビニ交付の手数料を窓口より 100 円引下げ			
減免の有無・内容	有(高槻市手数料条例及び高槻市手数料条例施行規則)			
収納方法	窓口：現金、郵送請求：定額小為替、コンビニ交付：主に現金、簡易電子申込：キャッシュレス決済			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	16,688	17,745	17,171
	減免後手数料	100,870	100,713	95,169
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	296,090	298,728	302,231
	減免件数	38,621	41,257	39,643

(2) 手数料の設定に係る考え方

戸籍関係については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により金額が定められており、住民票、印鑑登録等関係については、他市の料金水準を参考にしている。

なお、平成 17 年に手数料条例が改正された際に、原価積算が行われたとのことであるが、その際の資料等については文書保存期間が満了したため、既に保存していない。

(3) 監査の結果及び意見

① 原価積算の定期的な見直し【意見 20】

平成 17 年に手数料条例が改正された際に、原価積算が行われたが、その際の資料等は保存期間が満了したため廃棄されており、また、平成 17 年以降、原価積算は実施されていないため、定期的に原価積算の見直しを行い、積算資料は確実に保存しておくべきである。

戸籍住民基本台帳手数料については、平成 17 年に手数料条例が改正された際、原価を積算した上で、他市の料金水準を参考として決定したとのことである。なお、戸籍関係証明の手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により金額が定められている。大阪府内の中核市における戸籍住民基本台帳手数料の金額は【図表 44】のとおりであり、基本的に同額となっている。

【図表 44】大阪府内中核市の戸籍住民基本台帳手数料

(単位：円)

区分	高槻市		吹田市		豊中市		枚方市		八尾市		寝屋川市		東大阪市	
	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②	①	②
住民票の写しの交付	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200
戸籍の謄本若しくは抄本の交付	450	350	450	350	450	350	450	350	450	350	450	350	450	350
戸籍の附票の写しの交付	300	200	300	-	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200
印鑑登録証明の交付	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200	300	200

(注) ①：窓口交付の場合の手数料、②：コンビニ交付の場合の手数料

(出所：市提出資料)

このような状況のもと、仮に、原価を積算したとしても、同様のサービスの対価としての手数料に地方公共団体間で著しい差が生じないように、近隣他市との均衡に配慮する必要性から、そのまま手数料の水準に反映できないことは十分理解できる。しかし、手数料は本来、受益者負担の原則に基づき料金を決定すべきものであり、原価を積算し分析することは有用である。

平成 17 年当時に、手数料に関する原価積算が行われたとのことであるが、その際の資料等は保存期間が満了し、廃棄されているため、現状では、当時の原価積算の方法を確認することはできない。また、平成 17 年以降、原価積算は実施されていないが、近年におけるコンビニ交付の増加など、現状においても各種証明書の交付を巡る状況は大きく変化していると同時に、今後も国が主導する自治体情報システム標準化・共通化が証明書の交付業務に及ぼす影響は少なくないと考ええる。

そのため、今後は、定期的に原価積算の見直しを行うとともに、直近の原価積算に係る資料は、少なくとも次回の原価積算の見直しを行うまでの間は確実に保存しておくべきである。

② 簡易電子申込サービスの拡大【意見 21】

市民課における証明書発行については、令和 5 年 12 月より簡易電子申込サービスにキャッシュレス決済機能が追加された。申請者の利便性向上や、市において現金を取り扱わないことによる事務効率化及びリスク低減の観点から、引き続き簡易電子申込サービスで申請できる証明書の種類の拡大を進められたい。

令和 5 年 12 月から開始された簡易電子申込サービスを用いた証明書交付サービスにおいては、マイナンバーカードによる認証を行うことで、オンライン上で身分証明書や独身証明書、住民票の写しの申請が可能となり、また、その手数料をキャッシュレス決済で支払うことができる。

しかし、証明書の受取は郵送となるため、手数料のほかに郵送料が必要で、窓口で請求するより日数を要する。また、住民票の写しをコンビニで取得する場合は、手数料が安く、かつ早く入手できる。そのため、簡易電子申込サービスの開始以降、令和 6 年 10 月まで、住民票の写しの申請実績はない。手数料と郵送料の負担が申請実績のない原因の一つと考えられるが、簡易電子申込サービスによる申請は、24 時間いつでも利用でき、市民課の窓口やコンビニに行く必要がなくなるメリットがある。申請者の利便性向上や、市において現金を取り扱わないことによる事務効率化及びリスク低減の観点から、引き続き簡易電子申込サービスで申請できる証明書の種類の拡大を進められたい。

8. 合葬式墓地使用料

(1) 概要

使用料名	合葬式墓地使用料			
所管課	斎園課			
使用料の概要	合葬式墓地の施設利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市公園墓地条例第 32 条			
料金体系	1 体につき下記の金額（申請者が市民以外の場合は下記の金額の 1.5 倍の金額） 合葬のみ：55,000 円 10 年間個別保管後合葬：110,000 円 20 年間個別保管後合葬：165,000 円 記名板：55,000 円			
現行料金の決定根拠	・原価を積算している ・他市の料金水準を参考にしている			
料金水準の見直し状況（平成 29 年度以降）	なし			
減免の有無・内容	なし			
収納方法	納付書			
収納額等の推移（単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	－	－	－
	減免後使用料	76,393	87,258	136,868
	収入未済額	－	－	－
件数の推移（単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	739	847	1,380
	減免件数	－	－	－

(2) 使用料の設定に係る考え方

合葬式墓地の建設に係る総事業費について、供用後、約 10 年で回収できる水準の使用料を設定している。

(3) 監査の結果及び意見

① 合葬式墓地施設の拡張の早期検討【意見 22】

合葬式墓地の使用許可件数の累計が、あと 2 年程度で収容数の限度を超える見込みである。これに対する検討は行われているが、合葬式墓地の需要は全国的にも高い傾向であり、市民の使用申込に支障なきよう、早めに検討されたい。

合葬式墓地は、個人や家族単位で個別に墓石を建てる従来のお墓とは違い、複数の焼骨を合同で埋蔵することを目的としたお墓である。管理は市で行うため、将来の墓守の負担や承継などの手続が必要なく、また、生前の申込みも可能である。市公園墓地内に設置され、平成 31 年 4 月より供用が開始された。1 万体の焼骨をそれぞれ専用の布袋に納めて埋蔵する合葬室と、焼骨を骨壺のまま個別に期間を定めて保管する個別保管室が設置されている。また、埋蔵された故人の名前や生年月日、死亡年月日を刻む記名板が設置されており 1 人につき 1 枚記名することができる。

令和 5 年度末時点における使用許可件数の累計は、7,442 件であった。令和 5 年度の使用許可件数は 1,351 件であったため、このペースが今後も続くとなると、あと 2 年程度で 1 万件の限度を超える見込みである。現在の施設においても、当初の想定より合葬室及び個別保管室における収容件数を増やす余裕はあるとのことであるが、合葬式墓地の需要は全国的にも高い傾向であり、市民の使用申込に支障なきよう、早めに検討されたい。

9. 市営葬儀使用料

(1) 概要

使用料名	市営葬儀使用料			
所管課	斎園課			
使用料の概要	市営葬儀、式場、火葬炉の使用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立葬祭センター条例第8条			
料金体系	使用料の抜粋は次のとおり。 葬儀使用料 大人 116,380 円（市民以外 252,760 円） 式場使用料 式場 1：157,140 円、式場 2：209,520 円、式場 3：104,760 円 火葬場使用料（1 体当たり） 火葬炉 大人 20,000 円（市民以外 60,000 円） （葬儀使用料と式場使用料は、死亡した者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者でない場合の金額である。）			
現行料金の決定根拠	・原価を積算している ・他市の料金水準を参考にしている			
料金水準の見直し状況（平成 29 年度以降）	なし			
減免の有無・内容	有（特別の理由があると認めるとき）			
収納方法	納付書払い。			
収納額等の推移（単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	318	-	-
	減免後使用料	248,477	257,040	271,661
	収入未済額	-	73	178
	うち現年分	-	73	178
	うち過年度分	-	-	-
件数の推移（単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	5,684	5,974	6,174
	減免件数	2	-	-

(2) 使用料の設定に係る考え方

年間のランニングコストを年間使用見込件数で除して 1 件当たりの経費を算出している。式場使用料については、面積、収容人数、使用内容、サービスの提供などの比率によって按分し、式場と各部屋の使用料を算出している。

(3) 監査の結果及び意見

① 市営葬儀使用料に係る料金水準の検証【意見 23】

市営葬儀使用料の金額を算定するに当たり、原価積算を直近で行った時期は、葬儀使用料については、平成 4 年頃、式場使用料及び火葬場使用料については、平成 16 年であり、それ以降、原価積算の見直しが行われていなかった。今後は、一定の期間ごとに原価積算を見直すとともに、利用件数が増加傾向にあることも踏まえ、現行の料金水準が依然として適切な水準にあるか検証する必要がある。

市営葬儀使用料には、葬儀に係る使用料である葬儀使用料、市営葬儀で市営葬儀式場を使用する際の式場使用料及び火葬場を使用する際の火葬場使用料がある。

葬儀使用料の原価積算が直近に行われたのは、平成 4 年頃、式場使用料及び火葬場使用料の原価積算が直近に行われたのは、平成 16 年とのことであったが、当時の原価積算の内容を詳細に把握できる資料は保存されていなかった。

そのため、今般の包括外部監査に際して、斎園課に令和 5 年度の決算数値による原価積算の試算を依頼し、当時の原価積算の結果と比較することとした（【図表 45】参照。）

【図表 45】市営葬儀使用料に係る原価積算（試算）

（単位：千円）

	令和 5 年度決算数値による試算	前回の原価積算（※1）
葬儀使用料	177, 713	189, 246
式場使用料	51, 454	58, 750
火葬場使用料	218, 204	127, 166

（注）※1 前回の原価積算は、葬儀使用料については平成 4 年頃、式場使用料及び火葬場使用料については平成 16 年に実施されている。

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 45】によると、前回の原価積算の詳細が明らかではなく、単純に比較することはできない面はあるものの、結果的に、葬儀使用料及び式場使用料に係る原価に大きな増減は見受けられなかった。また、火葬場使用料に係る原価が増加しているのは、火葬炉の大規模修繕の実施によるものと考えられる。

市営葬儀使用料は、平成 4 年頃あるいは平成 16 年以降、原価積算が行われていないが、今後は、一定の期間ごとに原価積算を見直すとともに、利用件数が増加傾向にあることも踏まえ、現行の料金水準が依然として適切な水準にあるか検証する必要がある。

10. 清掃手数料

(1) 概要

手数料名	清掃手数料 ごみ処理			
所管課	資源循環推進課			
手数料の概要	ごみ処理を行う事業者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例			
料金体系	10 キロ当たり 80 円			
現行料金の決定根拠	原価を積算しており、積算の範囲は建設費（減価償却費）、大規模修繕費、人件費、維持管理費等である。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	なし			
減免の有無・内容	市関連の事業等：10 割 高槻市交通部、高槻市水道部、高槻水みらいセンター：5 割			
収納方法	口座振替、納付書			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	1,180	964	953
	減免後手数料	234,801	233,933	232,871
	収入未済額	－	－	－
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	370	365	366
	減免件数	88	91	90

手数料名	清掃手数料 し尿処理			
所管課	資源循環推進課			
手数料の概要	し尿処理の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例			
料金体系	人員数制（例：人数 1 人～2 人の場合 3 か月につき 1,600 円） 従量制（10ℓにつき 45 円）			
現行料金の決定根拠	原価を積算しており、積算の範囲は建設費（減価償却費）、大規模修繕費、人件費、維持管理費等である。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	令和元年 10 月に消費税改正に伴う変更			
減免の有無・内容	生活保護：10 割 従量制の一般家庭：2 割			
収納方法	口座振替、納付書			

収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	4,344	4,313	4,282
	減免後手数料	15,578	15,431	15,646
	収入未済額	165	162	123
	うち現年分	109	108	75
	うち過年度分	56	54	48
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	9,165	8,965	8,809
	減免件数	3,716	3,690	3,597

手数料名	清掃手数料 ごみ処理 臨時収集依頼			
所管課	清掃業務課			
手数料の概要	ごみの臨時収集依頼の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る 根拠法令等	高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例			
料金体系	1 m ³ につき 2,720 円 1 m ³ に満たない端数があるときは、0.01 m ³ 単位で計算し、10 円以下の端数については切り捨てる。			
現行料金の 決定根拠	原価及び高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する規則第 17 条第 3 項。 原価は積算しており、積算の範囲は建設費（減価償却費）、大規模修繕費、人件費、維持管理費等である。			
料金水準の 見直し状況 (平成 29 年度以降)	令和元年 10 月に消費税改正に伴う変更			
減免の有無・内容	被災者及び生活保護受給者が出すごみの手数料：10 割			
収納方法	現金			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後手数料	4,766	4,573	5,078
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	3,019	2,906	2,912
	減免件数	28	18	18

手数料名	清掃手数料 ごみ処理 持込			
所管課	エネルギーセンター			
手数料の概要	廃棄物の一般持込者から徴収する手数料			
料金徴収に係る 根拠法令等	高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例			

料金体系	家庭系一般廃棄物：40 円/10kg 事業系一般廃棄物：80 円/10 kg			
現行料金の決定根拠	原価を積算しており、積算の範囲は建設費（減価償却費）、大規模修繕費、人件費、維持管理費等である。			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	なし			
減免の有無・内容	なし			
収納方法	現金			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後手数料	23, 731	25, 709	22, 300
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	11, 606	11, 930	12, 059
	減免件数	-	-	-

(2) 手数料の設定に係る考え方

① 現行手数料設定当時の原価積算

ごみ処理手数料については、平成 5 年度に高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例が改正された際、平成 4 年度の実績に基づき原価積算が行われ、し尿処理手数料については、昭和 51 年度に改定された際、昭和 50 年度の実績に基づき原価積算が行われたとのことである。

現行手数料設定当時（平成 4 年度又は昭和 50 年度）の詳しい原価積算過程は残されていないが、平成 23 年 3 月に公表された市廃棄物減量等推進審議会の「高槻市の事業系ごみの減量施策について」（答申）には、【図表 46】のとおり、現行手数料の積算方法及び平成 20 年度の実績に基づく原価が記載されている。

【図表 46】清掃手数料の積算方法及び原価（手数料設定当時・平成 20 年度）の比較

区分	積算方法	原価 (平成 20 年度)
事業系一般廃棄物	(平成 4 年度実績・減価償却費含む) ・ 1 トン当たりの処分原価 <u>約 16,000 円</u> この額の 2 分の 1 が事業者負担 ・ 従い 1 トン当たり 8,000 円 10kg につき 80 円	1 トン当たり <u>26,484 円</u>
し尿処理	(昭和 50 年度実績・減価償却費含む) ・ 1kℓ当たりの処理原価 <u>9,075 円</u> ・ 1 世帯当たりの 1 か月平均排出量 134ℓ、 よって、1 世帯 1 か月当たりの処理原価 1,216 円。 この額の 2 分の 1 が市民負担、 従って 610 円/月 (3 か月で 1,830 円)	1kℓ当たり <u>26,567 円</u>
臨時収集依頼	(平成 4 年度実績・減価償却費含む) ・ 1 トン当たりの処理原価 <u>約 34,000 円</u> この額の 2 分の 1 が事業者負担 ・ 従い 1 トン当たり 17,000 円 10kg につき 170 円	1 トン当たり <u>45,452 円</u>

(出所：「高槻市の事業系ごみの減量施策について」(答申)により監査人作成)

答申によると、現行手数料設定当時（平成 4 年度又は昭和 50 年度）の実績による原価と平成 20 年度実績による原価を比較すると、いずれの区分においても 1 万円を超える乖離があることが認められる。

② 令和 5 年度における原価積算

資源循環推進課では、毎年度、ごみ処理・し尿処理に係る原価積算を行い、その内容を公表している。

令和 5 年度における原価積算結果は【図表 47】のとおりである。

【図表 47】ごみ処理・し尿処理の原価積算

(単位：円)

		ごみ処理部門					
		ごみ収集					
		一般収集			資源ごみ収集		
		直営	委託	直営	委託		
		普通ごみ	普通ごみ	リサイクル	ビン	資源ごみ	
減価償却除く	人件費	186,154,280		25,330,826			
	需用費	17,953,309		864,414			
	役務費	2,058,142		21,085			
	委託料	*****		945,317,330			
	委託料他	15,082,868	*****	306,170	*****	*****	*****
	車両減価償却費	0	*****	0	*****	*****	*****
	ビン回収ボックス費用	*****	*****	0	*****	*****	*****
	管理部門配賦金	21,345,623	*****	2,257,340	*****	*****	*****
	浄化槽係費用	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	合計	242,594,222	945,317,330	28,779,835	187,903,980		
		1,187,911,552			216,683,815		
	1,404,595,368						
処理量	t 3,091	t 50,343	t 4,787	t 72	t 3,221	t 4,019	
単位原価 (ごみ)円／t (し尿)円／kℓ	78,484	*****	*****	—	0	46,754	
	78,484	17,147		—	25,954		
	20,403			29,634			
	21,433						
減価償却含む	固定資産減価償却費	0	*****	*****	0	*****	*****
	合計	242,594,222	945,317,330	28,779,835	187,903,980		
		1,187,911,552			216,683,815		
		1,404,595,368					
	単位原価 (ごみ)円／t (し尿)円／kℓ	78,484	17,147		—	25,954	
		20,403			29,634		
		21,433					

		ごみ処理部門		し尿処理部門		
		ごみ処分		収集		処分
		直営	委託 資源ごみ選別	直営	委託	直営
減価償却除く	人件費	394,248,545	※	12,472,353		957,279
	需用費	-73,454,621		212,106		71,746,268
	役務費	6,367,093		254,615		90,803
	委託料	*****		37,027,140	*****	131,089,200
	委託料他	1,022,447,512	*****	153,086	*****	18,873,008
	車両減価償却費	0	*****	0	*****	0
	ビン回収ボックス費用	*****	*****	*****	*****	*****
	管理部門配賦金	66,321,590	*****	1,145,658	*****	8,431,185
	浄化槽係費用	*****	*****	*****	*****	5,188,630
	合計	1,415,930,119	37,027,140	14,237,817	131,089,200	105,287,172
		1,452,957,259		145,327,017		105,287,172
		1,452,957,259				
処理量	t 91,585	t 6,976	kℓ 0	kℓ 4,595	kℓ 10,574	
単位原価 (ごみ)円／t (し尿)円／kℓ	15,460	5,308	—	28,529	9,957	
			31,627	9,957		
			31,627	9,957		
	14,742		31,627	9,957		
減価償却含む	固定資産減価償却費	1,007,040,826	*****	0	*****	2,191,524
	合計	2,422,970,944	37,027,140	14,237,817	131,089,200	107,478,696
		2,459,998,084		145,327,017		107,478,696
		2,459,998,084		145,327,017		107,478,696
	単位原価 (ごみ)円／t (し尿)円／kℓ	26,456	5,308	—	28,529	10,164
		24,959		31,627		10,164
		24,959		31,627		10,164

(注) ※ ごみ処分直営の需用費がマイナスになっているのは、電力売払い代金約 3 億 8 千万円を差し引いているためである。

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 47】における令和 5 年度の原価（減価償却費含む）と【図表 46】における「高槻市の事業系ごみの減量施策について」（答申）に記載された料金設定の根拠とした原価及び平成 20 年度の原価を比較すると、【図表 48】のとおりである。

市では、事業系一般廃棄物の持込量のおよそ 85%を占める一般廃棄物収集運搬許可事業者に対する減免（減免率 5 割）を平成 24 年度から段階的に引き下げ、平成 30 年度以降は減免を廃止し、事実上、手数料を見直す取組を行っているが、現在においても、料金設定の根拠とした原価と実績の間に大きな乖離が生じている状況は解消されていない。

【図表 48】 令和 5 年度の原価と料金設定の根拠とした原価の比較

（単位：円）

	令和 5 年度 原価	平成 20 年度 原価	料金設定の根拠とした原価	
			金額	実績年度
事業系一般廃棄物	24,959	26,484	16,000	平成 4 年度
し尿処理	41,791	26,567	9,075	昭和 50 年度
臨時収集依頼	46,392	45,452	34,000	平成 4 年度

（出所：監査人作成）

(3) 監査の結果及び意見

① 公会計・一般廃棄物処理会計基準に準じた原価積算の実施【意見 24】

市の原価積算結果は一般廃棄物会計基準に沿うように努めているとのことであるが、固定資産や引当金、共通費等の計上について相違がみられる。公会計担当部門等と協議の上、改善されたい。

資源循環推進課では毎年度、ごみ処理部門とし尿処理部門の原価積算を実施し、その結果を公表している。原価積算方法については「収集部門、処理部門、管理部門別に人件費、需用費、委託費、減価償却費等に分けて費用計上するなど一般廃棄物会計基準に沿うように努めている」とのことであり、監査人は公会計や一般廃棄物処理会計基準（令和 3 年 5 月改訂 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）等に準拠して算定しているか、算定過程や結果が適切であるかどうかを中心に監査を行った。

【図表 47】の原価積算結果には網羅的にごみ処理やし尿処理に関する歳出が計上されていることを確認したが、次の 4 点については公会計や一般廃棄物処理会計基準に準拠した処理がなされていないことから、公会計担当部門等と協議の上、改善されたい。

- i. 第一工場解体費約 17 億円の固定資産計上
- ii. 公会計の固定資産台帳との相違
- iii. 退職手当引当金繰入額、賞与等引当金繰入額の未計上
- iv. 管理部門配賦金の原価計上

i. 第一工場解体費約 17 億円の固定資産計上

市は令和 4 年度に第一工場を解体したが、その解体費に約 17 億円が支出された。多額の費用であるため令和 4 年度の原価に計上してしまうと期間比較に影響が出てしまうため、リサイクル建屋取得費に含めて固定資産計上したとのことである。

一般廃棄物処理会計基準において、このような支出は一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書の経常外費用の資産除売却損に含めて計上されるものであり、固定資産に計上した上で、減価償却を行い、原価積算に算入すべきものではない。

令和 5 年度の原価積算結果ではごみ処理部門に約 10 億円の減価償却費が計上されているが、約 17 億円の解体費を定額法、38 年の耐用年数で減価償却しているため、約 4 千 5 百万円の減価償却費が過大に計上されていることになる。

なお、民間企業では撤去等に多額の支出が予想される場合には資産除去債務の計上が想定されるが、公会計や一般廃棄物処理会計基準では資産除去債務の考え方が採用されておらず、仮に将来において公会計や一般廃棄物処理会計基準で資産除去債務を採用した場合には、過去の事象から生じる減価償却費と将来の事象から生じる除去費用が計上されることになるため、この意味でも現段階での固定資産計上は不適切である。

ii. 公会計の固定資産台帳との相違

i において一般廃棄物処理会計基準において資産除売却損に含めて計上されるべきものを固定資産に計上していたものがあったため、他に公会計の固定資産台帳との相違がないか確認したところ、「公会計の考え方が浸透する前から減価償却費の算定に取り組んでおり、機能回復にあたるのか耐用年数の延長にあたるのかなど固定資産に対する解釈の違いがある」との回答を得た。

一般廃棄物処理会計基準では「固定資産の計上方法については、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成 27 年 1 月 23 日 総務大臣通知）」の下で整備されている固定資産台帳をもとにして、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産を計上する。」とされており、一般廃棄物処理会計基準に準じて原価積算を行う場合にも、公会計の固定資産台帳との整合性を図るべきである。

iii. 退職手当引当金繰入額、賞与等引当金繰入額の未計上

【図表 47】に計上されている人件費の内容を確認したところ、退職手当引当金繰入額や賞与等引当金繰入額の計上がなかった。退職手当引当金繰入額は、退職手当が退職時のみに発生するものではなく、勤務期間に応じて発生するものであることから、毎年度発生額を負債に計上し、対応する繰入額を費用に計上するものであり、賞与等引当金は、翌年度 6 月の期末勤勉手当の発生期間が当年度とまたがることから、当年度部分を引当金として負債に計上し、対応する繰入額を費用に計上するものである。

一般廃棄物処理会計基準では「人件費は、「職員給与費（一般職）」「職員給与費（技能職）」「退職手当引当金繰入額」「その他」に区分して表示する。」「その他には、上記職員給与費（技能職・一般職）及び退職手当引当金繰入額以外の人件費（会計年度任用職員に係る人件費、賞与等引当金繰入額など）をいう。」とそれらの計上が明記されている。

資源循環推進課によると、公会計担当部門等からこれらの情報が提供されていないとのことであり、これらを計上することによる影響額は不明である。なお、退職手当引当金は多額になる傾向にあることから、退職手当引当金繰入額を追加計上すると、原価が高くなると考えられ、今後の料金改定に向けては留意が必要である。

iv. 管理部門配賦金の原価計上

【図表 47】には管理部門配賦金が計上されており、その内容は管理職等の人件費である。

一般廃棄物処理会計基準では行政コスト計算書の「経常費用は、「処理原価」と「管理費用」に区分して表示する。」とされ、管理職等の人件費は処理原価とは区分され、原価計算書ではなく行政コスト計算書に計上されるべきものである。

資源循環推進課では、ごみ処理に係る全体の歳出を原価に含めるため管理費用も原価に計上したとのことであるが、管理費用はごみ処理とは直接的に関連するものではなく、仮に全ての業務を委託に出したとしても市に管理・監督する責任があるため一定程度は発生するものである。

なお、【図表 47】において管理部門配賦金は直営部門のみに配賦されているが、上記の考え方からすれば、委託部門にも同様に配賦すべきであり、資源循環推進課によると、他の費目の中にも管理部門配賦金と同様に管理費用として区分すべきものがあるとのことである。現状の原価積算では、共通経費が配賦されておらず委託部門の原価が安価になっているため、共通経費を直営部門と同様の比率で配賦するか、別途行政コスト計算書において計上するなどして公平な原価積算を実施されたい。

以上のように、市では公会計の考え方が浸透する前からごみ処理の原価積算を実施しており、減価償却費も算入していたが、原価に算入すべきでないものが原価に算入されていたり、原価に算入すべきものが原価に算入されていなかったりするような事例が生じている。このような状態を解消するために、行政コスト計算書など、一般廃棄物処理基準に基づいた他の財務書類の作成も検討されたい。

② 適宜の料金改定の必要性和今後の原価積算資料の保存【意見 25】

市は平成5年度、条例を改正し、ごみ処理及びし尿処理の現行の料金体系等を設定したが、現状の原価積算結果と大きな乖離があることから適宜に料金改定を行うことを検討されたい。また、将来の料金改定の参考とするため、当該料金体系が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書を確実に保存されたい。

市は平成 5 年度、高槻市廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例を改正し、ごみ処理及びし尿処理の現行の料金体系を設定しているが、当時の詳細な原価積算資料は見当たらない。高槻市文書取扱規程では原価積算結果に関する文書保存年限が明らかではないが、当時の担当者が文書保存年限を設定し、文書保存期間が満了したため廃棄された可能性があるとのことである。

一方、市が保存している平成 23 年 3 月の答申には受益者負担等の調整も含めた経緯が記載されているが、現行の原価積算結果と答申に記載された平成 4 年度当時の原価はその時点から大きく乖離したものとなっている。平成 23 年 3 月の答申の時点において、既にこの乖離は大きな課題とされており、現状もその乖離は解消されていないため、適宜に料金改定を行うことを検討されたい。

また、将来の料金改定時には、過去の料金決定時の原価積算と現行の原価積算を比較することで廃棄物処理事業の課題が明確になり、料金改定に対する市民や議会等への説明も説得力も増すと考えられる。

したがって、今後の料金改定に当たっては、現行の料金体系の設定根拠を明確にするため、当該料金体系が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書を確実に保存されたい。

③ 臨時収集依頼における家庭廃棄物等処理申込書の記載不備【結果 1】

家庭廃棄物等処理申込書の記載が不十分なものが多数見受けられた。市が電話での聞き取りに基づき作成しており、利用者では市が収集、運搬、処分できるごみか判断することが難しいためなどを理由としているが、処理内容を明確にし、後日の紛争を防ぐため、完了後に利用者のサインを求める等の処理を行うべきである。

臨時ごみの収集については、事前に市が電話受付を行い、電話の内容を家庭廃棄物等処理申込書（以下、「処理申込書」という。）に記入している。この理由として、清掃業務課では「利用者が来所することなくリアルタイムな受付を可能とするためや収集等可能なごみなのかの確認とごみの量によって塵芥収集車の配車を決定するためがあるため」と回答している。そして、収集日には作業員がごみを目視して料金を決定し、その金額を処理申込書に記入した上で、料金徴収を行っている。このように、処理申込書は利用者の依頼内容と料金支払の事実を客観的に証明する重要な書類であることから、監査人は令和 5 年 8 月に実施された臨時ごみの収集に係る処理申込書につき全件、証票突合を実施した。

その結果、処理申込書には作業場所や申込区分、備考としてごみの内容等を記載する欄があるが、ごみの内容等が全く記載されていないものが 5 件あり、その他のものも「可燃ごみ少々」等内容が不明確なものが少なかった。

この理由として、清掃業務課では「引っ越しでの利用が多いため電話受付の時点では処分品が未確定なことがある。そのような場合は収集日までにごみの内容や量の連絡をお願い

しているものの、連絡がない場合には処理申込書のごみの内容等を未記入とし、収集日に申込者立会いの下、ごみの内容等を確認している。」と回答している。

しかし、処理申込書は本来、利用者が作成するものであるから、利用者が処理申込書に記載されたごみの内容等を確認した証跡を残しておく必要がある。利用者立会のもと料金を決定しているとのことではあるが、料金記入欄には作業員のサインしかなく、利用者のサイン等の証跡はない。後日の紛争等を防ぐためにも利用者のサイン等も求めるべきである。

④ エネルギーセンターにおける処理日付の押印間違い【結果 2】

一般廃棄物のエネルギーセンターへの持込について、利用者が事前に電子申込を行い、市が申込書を出力して持込日を押印するが、間違った日付が押印されたものがあった。申込書と日計表等現金収受の日付が異なるものとなるため、ミスがないように留意されたい。

一般廃棄物のエネルギーセンターへの持込について、利用者が事前に電子申込を行い、持込の際に市が申込書を出力して持込日を押印し、他の関連書類とともに保存している。監査人は令和 5 年 8 月に実施された一般廃棄物の持込に係る書類につき全件、証票突合を実施した。

その結果、8 月 3 日と押印された申込書に関する収納書類がなかったことから、内容をエネルギーセンターに確認したところ、当該持込は 8 月 4 日に行われたものであることが判明した。

エネルギーセンターによると、当初利用者は 8 月 3 日に持ち込む予定で、その後、8 月 4 日に変更したとのことであるが、日付の押印は通常持込日に行うものであり、担当者が 8 月 3 日の押印をした理由や原因は不明であるとのことである。なお、当該申込書に関しては実際には 8 月 4 日に持ち込まれたことを収納整理票や日計表等で確認している。

このように申込書の日付と日計表等の現金収受の日付が異なると、決算時に誤った数値を計上してしまうおそれもあるため、上席者等が定期的に内容や金額のみならず、日付も確認し、事務ミスがないように留意されたい。

1 1. 前島熱利用センター

(1) 概要

施設名	前島熱利用センター			
所管課	資源循環推進課			
施設の設置目的	焼却炉の発生熱を有効利用した施設の使用を通じて、市民のレクリエーションの普及と健康の保持増進を図るため			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立熱利用センター条例 高槻市立熱利用センター条例施行規則 高槻市立前島熱利用センター減免取扱要綱			
料金体系	○個人 1 回の入館料 ・一般：520 円 ・小学生、中学生、65 歳以上の高齢者：260 円 ・未就学児：無料 ○回数券（11 回綴り） ・一般：5,200 円 ・小学生、中学生、65 歳以上の高齢者：2,600 円			
現行料金の決定根拠	他市の料金水準を参考に条例等で規定			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	令和元年 7 月 12 日付け「消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例」において、一般の入場料を 500 円から 520 円に、小学生・中学生・高齢者の入場料を 250 円から 260 円に変更。			
減免の有無・内容	高槻市立熱利用センター条例第 9 条、高槻市立熱利用センター条例施行規則第 8 条、高槻市立前島熱利用センター減免取扱要綱に基づき減免を実施。			
収納方法	券売機による収納（現金）			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	461	604	696
	減免後利用料金	12,503	16,851	18,487
	指定管理料	54,813	53,000	54,259
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	34,799	49,787	52,475
	減免件数	4,534	5,368	7,405

(2) 施設の概要

① 施設の所在地、開設時期

施設名	所在地	開設時期
前島熱利用センター 愛称「クリンピア前島」	前島四丁目 18 番 1 号	平成 7 年 11 月 1 日

② 施設の運営日数、利用時間及び利用者数

運営日数	295 日（休館日数：71 日）
利用時間	午前 10 時から午後 8 時まで（日曜：午前 10 時から午後 4 時 30 分まで）
利用者数	86,396 人

（出所：令和 5 年度主要事務執行報告書）

(3) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

市は、使用料（利用料金の上限）について、他市の料金水準を参考に条例等で決定している。指針に基づいた料金の設定は行われていない。また、料金体系は、団体利用に係る市外料金の設定を除き、他の市営プールである市民プール及び番田熱利用センターと同一である。

(4) 監査の結果及び意見

① 特別入館券の適切な管理の必要性【意見 26】

特別入館券は、コストをかけて交付している以上、積極的に使用してもらうための対応が望まれる。また、特別入館券は、金券であり、不正利用の恐れもあるため、実際に自治会から各世帯に交付する際は、交付先を管理することが望ましい。

当該施設は地元住民に対する還元施設の性格を有するため、高槻市立前島熱利用センター減免取扱要綱第 3 条第 3 項に基づき、市は、令和 5 年度において地元自治会に入館料が無料になる入館証 65 枚及び特別入館券 80 枚を交付している。

入館証は、施設入館時に受付に提示することで、何度でも入館することができ、自治会から、自治会名簿に記載されている 65 世帯に実際に交付されている。

特別入館券は、地元外に居住する各世帯の親族が地元帰省時に入館する際などに使用されることを想定して自治会に交付しているが、過去 5 年間は自治会から各世帯への交付実績がない。コストをかけて交付している以上、地元住民に積極的に使用してもらうための対応が望まれる。

また、特別入館券については、地元自治会に交付後、各世帯に交付する際、その交付世帯を管理する運用になっていない。特別入館券は、金券であり、不正利用の恐れもあるため、実際に各世帯に交付する際は、交付先を管理することが望ましい。

【関連条文（抜粋）】

（高槻市立熱利用センター条例）

（利用料金の減免）

第 9 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長が定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

（高槻市立熱利用センター条例施行規則）

第 8 条 条例第 9 条の市長が定める基準（利用料金の免除に係るものに限る。）は、次に掲げる場合とする。

（略）

（2） その他市長が特に必要があると認める場合

（高槻市立前島熱利用センター減免取扱要綱）

第 3 条

（略）

3 規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定するものは、平成 2 年 11 月提出のごみ処理施設整備計画書にかかる地元住民の代表者から申請があった場合 入館料・団体利用料金・附属設備利用料金・駐車場利用料金を免除する。

（下線は監査人による。）

② 駐車場利用料金の徴収漏れ【結果 3】

前島熱利用センターの駐車場に係る利用料金を支払っていない利用者が存在するため、費用と便益を比較衡量しつつ、徴収漏れを防止する最低限の体制を整備されたい。

指定管理者は、高槻市立熱利用センター条例に基づき、前島熱利用センター駐車場の利用者から駐車料金を徴収することになっている（【図表 49】参照）。

【図表 49】 前島熱利用センターの駐車場利用料金

車両の種類	1 日 1 回につき	
	利用料金	（高槻市立熱利用センター条例における上限額）
普通自動車	100 円	400 円
中型自動車	200 円	1,000 円
大型自動車	500 円	2,000 円

（出所：監査人作成）

【高槻市立熱利用センター条例（抜粋）】

別表第 1（第 7 条関係）

（略）

（利用料金）

（略）

2 前項の利用料金のほか、附属設備を使用するときは当該附属設備に係る利用料金を、駐車場を使用するときは当該駐車場に係る利用料金を支払わなければならない。

（下線は監査人による。）

【セルフモニタリング報告書（利用者アンケート）（抜粋）】

- 現地視察したところ、駐車場入口に料金収受ブースはあるものの、収受員は配置されておらず、また、駐車料金は、施設入口の受付で自己申告制により支払うことになっているため、支払っていない利用者の正確な把握が難しい状況である。

お願い!!

※駐車場内での事故・盗難・油漏れ等については一切責任は負いません。

円通製紙センター

駐車料金
軽乗用車 100円
普通乗用車 100円
大型車 500円

お近くに交通の便は非常に便利です。
チケットの購入をお願いします。

400円 値下げ

※料金の値上げ
納付方法にてお願いします。

※駐車場内での事故・盗難については
責任を負いません。
※乗用車 普通車 100円
※大型車 500円

商社都市開発グループ
TEL:06-69-3165

駐車場の利用料金を無料とすることも考えられるが、少額であっても利用料金を徴収するのであれば、費用と便益を比較衡量しつつ、監視カメラの設置など、利用料金の徴収漏れが発生しないよう最低限の体制を整備されたい。

前島熱利用センターの使用料（利用料金の上限額）については、指針に基づく原価積算が行われていないため、指針に基づき使用料を算出した上で、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

市は、前島熱利用センターの使用料（利用料金の上限額）を他市の料金水準を参考に条例等で規定しているが、施設が開設された平成7年以降、消費税率の改正を除き、見直しが行われていない。

市では、現在のところ、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に、指針に則った使用料の見直しを行うこととしているが、人件費、光熱費等の高騰が続いている昨今の情勢を踏まえると、負担の公平性・公正性の観点から、指針に基づいた使用料を算出し、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

12. 口腔保健センター診療料

(1) 概要

使用料名	口腔保健センター診療料			
所管課	健康医療政策課			
使用料の概要	市が市立保健福祉センターに設置する口腔保健センターの診療料			
料金徴収に係る根拠法令等	健康保険法第76条第1項 高槻市立保健福祉センター条例第20条第1項			
料金体系	口腔保健センターは保険医療機関であり、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく料金体系となる。			
現行料金の決定根拠	健康保険法第76条第2項、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に基づき規定された額。これら法により算定できない場合にあっては市長が定める額（高槻市立保健福祉センター条例第20条第2項第2号）			
料金水準の見直し状況 （平成29年度以降）	健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき随時見直されるものであり、市独自の見直しはなされない。			
減免の有無・内容	市独自の減免はない。			
収納方法	徴収委託制（現金）			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	－	－	－
	減免後使用料	17,475	16,671	18,679
	収入未済額	－	－	－
件数の推移 （単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	1,736	1,754	1,846
	減免件数	－	－	－

(2) 使用料の設定に係る考え方

市では、市立総合保健福祉センター内に口腔保健センターを設置し、地域開業医では治療が非常に困難な障がい者等に対する歯科診療を行っている。

口腔保健センターの運営に関しては、一般社団法人高槻市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が指定管理者に指定されており、歯科医師会内の運営委員が運営し、センター長ら歯科医師が診療行為を行う。利用者は保険診療に対して診察料を支払い、当該診察料については翌日までに歯科医師会の事務職員が金融機関を通じて市に納付している。また、健康保険等が負担する額については指定管理者を経由せず、市に直接入金される。

使用料の設定については、口腔保健センターは保険医療機関であることから、健康保険法等により診療報酬が決められているため、市が独自に定めることはできない。

(3) 監査の結果及び意見

① 現金残高をチェックした日計表への記名の必要性【意見 28】

事務局で現金を取扱い、日々日計表とのチェックを実施しているが、担当者の記載がなく、誰がチェックを実施したのか不明である。

日計表に担当者名も記入し、責任の所在を明確にすることが望まれる。

口腔保健センターの視察を行い、併せて事務局の現金管理について確認したところ、利用者から入金があった現金については、業務終了後に財務会計システムから出力された会計順日計表の金額との一致をチェックして金庫に保管しているとのことであった。

監査人が過去に出力された会計順日計表を閲覧したところ、利用者の人数等と照合した記載があるものの、2名いる事務職員のうちどちらがチェックしたのか等の記入はない状態であった。

現金は盗難や紛失のリスクが高く、その責任の所在を明確にするため日計表等に記名や押印等の処理をすることが望まれる。なお、8月の視察後に業務の改善を行い、日計表に担当者の押印を行うほか、月次に作成する窓口金収入明細書にもセンター長までの確認をすることになったとのことである。

1 3. 保健衛生事務手数料

(1) 監査対象とした保健衛生事務手数料

所管課	名称
健康医療政策課	医師及び歯科医師でない者（法人等）に対する診療所の開設の許可申請者から徴収する手数料
	病院の構造設備に係る使用前の検査（実地検査を行う場合）の申請者から徴収する手数料
保健衛生課	飲食店等営業許可手数料
	美容所等開設前検査手数料

(2) 概要

手数料名	保健衛生事務手数料（医師及び歯科医師でない者（法人等）に対する診療所の開設の許可申請者から徴収する手数料）			
所管課	健康医療政策課			
手数料の概要	医師及び歯科医師でない者（法人等）に対する診療所の開設の許可申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市医療法施行条例第3条			
料金体系	1件 18,000円			
現行料金の決定根拠	大阪府及び府内政令市・中核市と同一の料金体系を採用している。			
料金水準の見直し状況（平成29年度以降）	なし			
減免の有無・内容	減免規定はあるが近年は適用事例がない。			
収納方法	窓口現金払い			
収納額の推移（金額） （単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	－	－	－
	減免後手数料	432	126	198
	収入未済額	－	－	－
件数の推移 （単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	24	7	11
	減免件数	－	－	－

手数料名	保健衛生事務手数料（病院の構造設備に係る使用前の検査（実地検査を行う場合）の申請者から徴収する手数料）
所管課	健康医療政策課
手数料の概要	病院の構造設備に係る使用前の検査（実地検査を行う場合）の申請者から徴収する手数料

料金徴収に係る根拠法令等	高槻市医療法施行条例第 3 条			
料金体系	1 件 43,000 円			
現行料金の決定根拠	大阪府及び府内政令市・中核市と同一の料金体系を採用している。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	なし			
減免の有無・内容	減免規定はあるが、令和 3 年度、4 年度のものは新型コロナウイルス対応による減免である。			
収納方法	窓口現金払い			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	86	86	－
	減免後手数料	688	860	989
	収入未済額	－	－	－
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	16	20	23
	減免件数	2	2	－

手数料名	保健衛生事務手数料（飲食店等営業許可手数料）			
所管課	保健衛生課			
手数料の概要	飲食店等の営業許可の申請者から徴収する手数料（なお、監査対象は令和 3 年度から令和 5 年度において一定の徴収実績のあった飲食店営業（新規）、飲食店営業（更新）、飲食店営業-露店（新規）、菓子製造業（新規）、菓子製造業（更新）、魚介類販売業（更新）、食肉販売業（更新）とした。）			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市食品衛生法施行条例			
料金体系	飲食店営業（新規）16,000 円 飲食店営業（更新）12,800 円 飲食店営業-露店（新規）8,000 円 菓子製造業（新規）14,000 円 菓子製造業（更新）11,200 円 魚介類販売業（更新）7,680 円 食肉販売業（更新）7,680 円			
現行料金の決定根拠	大阪府及び府内政令市・中核市と同一の料金体系を採用している。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	なし			

減免の有無・内容	減免規定はあるが近年は適用事例がない。			
収納方法	窓口現金払い			
収納額等の推移 (単位：千円) ※監査対象の手数料 を合算	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	-	-	-
	減免後手数料	8,148	7,830	8,106
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	601	583	608
	減免件数	-	-	-

手数料名	保健衛生事務手数料（美容所等開設前検査手数料）			
所管課	保健衛生課			
手数料の概要	美容院等の開設前に実施する検査の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る 根拠法令等	高槻市美容師法施行条例			
料金体系	1件 16,000円			
現行料金の 決定根拠	大阪府及び府内政令市・中核市と同一の料金体系を採用している。			
料金水準の 見直し状況 (平成29年度以降)	なし			
減免の有無・内容	減免規定はあるが近年は適用事例がない。			
収納方法	窓口現金払い			
収納額の推移（金額） (単位：千円)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	-	-	-
	減免後手数料	384	496	512
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	24	31	32
	減免件数	-	-	-

(3) 手数料の設定に係る考え方

市は平成15年度に中核市に移行し、その際、保健所の業務は大阪府から市に移管された。

保健衛生事務手数料については、健康医療政策課と保健衛生課が所管しており、大阪府及び府内政令市・中核市の料金水準を参考に各種条例で規定している。中核市移行前年度の平成14年度に大阪府衛生行政事務手数料条例等を参考として原価積算を行ったとのことではあるが、中核市移行時の原価積算結果については文書保存期間が満了したため、既に保存していない。

その後、健康医療政策課では、大阪府が2年に1回実施している原価積算の内容を入手し、確認しているとのことであるが、業務時間数や時間単価を市の実態に即して見直した原価積算は実施していない。

一方、保健衛生課では適宜、時間単価を見直して原価積算を行い、現状の手数料と大きな乖離がないことを検証しているとのことである。一例として、令和2年度における美容所等開設前検査手数料の原価積算の結果は【図表 50】のとおりである。

【図表 50】美容所等開設前検査手数料の原価積算

業務内容	時間数（単位：分）	金額（単位：円）
受付	15	
審査	60	
現場検査	130	
台帳入力	20	
起案	20	
決裁	30	
交付	5	
時間計	280	
人件費（時間換算 280 分×時間単価 3,300 円）		15,400
その他経費		610
合 計		16,010
現行手数料		16,000

（出所：市提出資料により監査人作成）

その結果、現行手数料とほぼ変わらない水準であり、料金が原価を十分に回収している状態といえる。

(4) 監査の結果及び意見

① 定期的な原価積算の実施の検討【意見 29】

健康医療政策課では定期的な原価積算を実施しておらず、保健衛生課では令和2年に市の実態に即して時間単価を見直した原価積算を実施している。

業務効率化や受益者負担の適正化を図るため、定期的な原価積算を行い、現行手数料の検証を実施されたい。

市は平成15年度に中核市に移行し、保健所の所管も大阪府から市に移管されている。

保健衛生事務手数料については、大阪府及び府内政令市・中核市の料金水準を参考に各種条例で規定しており、原価積算については、中核市移行時に大阪府衛生行政事務手数料条例等を参考として実施したとのことであるが、その資料は保存されていない。

前述のとおり、その後、保健衛生課では、令和2年度に市の実態に即して時間単価を見直した原価積算を行っている。

一方、健康医療政策課では、同様の料金体系である大阪府の原価積算を入手・確認しているとのことであるが、大阪府の原価積算結果と大きな差異は生じないとして業務時間数や時間単価を市の実態に即して見直した原価積算は実施していない。

確かに、原価を積算したとしても、同様のサービスの対価としての手数料に地方公共団体間で著しい差が生じないよう、近隣他市との均衡に配慮する必要性から、そのまま手数料の水準に反映できないことは十分理解できる。

しかしながら、手数料は本来、受益者負担の原則に基づき料金を決定すべきであり、業務効率化の状況の客観的な測定にも寄与すると考えられることから、定期的に業務時間数や時間単価を見直した上で、原価積算を行い、現行手数料の検証を実施されたい。

② 料金設定（改定）時の原価算定資料の保存【意見 30】

市は中核市への移行に伴い、高槻市保健所事務手数料条例等を制定し、保健衛生事務手数料の料金体系等を設定したが、料金設定に関して実施した当時の原価算定資料を現在保存していない。今後の料金改定の参考とするためにも、当該手数料が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書を確実に保存されたい。

市は中核市への移行に伴い、高槻市保健所事務手数料条例（医療法関係等の手数料に係る規定は平成 25 年 4 月に個別法施行条例に移行）等を制定し、保健衛生事務手数料の料金体系を設定している。条例制定時には大阪府の料金体系を参考に、市も原価計算を実施したとのことであるが、当時の原価積算資料は文書保存期間が満了したため、既に保存されていない。

料金改定時には現状の原価積算結果だけでなく、将来の収支見込みによる原価積算結果も参考に審議会や議会等で協議され、議会において決定されるものであるが、原価積算結果をそのまま料金体系に反映することは難しく、受益者負担等の配慮がなされることも少ない。料金改定時の原価積算結果がなければ、前回の改定において、どのような配慮や調整が行われたのか不明確となってしまうため、料金改定時に再度調整が必要となり、改定作業が非効率なものとなると想定される。

過去の料金設定時には、大阪府の料金体系と同額であることが意識されたようではあるが、市の原価計算結果との差がどの程度あり、どのような協議を経て現行の料金体系になったのかを明確にするためにも、当該手数料が適用される期間内は、その原価積算の内容を記載した文書を確実に保存されたい。

1 4. 高槻島本夜間休日応急診療所

(1) 概要

施設名	高槻島本夜間休日応急診療所			
所管課	健康医療政策課			
施設の設置目的	医療機関の通常の診療日及び診療時間外において、医療を必要とする急病患者に診療を行うため			
料金徴収に係る根拠法令等	自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金			
料金体系	高槻島本夜間休日応急診療所は利用料金を指定管理者の収入として収受させており（利用料金制）、保険医療機関であるため、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく料金体系となる。 文書料、駐車料については、高槻島本夜間休日応急診療所条例による。			
現行料金の決定根拠	健康保険法第 76 条第 2 項、高齢者の医療の確保に関する法律第 71 条第 1 項に基づき規定された額 これら法により算定できない場合にあっては市長が定める額（高槻島本夜間休日応急診療所条例第 5 条 2(2)）			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき随時見直されるものであり、市独自の見直しはなされない。			
減免の有無・内容	市独自の減免はない。			
収納方法	現金			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後利用料金	209,454	315,880	517,105
	指定管理料	265,000	190,000	165,000
	市への納付金	-	-	1,995
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	14,361	19,475	30,746
	減免件数	-	-	-

(2) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

市では、地域の診療所が通常診療を行っていない夜間及び休日等の診療時間外において、初期救急医療体制の確保を図るため、高槻島本夜間休日応急診療所（以下「応急診療所」という。）を設けて、夜間や休日の初期救急患者の診療を行っている。

応急診療所の運営に関しては、公益財団法人大阪府三島救急医療センター（以下「三島救急医療センター」という。）が指定管理者に指定されており、三島救急医療センターに運営協議会が設置され、医師、歯科医師、薬剤師については医師会等から出向し、常勤看護師 7

名、常勤事務等職員 6 名、非常勤看護師 20 名等で運営されている（人員数は令和 5 年度事業計画書による）。利用者は保険診療に対して診察料を支払うが、当該診察料や健康保険等が負担する額については指定管理者である三島救急医療センターが収受し、毎年度事業報告に基づき、市が指定管理料を支払っている。

応急診療所は保険医療機関であることから、健康保険法等により診療報酬が決められているため、市が独自に定めることはできない。

(3) 監査の結果及び意見

① 現金以外の料金収受方法の検討【意見 31】

応急診療所は成人の夜間・休日の急病患者の診療も受け持っているため、釣銭や返金等に多額の現金を保持しなければならないとのことであるが、現金保管には紛失や盗難のリスクがあるため、クレジットカード等の現金以外の料金収受方法を検討されたい。

応急診療所の視察を行い、併せて事務局の現金管理について確認したところ、利用者から入金があった現金については、指定管理者において、日々会計日報を作成し、釣銭袋や金庫等の金額との一致をチェックし、上席者の決裁も受けていた。

現金の保管状況には問題はなかったものの、多額の現金が釣銭袋や金庫に保管されていたため、その理由を三島救急医療センターに確認したところ、日々の診察料金の収受が多額となるほか、返金にも対応しなければならないため、一定金額の現金の保有が必要とのことであった。

応急診療所を所管する健康医療政策課も「令和 5 年度の応急診療所の受診者のうち、約半数が小児科となっている。小児科の受診者の窓口での支払は、各地方公共団体の助成制度等により少額となっており、高槻市民については令和 7 年度に完全無料となる見込みである。そのような中、キャッシュレス対応には、導入の経費や利用に係る手数料が発生するため、利便性の向上と需要やその費用対効果を踏まえた検討が必要」とのことであった。

現金は盗難や紛失のリスクが高く、釣銭の両替にも手数料がかかるため、近年医療機関の窓口ではクレジットカード等のキャッシュレス化が急速に進んでいる。また、マイナンバーカードの健康保険証利用が進めば、医療機関の窓口のDX化はなお一層進むと考えられる。応急診療所は小児科のみならず、成人も多数受診していることから、応急診療所においてもマイナンバーカードの健康保険証利用等と合わせて、クレジットカード等の現金以外の料金収受方法を検討されたい。

15. 学童保育料

(1) 概要

使用料名	学童保育料			
所管課	子ども育成課			
使用料の概要	市立学童保育室の施設利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市学童保育室条例第6条			
料金体系	月額6,000円（8月分は12,000円） 延長保育料（平日18時～19時）月額1,500円 ※開室時間 平日13:30～19:00 土曜8:30～17:00 夏休み期間等8:30～19:00（土曜は17:00） 18:00～19:00は延長保育			
現行料金の決定根拠	国が示す費用負担割合（事業費の1/2を保護者負担）を考慮し設定している。			
料金水準の見直し状況（平成29年度以降）	令和5年度に月額6,500円から月額6,000円（8月は12,000円）に変更（年額78,000円は平成9年度以降変更なし）。			
減免の有無・内容	あり（低所得世帯、児童2人以上の世帯及び災害に関する減免制度）			
収納方法	口座振替、納付書			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	※	※	※
	減免後使用料	211,572	220,478	217,524
	収入未済額	807	1,065	933
	うち現年分	229	649	496
	うち過年度分	579	417	437
件数の推移 （単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	※	※	※
	減免件数	4,702	4,989	5,167

（注）※：把握していない。

(2) 市における学童保育の状況

学童保育料は、放課後児童健全育成事業（「放課後児童クラブ」、「学童保育」等とも称される。以下「学童保育」という。）における保護者の負担額である。

学童保育とは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。学童保育は、平成9年の児童福祉法改正により法定化され（平成10年4月施行）、当初の対象は「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」、すなわ

ち、おおむね小学3年生までであったが、その後の児童福祉法改正により、平成27年4月から「小学校に就学している児童」、すなわち、小学6年生までとなっている。

近年、学童保育の利用者は増加傾向にあり、市においても、入室児童数は定員を大幅に超え、待機児童も発生していることから、その解消が課題であり、令和4年2月に「学童保育のあり方等に関する基本方針」が策定された。

現在、大阪府内の多くの地方公共団体では小学6年生までを対象に実施しているが、市では、「学童保育のあり方等に関する基本方針」において、小学校の35人学級の実施や支援学級数の増加等により余裕教室を確保し、市立学童保育室を増室することは困難であるため、令和4年度以降、小学4年生以上の受入れは民間学童保育室により対応することとし、民間事業者に対する補助金の支出による開設支援を行い、中学校区単位での設置に取り組んでいる。

その結果、現在、市では、小学1年生から3年生まで（障がい児童は6年生まで）については、小学校内に設置した市立学童保育室で受け入れ、民間学童保育室では、小学1年生から6年生までを受け入れている。

令和5年5月1日現在の市立学童保育室の入室状況は【図表51】のとおりである。

【図表 51】市立学童保育室の入室状況（令和5年5月1日現在）

学童保育室数	定員	入室児童数	待機児童数	1室当たり平均入室児童数
62	2,470	3,099	30	50

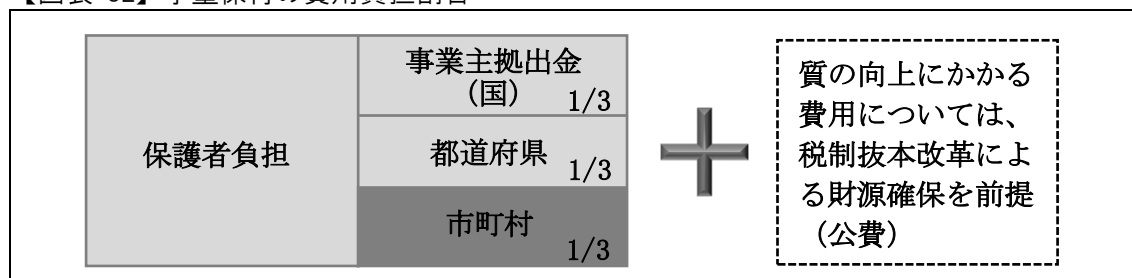
（出所：市提出資料により監査人作成）

なお、市長に届出を行った事業者が運営する民間学童保育室は、令和5年6月現在30室（令和6年8月現在36室）あり、18中学校区のうち17校区で設置済である（残る1校区についても設置に向けて取り組んでいる）。

(3) 使用料の設定に係る考え方

学童保育の費用負担割合については、国が目安を示している（【図表52】参照）。原則として総事業費の1/2を保護者負担とし、残る1/2を国、都道府県、市町村が各1/3を負担することとされている。

【図表 52】学童保育の費用負担割合



（出所：「放課後児童クラブの主な法改正事項」（厚生労働省））

この費用負担割合に基づき、市は平成 9 年度に学童保育料を月額 6,500 円（年額 78,000 円）に設定している。令和 5 年度に月額 6,000 円（8 月は 12,000 円）に変更しているものの、年額 78,000 円は平成 9 年度以降変わっていない。民間学童保育室の基本保育料も同じ月額 6,000 円（8 月は 12,000 円）である（ただし、おやつ代など別途費用を徴収する施設がある。）。

なお、大阪府内各市の学童保育料（延長保育料を除く）は、月額 4,000 円～8,000 円と幅があるが、5,000 円～6,000 円台の設定が多い（令和 2 年 5 月 1 日現在、令和 3 年度第 1 回高槻市子ども・子育て会議資料より）。

市立学童保育室については、【図表 53】のとおり、生活保護世帯や市民税非課税世帯等及び児童 2 人以上の世帯に対する減免制度がある。後述する市立保育所使用料等と異なり、学童保育料の減免は全て利用者からの申請に基づくため、申請しなければ適用を受けられない。

【図表 53】学童保育料の減免制度

（単位：円）

1	児童の属する世帯の階層区分			入室児童			
				1 人目		2 人以上 (1 人につき)	
				8 月以外	8 月	8 月以外	8 月
A	生活保護世帯、中国残留邦人等自立支援給付受給世帯			6,000 (1,500)	12,000 (1,500)	6,000 (1,500)	12,000 (1,500)
B	当該年度の市民税非課税世帯（A 階層に該当するものを除く）						
C	当該年度の市民税の課税世帯で、その市民税所得割の額が次の額であるものに属する者（A 階層に該当する者を除く）	10,000 円未満	3,200 (800)	6,800 (800)	4,600 (1,150)	9,400 (1,150)	
		10,000 円以上 27,000 円未満	2,300 (600)	4,700 (600)	4,100 (1,050)	8,900 (1,050)	
		27,000 円以上	0	0	1,800 (500)	4,200 (500)	
2	災害により保育料の納付が困難となったとき			市長が別に定める額			

※延長利用をする場合の保育料の減免額は、（ ）内の額をその上段の額に加算した額

（出所：高槻市立学童保育室条例施行規則別表により監査人作成）

【図表 53】の2の「市長が別に定める額」の具体的内容は「高槻市立学童保育室に関する保育料の災害による減額又は免除に関する要綱」において定められている。

具体的には、災害により対象となる世帯が居住する家屋が半壊、又は半焼したと認められる場合は、【図表 54】のとおり減額し、災害により対象となる世帯が居住する家屋が全壊、又は全焼したと認められる場合は、学童保育料を全額免除することとしている。

【図表 54】学童保育料の災害（半壊、半焼）による減額基準

(単位：円)

児童の属する世帯の階層区分			入室児童			
			1 人目		2 人目以上 (1 人につき)	
			8 月以外	8 月	8 月以外	8 月
A	生活保護世帯、中国残留邦人等 自立支援給付受給世帯		-	-	-	-
B	当該年度の市民税非課税世帯（A 階層に該当するものを除く）					
C	当該年度の市民 税の課税世帯 で、その市民税 所得割の額が次 の額であるもの に属する者（A 階層に該当する 者を除く）	10,000 円未満	1,400 (350)	2,600 (350)	700 (175)	1,300 (175)
		10,000 円以上 27,000 円未満	1,850 (450)	3,650 (450)	950 (225)	1,550 (225)
		27,000 円以上	3,000 (750)	6,000 (750)	2,100 (500)	3,900 (500)

※延長利用をする場合の保育料の減額は、（ ）内の額をその上段の額に加算した額

（出所：「高槻市立学童保育室に関する保育料の災害による減額又は免除に関する要綱」により監査人作成）

(4) 監査の結果及び意見

① 学童保育料の適切な債権管理の必要性【結果 4】

学童保育料の収入未済額には、平成 18 年度に発生したもののほか、滞納発生から既に 2 年を経過しているものが残っているため、早期解決を図られたい。あわせて、債権管理に関する文書の保存期間について慎重に判断されたい。

学童保育料の令和 5 年度末の収入未済額 932,980 円の滞納発生年度別内訳は【図表 55】のとおりである。令和元年度以降の過去 5 年間の債権のほか、平成 18 年度のものも残っている。

【図表 55】学童保育料の令和 5 年度末収入未済額の発生年度別内訳

滞納発生年度	収入未済件数	収入未済額
令和 5 年度	42 件	495,900 円
令和 4 年度	19 件	271,500 円
令和 3 年度	3 件	51,150 円
令和 2 年度	2 件	41,430 円
令和元年度	2 件	21,000 円
平成 18 年度	1 件	52,000 円
合 計	69 件	932,980 円

(出所：市提出資料により監査人作成)

市は債権の管理を高槻市債権の管理に関する条例（以下「債権管理条例」という。）に基づき行っており、実務上は同条例を基に収納課が作成している「債権管理ハンドブック」を参考に、原則として各所管課が債権管理徴収事務を行っている。

地方公共団体が有する金銭債権は、公法上の原因（処分等）に基づいて発生する公債権と、私法上の原因（契約等）に基づいて発生する私債権に分類される。さらに公債権は、行政庁が自力執行力を有する債権（強制徴収公債権）と、行政庁が自力執行力を有しない債権（非強制徴収公債権）に分類される。債権管理徴収事務は、この債権の分類に応じて行うこととなるが、市では学童保育料を非強制徴収公債権に整理している。非強制徴収公債権は、行政庁が自力執行力を有しないため、強制徴収を行うときは民事裁判手続等による債務名義の取得が必要となる。なお、時効は原則として 5 年（自治法第 236 条第 1 項）であるが、納付等の債務承認により時効は更新される。

なお、一定の債権については、収納課が作成した「移管債権に係る事務処理基準」に基づき、所管課から収納課に債権を移管し、収納課が一元的に債権管理徴収事務を行っている。非強制徴収公債権の場合、滞納債権に対して十分な催告や必要な調査等の徴収に係る事務手続が適正に実施され、一定期間経過したにもかかわらず納付の履行がない場合で、滞納期間が 2 年以上かつ自治法施行令第 171 条の 2 第 2 号及び第 3 号に掲げる支払督促等の手続が必要なもの（裁判所の法的措置が必要なもの）については、収納課に移管する場合がある。

ただし、以下の債権は、特に必要がある場合を除き、移管の対象としていない。

- ①分納履行中の債権
- ②明らかに資力がないと判明しているもの
- ③時効期間を満了しているもの（私債権に限る）
- ④滞納者の所在が不明なもの
- ⑤債権発生に対して不服申立て等があるもの

債権発生後、滞納者に納付の意思がある場合、原則は分割納付を認めていないが、滞納者の生活状況等により一括納付が困難な場合には分割納付を認める場合がある。分割納付を認めた場合の納付期間は最長 2 年間を目安とし、やむを得ない事情があつて 2 年で納付を終えることができない場合であっても、その後は原則として 1 年を超える長期間の分割納付を認めていない。また、分割納付を認めるに当たっては、資力又は資産の状況がわかる資料及び「債務承認及び分納誓約書」に加え、不履行となった場合に備えて財産調査に係る同意書の提出を求めることとしている。

一方、督促や催告を行っても納付されない時や、分割納付の履行が滞った場合で電話・文書等による催告をしてもなお納付がない場合は、財産調査を行った上で強制執行等の法的措置を行うか、債権金額と取立てに要する費用を考慮した上で徴収停止や債権放棄を進めることになる。

平成 18 年度発生の債権の回収状況を子ども育成課に質問したところ、「令和 3 年 12 月に毎月払い（全 9 回）の「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴取して分納対応としたところ、令和 4 年 2 月に 4,000 円の支払があつた。これ以降支払がなかったため、改めて令和 4 年 8 月に毎月払い（全 8 回）の「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴取した。その後、支払が滞っているが、当該者からは令和 5 年 3 月に「コロナ禍の影響により支払ができなかった。今後は支払っていきたい」との申し出があつたため、現在、分納が履行されるべく、電話催告や催告書の発送を行い、回収に努めている。」との旨の回答であつた。

ここで、本件学童保育料の債権管理については 2 つの問題がある。

i. 文書保存

子ども育成課によると、平成 18 年度の当該債権に係る平成 18 年度当時の学童保育室の入室申請書は、高槻市文書取扱規程に基づく保存期間が満了したため廃棄したとのことであつた。しかし、同規程第 29 条第 2 項第 2 号において「時効が完成する間証拠として保存する必要がある文書」は当該時効の期間は保存するものとされている。入室申請書は債権の発生及び発生時期を示す証拠書類となる可能性があるため、当該規定に該当し、本来は保存対象の文書であつた可能性がある。今後は、債権管理に関する文書について、当初設定した保存期間が満了する前に「時効が完成する間証拠として保存する必要がある文書」であるか慎重に判断し、必要があればその保存期間の延長の手続を行うことを徹底されたい。また、当該規定に該当する文書が必要な期間確実に保存されるよう、全庁的に対応されたい。

ii. 長期にわたる滞納

過去の滞納整理記録を閲覧したところ、平成 18 年度から、最初の「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴取した令和 3 年 12 月までの間も定期的な納付がないにもかかわらず、漫然と催告書の発送や電話催告を繰り返しており、異例の長期滞納となっている状況自体も問題である。現状の対策では滞納者に納付を強く促す動機付けが図られないほか、当該債権に係る債権管理徴収事務を行う職員の人件費や取立てに要する費用が考慮されていない。

人件費が隠れたコストとして長期にわたり生じることが、本来なら他の業務に充てられる時間を割くこととなり、ひいては市民全体の負担が生じていることとなる。こうした観点で踏まえ、今回のような比較的少額の非強制徴収公債権の長期滞納を防ぐため、所管課は、収納課とより一層緊密に連携し、サポートを受けることで十分に徴収努力を行い、それでもなお解決困難な場合は、個々の事案に応じて徴収停止を含めた早期解決を図るよう取り組まれない。

なお、平成 18 年度発生の債権に限らず、滞納発生から既に 2 年を経過している債権も残っている。市の債権管理ハンドブックを参考に、「債務承認兼分納誓約書及び同意書」等の提出を求めた上で分割納付期間は最長 2 年とするなど、適切な債権管理を実施されたい。

② 減免額の把握と減免基準の公表【意見 32】

減免額を把握するとともに、学童保育料の減免基準について、ホームページや利用者向け案内等における公表を検討されたい。

前述のとおり、学童保育料については、生活保護世帯や市民税非課税世帯等及び児童 2 人以上の世帯のほか、一定の災害を被った場合に、利用者からの申請に基づき減免する制度を設けている。当該制度の要件等の詳細は高槻市立学童保育室条例施行規則及び「高槻市立学童保育室に関する保育料の災害による減額又は免除に関する要綱」（以下、本項目において「減免要綱」という。）に規定している。

しかし、「(1)概要」に記載のとおり、子ども育成課は減免額を把握していない。減免による効果と、それに係るコストを把握し、今後の取組に活かすためにも、減免額を把握する必要があると考えられる。

また、減免制度のうち生活保護世帯や市民税非課税世帯等及び児童 2 人以上の世帯に対する減免については、学童保育室への入室希望者向けの案内資料「令和 6 年度学童保育室入室のご案内」や減免申請書（裏面）に記載がある一方で、一定の災害を被った場合の減免については記載がない。

この点、行政手続法第 5 条及び高槻市行政手続条例第 5 条では、行政庁は申請により求められた減免を含む許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるものとされており、審査基準については、行政上特別の支障があるときを除き、備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないものとされている。

そして、使用料・手数料の減免基準について、条例に「市長が必要と認める場合」という規定がある場合についても、その具体的な内容に関する審査基準の設定及び公表が求められることになるが、減免要綱は条例の「市長が必要と認める場合」を具体化したものであり、審査基準に該当することになる。したがって、減免要綱の内容は公にしておかなければならない。

災害が生じる頻度は少ないため、減免制度の対象となる利用者も限られるかもしれないが、使用料・手数料の減免については、要件に該当する可能性のある者に対して広く周知すべきであることから、今後、減免要綱の内容を市のホームページに掲載するほか、入室者向けの案内資料に掲載するなど周知することを検討されたい。

16. 市立保育所使用料等

(1) 概要

使用料名	市立保育所使用料			
所管課	保育幼稚園事業課			
使用料の概要	市立保育所の施設利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立保育所条例第3条の2、第5条 高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例第3条 高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則第2条			
料金体系	0～2歳児：所得階層区分に応じて設定（高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例別表） 3～5歳児：無料 ※延長保育料、給食費等は別途負担			
現行料金の決定根拠	国が定める利用者の所得階層区分に応じた上限額の範囲内で、条例を定めて使用料を設定している。			
料金水準の見直し状況 （平成29年度以降）	平成29年4月1日：子ども・子育て支援法施行令改正に伴う改正 平成30年4月1日：5歳児無償化及び子ども・子育て支援法施行令改正に伴う改正 令和元年10月1日：幼児教育・保育無償化に伴う改正			
減免の有無・内容	あり（収入急減、災害等の減免制度）			
収納方法	口座振替、納付書			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	16	-	-
	減免後使用料	124,543	122,566	96,182
	収入未済額	1,019	1,259	1,291
	うち現年分	831	786	662
	うち過年度分	188	474	629
件数の推移 （単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	6,710	6,682	5,181
	減免件数	1	-	-

使用料名	市立認定こども園使用料			
所管課	保育幼稚園事業課			
使用料の概要	市立認定こども園の施設利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市幼保連携型認定こども園条例第6条、第8条 高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例第3条 高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則第2条			

料金体系	0～2 歳児：所得階層区分に応じて設定（高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例別表） 3～5 歳児：無料 ※延長保育料、給食費等は別途負担			
現行料金の決定根拠	国が定める利用者の所得階層区分に応じた上限額の範囲内で、条例を定めて使用料を設定している。			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	平成 29 年 4 月 1 日：子ども・子育て支援法施行令改正に伴う改正 平成 30 年 4 月 1 日：5 歳児無償化及び子ども・子育て支援法施行令改正に伴う改正 令和元年 10 月 1 日：幼児教育・保育無償化に伴う改正			
減免の有無・内容	あり（収入急減、災害等の減免制度）			
収納方法	口座振替、納付書			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	29,024	30,726	33,209
	収入未済額	154	660	599
	うち現年分	154	658	22
	うち過年度分	-	2	577
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	1,597	1,669	1,737
	減免件数	-	-	-

使用料名	定期利用保育料
所管課	保育幼稚園総務課
使用料の概要	高槻認定こども園休日・一時預かり保育室の利用料
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立幼保連携型認定こども園条例第 17 条
料金体系	①3 歳未満児：35,000 円/月（給食費含む） ※就学前児童施設にきょうだい児がいる場合、2 人目半額、3 人目以降無料。 ※住民税非課税世帯は 42,000 円/月だが、幼児教育・保育無償化による代理受領のため支払はなし。 ②3 歳以上児：5,800 円/月（給食実費分） ※利用料は 37,000 円だが、幼児教育・保育無償化による代理受領のため支払はなし。 ③延長保育料：2,000 円/月 ※開室時間 月～土曜（日祝除く）7:30～18:30（19:00 まで延長保育あり）
現行料金の決定根拠	事業開始時（令和元年度）以前に開設していた「臨時保育室」（保育所に入園できなかった児童のための保育施設）の保育料 35,000 円と同額に設定している。 ※臨時保育室の保育料は、保育所・認定こども園使用料の B 階層区分の平均額（おおむね 35,000 円）を基に設定。

料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	令和元年度の事業開始以降変更なし			
減免の有無・内容	あり（収入急減、災害等の減免制度）			
収納方法	口座振替、納付書			
収納額等の推移 (単位:千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	11, 896	9, 382	10, 648
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位:件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	537	451	544
	減免件数	-	-	-

使用料名	随時利用保育料			
所管課	保育幼稚園総務課			
使用料の概要	高槻認定こども園休日・一時預かり保育室の利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立幼保連携型認定こども園条例第 17 条			
料金体系	3 歳未満児:700 円/時 (3, 500 円/日上限) 3 歳以上児:500 円/時 (2, 500 円/日上限) ※開室時間 休日も含む毎日 (5/3～5、12/29～1/3 除く) 9:00～17:00			
現行料金の決定根拠	平成 20 年度から一時預かり事業を行っている庄所子育てすくすくセンターの一時預かり利用料 700 円/時を参考に設定している。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	令和元年度の事業開始以降変更なし			
減免の有無・内容	あり（収入急減、災害等の減免制度）			
収納方法	現金			
収納額等の推移 (単位:千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	5, 807	6, 810	6, 489
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位:件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	1, 985	2, 332	2, 169
	減免件数	-	-	-

使用料名	高槻認定こども園分室使用料			
所管課	保育幼稚園事業課			

使用料の概要	高槻認定こども園分室の施設利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立幼保連携型認定こども園条例第 17 条			
料金体系	3 歳未満児：35,000 円/月 3 歳以上児：5,800 円/月（給食実費分） 延長保育料：2,000 円/月 送迎利用保育料：2,000 円/月 ※就学前児童施設にきょうだい児がいる場合、2 人目半額、3 人目以降無料。 ※住民税非課税世帯の 3 歳未満の保育料は、42,000 円/月だが、幼児教育・保育無償化による代理受領のため支払はなし。 ※3 歳以上の保育料は 37,000 円だが、幼児教育・保育無償化による代理受領のため支払はなし。 ※開室時間 月～土曜（祝日除く）7:00～18:00（19:00 まで延長保育あり） ※送迎利用保育料とは、高槻認定こども園分室から三箇牧認定こども園、RISE 芝生保育園、ほしの保育園に、幼児専用バスで送迎を行っており、その利用料である。			
現行料金の決定根拠	事業開始時（令和 3 年度）以前に開設していた「臨時保育室」（保育所に入園できなかった児童のための保育施設）の保育料 35,000 円と同額に設定している。 ※臨時保育室の保育料は、保育所・認定こども園使用料の B 階層区分の平均額（おおむね 35,000 円）を基に設定。			
料金水準の見直し状況（平成 29 年度以降）	令和 3 年度の事業開始以降変更なし			
減免の有無・内容	あり（収入急減、災害等の減免制度）			
収納方法	口座振替、納付書			
収納額等の推移（単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	－	－	－
	減免後使用料	10,768	8,210	9,792
	収入未済額	52	4	21
	うち現年分	52	4	17
	うち過年度分	－	－	4
件数の推移（単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	493	378	460
	減免件数	－	－	－

(2) 市における保育施設の状況

① 保育所、認定こども園

現在の子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成 27 年 4 月から新制度として開始された。市立保育所使用料及び市立認定こども園使用料（以下「保育料」という。）は、その後の数次の改正を経て、令和元年 10 月 1 日から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、3～5 歳児及び市町村民税非課税世帯の 0～2 歳児については、無償化されている。

令和 5 年 4 月 1 日現在の市立・民間の保育所（保育園）・認定こども園の入所状況は【図表 56】のとおりである。なお、待機児童数は同日現在ゼロである（ただし、特定の保育園等を希望しているために待機している児童は 311 人存在する）。

【図表 56】保育所（保育園）・認定こども園の入所状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

施設区分		施設数	定員	入所児童数	1 施設当たり平均 入所児童数
保育所	市立	8	840	924	116
	民間	15	1,521	1,465	98
	計	23	2,361	2,389	104
認定こども園	市立	4	321	330	83
	民間	30	3,175	3,432	114
	計	34	3,496	3,762	111
合 計	市立	12	1,161	1,254	105
	民間	45	4,696	4,897	109
	計	57	5,857	6,151	108

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 一時預かり事業

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業である。一時預かり事業は保育園、認定こども園のほか、幼稚園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）等で行っている。

市立施設では、生後 6 か月～就学前の乳幼児を対象に、高槻認定こども園、高槻認定こども園分室の 2 か所で実施している。

(3) 使用料の設定に係る考え方

① 保育所、認定こども園

0～2 歳児の保育料は、国が利用者の所得階層区分に応じた上限額を設けており、その範囲内で各地方公共団体が決定している。

市における 0～2 歳児の保育料は、高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の別表に定められており、【図表 57】のとおりである。市立・民間施設ともに同料金である。なお、3～5 歳児、0～2 歳児ともに、保育料以外の制服代・教材費・給食費・延長保育料等の実費は別途保護者負担となる。

【図表 57】市における 0～2 歳児の保育料

(単位：円/月々)

		一般世帯				福祉世帯					
階層	定義 ^(注)	多子 計算 基準	標準時間認定		短時間認定		多子 計算 基準	標準時間認定		短時間認定	
			第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
A	市民税 非課税世帯等	特 例	0	0	0	0	特 例	0	0	0	0
B1	48,600 円未満		10,000	5,000	9,800	4,900		5,000	0	4,900	0
B2-1	57,700 円未満		13,000	6,500	12,700	6,350		6,500	0	6,350	0
B2-2	60,600 円未満		13,000	6,500	12,700	6,350		6,500	0	6,350	0
B3	76,000 円未満		17,000	8,500	16,700	8,350		8,500	0	8,350	0
B4-1	77,101 円未満		20,000	10,000	19,600	9,800		9,000	0	8,840	0
B4-2	87,900 円未満	一 般	20,000	10,000	19,600	9,800	一 般	20,000	10,000	19,600	9,800
B5	97,000 円未満		23,300	11,650	22,900	11,450		23,300	11,650	22,900	11,450
B6	129,200 円未満		30,500	15,250	29,900	14,950		30,500	15,250	29,900	14,950
B7	141,100 円未満		33,400	16,700	32,800	16,400		33,400	16,700	32,800	16,400
B8	169,000 円未満		41,100	20,550	40,400	20,200		41,100	20,550	40,400	20,200
B9	207,900 円未満		45,800	22,900	45,000	22,500		45,800	22,900	45,000	22,500
B10	249,100 円未満		49,400	24,700	48,500	24,250		49,400	24,700	48,500	24,250
B11	301,000 円未満		51,100	25,550	50,200	25,100		51,100	25,550	50,200	25,100
B12	397,000 円未満		56,600	28,300	55,600	27,800		56,600	28,300	55,600	27,800
B13	397,000 円以上		69,000	34,500	67,800	33,900		69,000	34,500	67,800	33,900

(注) 児童と同一世帯の保護者(同居していれば世帯分離していても同一世帯とみなす)の市民税所得割額の合計額

(出所：「高槻市教育・保育施設ご利用の手引き（令和 6 年 9 月 25 日）改訂版」)

次に、国が定める上限額と、市及び近隣市である枚方市、茨木市の保育料を比較したものが【図表 58】である（一般世帯、第 1 子、保育標準時間の保育料の比較）。

【図表 58】0～2 歳児の保育料比較（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（単位：円/月々）

階層区分	国が定める 上限額	高槻市	枚方市	茨木市
生活保護世帯	0	0	0	0
市民税非課税世帯	9,000	0	0	0
市民税所得割額 48,600 円未満	19,500	10,000	6,500～13,700	14,600
同 57,700 円未満	30,000	13,000	13,700～16,000	22,500
同 60,600 円未満	30,000	13,000	16,000	22,500
同 76,000 円未満	30,000	17,000	16,000～21,000	22,500
同 77,101 円未満	30,000	20,000	21,000	22,500
同 87,900 円未満	30,000	20,000	21,000～25,500	22,500
同 97,000 円未満	30,000	23,300	25,500	22,500
同 129,200 円未満	44,500	30,500	25,500～28,000	33,300
同 141,100 円未満	44,500	33,400	28,000	33,300
同 169,000 円未満	44,500	41,100	28,000～36,000	33,300
同 207,900 円未満	61,000	45,800	36,000～39,000	45,700
同 249,100 円未満	61,000	49,400	39,000～44,000	45,700
同 301,000 円未満	61,000	51,100	44,000	45,700
同 397,000 円未満	80,000	56,600	44,000～50,600	60,000
同 397,000 円以上	104,000	69,000	50,600～52,000	75,400～78,000

（出所：市提出資料及びホームページ情報により監査人作成）

市の保育料は、国が定める上限額の範囲内で設定していることがわかる。また、利用者の所得階層区分を国の基準よりも細かく設定している。

また、近隣市の保育料と比べると、市の保育料は低所得層の料金がおおむね低い設定になっており、負担軽減を図っていることがわかる。一方、中高所得層の料金は、近隣市よりも高い階層もあれば低い階層もあり、ばらつきがみられる。

② 一時預かり事業

高槻認定こども園、高槻認定こども園分室それぞれの使用料（以下「一時預かり保育料」という。）の決定根拠は「(1)概要」に記載のとおりであり、内容及び使用料、利用者数をまとめると、【図表 59】のとおりである。

【図表 59】一時預かり事業を実施している市立施設

施設	内容	使用料（原則）	利用者数 （令和5年度）
高槻認定 こども園 休日・一時預 かり保育室	①定期利用 求職活動などで一定期間子 どもを預けたいときなどに 最大3か月利用できる。 ②随時利用 保護者が急な仕事や用事な どで家庭での保育ができな いときなどに、休日も含め て1時間単位で利用できる。	①定期利用保育料 3歳未満児：35,000円/月 3歳以上児：5,800円/月 延長保育料：2,000円/月 ②随時利用保育料 3歳未満児：700円/時 （3,500円/日上限） 3歳以上児：500円/時 （2,500円/日上限）	①定期利用 延544人 （月平均45人） ②随時利用 延2,169人 （月平均181人）
高槻認定 こども園分室	認可保育所入所希望者で、 保育の必要性が高いにもか かわらず入所できない児童 に限り、おおむね当該年度 の年度末まで臨時的に入室 することができる。	年度利用保育料 3歳未満児：35,000円/月 3歳以上児：5,800円/月 延長保育料：2,000円/月 送迎利用保育料 ：2,000円/月	延560人 （月平均47人）

（出所：市提出資料により監査人作成）

なお、参考として、高槻認定こども園が行っている一時預かり事業（随時利用）の日額（上限3,500円又は2,500円）に相当する市内民間保育園等の料金は、施設や児童の年齢によって異なるが、おおむね日額3,000円から6,000円までの設定となっている。

高槻認定こども園分室は、平成27年4月からの子ども・子育て支援開始前は「臨時保育室」という名称であったが、現行制度においては、一時預かり事業と位置づけられている。高槻認定こども園、高槻認定こども園分室の一時預かり事業の運営は民間事業者に委託している。

（4）保育料及び一時預かり保育料の負担軽減制度

保育料及び一時預かり保育料には、「多子世帯軽減」、「低所得世帯軽減」、「収入急減、災害等による軽減」の3つの負担軽減制度が設けられている。

これらの負担軽減制度について、使用料ごとの実際の運用上の適用関係をまとめると、【図表 60】のとおりであり、一時預かり保育料については、負担軽減制度によって対象とされる使用料が異なっている。

【図表 60】保育料及び一時預かり保育料の負担軽減制度

(保育料)			
使用料	多子世帯	低所得世帯	収入急減、災害等
市立保育所	○	○	○
市立認定こども園	○	○	○
(一時預かり保育料)			
使用料	多子世帯	低所得世帯	収入急減、災害等
高槻認定こども園			
定期利用保育料	○	○	○※1
随時利用保育料	—	○	○※1
延長保育料	—	—	—※2
高槻認定こども園分室			
年度利用保育料	○	○	○
送迎利用保育料	—	○	○※1
延長保育料	—	—	○
(注) ※1 「(5)①「収入急減、災害等による軽減」に係る減免要綱の整合性【結果 5】」 i 参照 ※2 「(5)①「収入急減、災害等による軽減」に係る減免要綱の整合性【結果 5】」 iii①参照			

(出所：監査人作成)

(5) 監査の結果及び意見

① 「収入急減、災害等による軽減」に係る減免要綱の整理【結果 5】

負担軽減制度が対象とする使用料について、減免要綱自体の規定の整理が必要と思われる点や、減免要綱と根拠条文との整合性の確保が必要と思われる点が見受けられるため、減免要綱を改正する必要がある。

保育料及び一時預かり保育料に係る負担軽減制度のうち、「収入急減、災害等による軽減」に関連して、市は、「高槻市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び高槻認定こども園分室に関する利用者負担額等の減額又は免除に関する要綱」（以下、本項目において「減免要綱」という。）を制定している。

今般の包括外部監査において、減免要綱の規定を確認したところ、次の3点の疑義が見受けられた。

i. 減免要綱が対象とする使用料の整理

高槻認定こども園の一時預かり保育料のうち定期利用保育料、随時利用保育料及び高槻認定こども園分室の一時預かり保育料に係る「収入急減、災害等による軽減」はいずれも、高槻市立幼保連携型認定こども園条例第 28 条を根拠とする負担軽減制度である。（なお、高槻認定こども園の一時預かり保育料のうち延長保育料の取扱いについては、iii①を参照のこと。）

これらの「収入急減、災害等による軽減」について、減免要綱の規定を確認したところ、高槻認定こども園分室の年度利用保育料及び延長保育料には減免要綱に規定が置かれているのに対して、高槻認定こども園の定期利用保育料、随時利用保育料及び高槻認定こども園分室の送迎利用保育料には減免要綱に規定が置かれていない状況となっていた。

高槻認定こども園の一時預かり保育料を所管する保育幼稚園総務課及び高槻認定こども園分室の一時預かり保育料を所管する保育幼稚園事業課によると、高槻認定こども園の定期利用保育料、随時利用保育料及び高槻認定こども園分室の送迎利用保育料について「収入急減、災害等による軽減」を適用した事例が過去に無く、また、現時点では負担軽減すべき事由もないため、減免要綱に規定を置いていないとのことであった。

一方、高槻認定こども園分室の年度利用保育料及び延長保育料については、少なくとも過去3年間、「収入急減、災害等による軽減」を適用した事例はないものの、減免要綱に規定が置かれている。

このように、高槻認定こども園と高槻認定こども園分室の「収入急減、災害等による軽減」について、減免要綱における規定の有無が異なっているため、整理することが望ましい。

ii. 減免要綱における根拠条文の不整合

一般的に、要綱を制定するに当たっては、前提として上位法令である法律、条例又は条例施行規則において「減免することができる」旨を規定する条文があり、当該条文に基づく審査基準を要綱で定めることとなる。そして、その関連性を明確にするため、要綱の第1条で根拠法令の条文を記載する。

この点、減免要綱においても、以下のとおり第1条で根拠法令の条文が記載されている。

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年高槻市条例第23号）第3条に規定する利用者負担額、高槻市保育所条例（昭和28年高槻市条例第242号）第3条の2第1項、高槻市幼稚園条例（昭和54年高槻市条例第12号）第6条第1項及び高槻市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年高槻市条例第 号）第5条第1項に規定する保育料、高槻市保育所条例第5条及び高槻市立幼保連携型認定こども園条例第8条に規定する時間外保育料、高槻市幼稚園条例第7条に規定する預かり保育料、高槻市立幼保連携型認定こども園条例第8条第2項及び高槻市幼稚園条例第8条第2項に規定する教育課程外の教育活動に係る利用料、高槻市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年高槻市条例第22号）第17条第1項第3号に規定する利用料並びに同条例第17条第1号第5号に規定する延長利用料（この要綱において「利用者負担額等」という。）の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

しかしながら、第1条で記載している根拠法令の条文は「減免することができる」旨を規定している本来の減免規定条文ではなく、使用料自体を規定している条文である。具体的には【図表 61】のとおりである。

なお、減免要綱の対象には、監査対象の市立保育所保育料、市立認定こども園保育料、高槻認定こども園及び高槻認定こども園分室一時預かり保育料以外の使用料も含まれるため、監査対象外の使用料も記載している。

【図表 61】 減免要綱上の根拠条文と本来の減免規定条文

減免対象の使用料	減免要綱上の参照条文	本来の減免規定条文
市立保育所の保育料・時間外保育料	保育所条例第3条の2第1項、第5条	保育所条例第7条 利用者負担額条例第5条
市立認定こども園の保育料・時間外保育料	認定こども園条例第5条第1項（※1）、第8条 利用者負担額条例第3条	認定こども園条例第28条 利用者負担額条例第5条
高槻認定こども園分室の一時預かり保育料（年度利用保育料）	認定こども園条例第17条第1項第3号	認定こども園条例第28条
高槻認定こども園及び高槻認定こども園分室の延長保育料（ <u>定期利用保育料</u> 、年度利用保育料、送迎利用保育料に係る延長保育料）	認定こども園条例第17条第1項第5号	認定こども園条例第28条
市立幼稚園の保育料	幼稚園条例第6条第1項（※1）	<u>減免規定なし</u>
市立幼稚園の預かり保育料	幼稚園条例第7条	幼稚園条例第10条
教育課程外の教育活動に係る利用料	認定こども園条例第8条第2項 幼稚園条例第8条第2項	認定こども園条例第28条 幼稚園条例第10条

（※1）当該条文は1項しかないため、「第1項」の表記は不要と考えられる。

（表中の条例名の略称）

正式名称	略称
高槻市立保育所条例	保育所条例
高槻市立幼保連携型認定こども園条例	認定こども園条例
高槻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例	利用者負担額条例
高槻市立幼稚園条例	幼稚園条例

（出所：監査人作成（下線部は iii 参照））

このように、減免要綱における根拠法令の条文の規定について、形式的に整合していない点があるため、本来の減免規定条文を記載するよう、修正することが望ましい。

iii. 減免要綱の規定の不備

【図表 61】の下線部については以下のとおり不備があると考えられる。

- ①減免要綱では、高槻認定こども園及び高槻認定こども園分室の延長保育料はいずれも、「認定こども園条例第 17 条第 1 項第 5 号」を根拠として負担軽減の対象とされているが、保育幼稚園総務課及び保育幼稚園事業課によると、本来、負担軽減の対象として意図しているのは、高槻認定こども園ではなく、高槻認定こども園分室の延長保育料（年度利用保育及び送迎利用保育に係る延長保育料）のみとのことであった。しかし、現行規定では、形式上、高槻認定こども園の延長保育料（定期利用保育料に係る延長保育料）も含まれており、要綱上の不備が見受けられる。
- ②市立幼稚園保育料については、幼稚園条例第 10 条に負担軽減規定があるものの、対象は預かり保育料と教育課程外の教育活動に係る利用料のみであり、保育料は対象となっていない。そのため、減免要綱に市立幼稚園保育料を負担軽減対象として規定する法的根拠は存在しない。もっとも、幼稚園条例第 6 条において、市立幼稚園保育料は「零とする」と規定されているため、そもそも負担軽減の意味はなく、実質的な影響はない。
- ③教育課程外の教育活動に係る利用料については、減免要綱上の根拠条文は「認定こども園条例第 8 条第 2 項」となっているが、同条例第 8 条には第 2 項が存在しない上、「教育課程外の教育活動に係る利用料」は第 8 条ではなく第 7 条に規定されており、参照条文自体を誤っている。

以上のように、負担軽減制度が対象とする使用料について、減免要綱自体の規定の整理が必要と思われる点や、減免要綱と根拠条文との整合性の確保が必要と思われる点が見受けられるため、減免要綱を改正する必要がある。

② 減免基準の公表【意見 33】

保育料及び一時預かり保育料の収入急減、災害等の減免制度について、減免基準のホームページや利用者向け案内等における公表を検討されたい。

前述のとおり、保育料及び一時預かり保育料の「収入急減、災害等による軽減」については、減免要綱において詳細を規定している。

しかし、教育・保育施設へ利用申込みをするための必要な事項を記載した手引き「高槻市教育・保育施設ご利用の手引き（令和 6 年 4 月 1 日改訂版）」には、利用者負担額（保育料）の記載はあるものの、当該減免制度の記載はない（※）。

また、保育所、認定こども園（及び小規模・事業所内保育所）の利用が可能となった方向けの案内文書「保育所、認定こども園、小規模・事業所内保育所の利用が可能となった方へ」には、「著しい世帯収入の減少や災害等で利用者負担額（保育料）の納付が困難になった際に、利用者負担額（保育料）が減免できる場合があります。詳しくは保育幼稚園事業課までお問い合わせください。」との案内を記載しているが、減免制度の詳細は記載していない。さらに、一時預かり保育事業の利用者向けには、当該減免制度の記載した案内文書自体もない。

この点、行政手続法第 5 条及び高槻市行政手続条例第 5 条では、行政庁は申請により求められた減免を含む許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるものとされており、審査基準については、行政上特別の支障があるときを除き、備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないものとされている。

そして、使用料・手数料の減免基準について、条例に「市長が必要と認める場合」という規定がある場合についても、その具体的な内容に関する審査基準の設定及び公表が求められることになるが、減免要綱は条例の「市長が必要と認める場合」を具体化したものであり、審査基準に該当することになる。したがって、減免要綱の内容は公にしておかなければならない。

使用料・手数料の減免については、要件に該当する可能性のある者に対して広く周知すべきであることから、今後、減免要綱の内容を「高槻市教育・保育施設ご利用の手引き」（※）や市のホームページに掲載することを検討されたい。

（※）「高槻市教育・保育施設ご利用の手引き」には、本監査の指摘をふまえ、令和 6 年 9 月 25 日改訂版で「著しい世帯収入の減少や災害等で利用者負担額（保育料）の納付が困難になった際に、認可保育施設・高槻認定こども園分室（年度利用保育）の保育料等が減免できる場合があります。詳しくは、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。」との案内が追記されたが、審査基準までは記載されていない。

③ 減免要件の改善【意見 34】

保育料及び一時預かり保育料の収入急減、災害等の減免制度について、現行の減免要件の一部に合理性を欠く点が認められるため、改善されたい。
--

保育料及び一時預かり保育料の収入急減、災害等の減免制度の内容は、減免要綱に規定されているが、【図表 62】はその抜粋である。

【図表 62】収入急減、災害等の減免制度における減免要件

減免の要件		要件の内容	減免の期間	関係書類
減額	1	収入が著しく減少したこと <u>利用者負担額の算定の基礎となる年の父母等※1の平均月収※2と直近月収※3を比較し、後者が前者の2分の1以下と認められること</u>	申請日の属する月のあった翌月から3か月又は申請日の属する月の翌月から8月末までの期間のいずれか短い期間	(1) 父母等の市町村民税課税証明（保育料算定基礎となる年度のもの） (2) 父母等の給与明細その他収入が証明できる書類
	2	災害により対象となる世帯の家屋等が著しく損失を受けたとき	申請日の属する月の翌月から8月末まで	罹災証明書
	3	市長が特に必要があると認めるとき	1又は2に類する状態であり、利用者負担額等の減額をすることが適当であると認められること	減免の要件に該当する事由を証明する書類
免除	1	収入が著しく減少したこと <u>利用者負担額の算定の基礎となる年の父母等※1の平均月収※2と直近月収※3を比較し、後者が前者の3分の1以下と認められること</u>	申請日の属する月のあった翌月から3か月又は申請日の属する月の翌月から8月末までの期間のいずれか短い期間	(1) 父母等の市町村民税課税証明（保育料算定基礎となる年度のもの） (2) 父母等の給与明細その他収入が証明できる書類
	2	災害により対象となる世帯の家屋等が著しく損失を受けたとき	申請日の属する月の翌月から8月末まで	罹災証明書
	3	市長が特に必要があると認めるとき	1又は2に類する状態であり、利用者負担額等の免除をすることが適当であると認められること	減免の要件に該当する事由を証明する書類

※1 この表中において、父母等とは、父母及び家計の主宰者すべてのことをいう。

※2 利用者負担額の算定の基礎となる年の父母等の収入を16で除した額をいう。

※3 申請日以前に得た直近3か月の収入（賞与等の一時金は除く。）を合計し3で除した額

（出所：減免要綱別表（下線は監査人が追記））

「利用者世帯の収入が著しく減少したとき」の具体的な要件は、下線部のとおり、「利用者負担額の算定の基礎となる年の父母等（父母及び家計の主宰者すべて）の平均月収（利用者負担額の算定の基礎となる年の父母等の収入を16で除した額）と直近月収（申請日以前に得た直近3か月の収入（賞与等の一時金は除く）を合計し3で除した額）を比較し、後者が前者の2分の1以下（2分の1減額の場合）又は3分の1以下（免除の場合）と認められること」とされている。

ここで、利用者負担額の算定の基礎となる年（以下「前年」という。）の父母等の収入を「12」ではなく「16」で除する理由を保育幼稚園事業課に質問すると、「賞与相当額を除くため」との回答であった。

確かに、比較対象として「賞与等の一時金は除く」直近3か月の収入の平均値を採用していることから、前年の収入と直近の収入を比較する際に双方から賞与の影響を排除しようという意図を汲み取ることができる。特に「直近3か月」にたまたま賞与支給月が含まれる場合は、判定上、申請者が不利になり得ることから、賞与の影響を排除して判定するという意図自体は否定されるものではない。

しかしながら、前年の収入に賞与が必ずしも含まれているわけではないことから、一律に16で除すると前年の収入が過少になり、判定上、申請者が不利になり得るほか、「16」という数字自体の合理的な根拠も不明である。

公平性の観点から、減免に一定の厳格な基準が必要であることは十分に理解できるが、他方で要件は公正で合理的なものでなければならない。現行基準は公正性及び合理性に欠ける部分があり、結果として過度に厳格な基準となっていることは否めない。

以上のように、現行の減免要件の一部に公正性及び合理性を欠く点があるため、改善されたい。なお、他都市や他の収入科目の減免要件の事例では、前年の所得と当年の所得見込額を比較して判定するものもある。こうした他事例も適宜参照されたい。

④ 延滞金の適正な調定の実施【意見 35】

市立保育所及び市立認定こども園の保育料に係る延滞金について、元本を完納した時点で確定した金額による調定を適正に行うべきである。

市は、市の債権の管理の適正を期するため、債権管理条例に基づき債権の管理を行っており、納付期限までに納付されない場合は、延滞金又は損害賠償金その他の徴収金（以下「延滞金等」という。）を徴収することとされている（債権管理条例第6条から第8条まで）。

そして、市立保育所及び市立認定こども園の保育料は、自治法第231条の3第3項その他法律の規定により国税又は地方税の滞納処分の例より処分することができる強制徴収公債権として延滞金を徴収することとされている。

この点について、保育幼稚園事業課に直近3年間の延滞金等の発生及び収入の状況を質問すると、【図表 63】のとおりとのことであった。

【図表 63】市立保育所及び市立認定こども園の保育料の延滞金発生及び収入状況

(単位：円)

	延滞金確定額 A	延滞金調定額 =収入額 B	A-B
令和 3 年度	337, 800	96, 900	240, 900
令和 4 年度	88, 100	62, 500	25, 600
令和 5 年度	120, 400	13, 400	107, 000

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 63】の「延滞金確定額」とは、「使用料の元本を完納した結果、確定した延滞金の金額」である。保育幼稚園事業課は、一定期間において完納となった月ごとに延滞金の確定計算を行い、延滞金のみを納付書を債務者（利用者）に送付している。例えば、令和 3 年 4 月分から令和 4 年 3 月分までの保育料 12 か月分を滞納している債務者（利用者）が 4 月分から 9 月分までの 6 か月分を完納し、10 月分の一部が納付された場合、4 月分から 9 月分までについて延滞金の確定計算を行うため、この時点では 4 月分から 9 月分までの延滞金が「延滞金確定額」となる。10 月分については、残額が納付され、完納となったタイミングで延滞金の確定計算を行う。

一方、「延滞金調定額」は「延滞金収入額」と同額になっている。これは、「延滞金確定額」のうち実際に収入があった金額分のみを調定しているためである。市の決算書では、この「延滞金調定額」と「延滞金収入額」のみが表示されており、「延滞金確定額」は表示されていない。

以上から、実際に収入があった延滞金についてのみ調定を行うのではなく、元本を完納した時点で確定した金額による延滞金の調定を適正に行う必要がある。

なお、平成 24 年度の高槻市包括外部監査（市税事務の執行について）においても同様の指摘がなされていることを付言する（「V. 市税の収納・督促事務」4.（1））。

17. 庄所子育てすくすくセンター

(1) 概要

施設名	庄所子育てすくすくセンター			
所管課	子育て総合支援センター			
施設の設置目的	子育て支援に関する総合的な事業を行い、地域における子育て支援を推進することにより、次代を担う子どもの心身の健やかな育成を図り、もって児童の福祉の増進に寄与するため、高槻市立子育て総合支援センターを設置する。その附属施設として高槻市立庄所子育てすくすくセンターを設置する。			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立子育て総合支援センター条例第6条の3			
料金体系	700円/時（4,500/日上限） ※兄弟姉妹は半額 ※開室時間 月～土曜（日祝除く）10:00～17:00			
現行料金の決定根拠	本センター設立時（平成19年度）の高槻市ファミリー・サポート・センター事業における利用料と同額に設定している。			
料金水準の見直し状況（平成29年度以降）	なし			
減免の有無・内容	なし			
収納方法	現金			
収納額の推移 （単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	-	-	-
	減免後利用料金	1,542	2,646	3,009
	指定管理料	12,674	13,530	13,530
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	594 (利用人数)	965 (利用人数)	1,040 (利用人数)
	減免件数	-	-	-

(2) 庄所子育てすくすくセンターの概要

庄所子育てすくすくセンターは、地域子育て支援拠点として位置づけられており、親子が集う場所の提供とともに、一時預かり事業を平成20年度から行っている。

なお、同センターで行っている一時預かり事業は地域子育て支援拠点事業の一環として行っており、高槻認定こども園、高槻認定こども園分室の2か所で実施している一時預かり事業と実施内容は似ているものの、以下の点で制度上の違いがある。

高槻認定こども園、高槻認定こども園分室の一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業
庄所子育てすくすくセンターの一時預かり事業	育児に対する心理的及び身体的負担を軽減するため、保護者の急用時や病気、看護のほか、買い物や育児疲れのリフレッシュの時などにも利用できる。

令和5年度の利用者数は延べ1,040人（月平均87人）であるが、うち半数近くの465人が育児疲れのリフレッシュで利用されている。

(3) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

同センターを設立した平成19年当時、他に一時預かり事業を行っている公立施設はなかったため、使用料の設定に当たっては、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と育児の援助したい人（提供会員）が会員になり、地域での相互援助活動を行う別事業である「ファミリー・サポート・センター」（※）における報酬（当時1時間700円）と同額にした経緯がある。

なお、庄所子育てすくすくセンターは指定管理者制度を導入しており、指定管理者に管理運営を委託しているとともに、利用料金は指定管理者の収入となっている。

（※）ファミリー・サポート・センター事業では、依頼会員に対して提供会員が慢性的に不足していることから、現在は報酬を改定し、1時間800円となっている。

(4) 監査の結果及び意見

① 利用手続の簡便化【意見36】

庄所子育てすくすくセンターにおける一時預かり事業の利用手続について、一度提出した情報は再提出不要とするなど、簡便化に努められたい。

庄所子育てすくすくセンターにおける一時預かり事業の利用に当たり、利用者は以下の手続を行うこととされている。

1. 事前登録

利用者はセンターに対して「利用登録申請書」を提出する。

センターは「利用登録カード」を利用者に交付する。

2. 利用時

利用者は電話にて空き状況をセンターに確認の上、申し込む。

利用者は実際の利用日に「利用申請書」を提出する。

当該利用申請書は3枚複写になっており、その1枚である「利用許可書」をセンターは利用者に交付する。

このように、事前登録を済ませた利用者には「利用登録カード」が交付される。それを実際の利用日に持参することで、乳幼児の氏名及び生年月日、保護者の氏名、住所、連絡先を確認できるにもかかわらず、利用者は実際の利用の都度、利用申請書に乳幼児の氏名及び生年月日、保護者の氏名、住所、連絡先等の記入を求められている。

一度提出した情報について利用の都度再提出を求められる現行の手続は、利用者にとって煩雑であると思われる。現行の手続を利用者に求めている理由を子育て総合支援センターに質問すると、「一時預かり事業は不定期利用であるため、保育の安全面の観点から利用申請時に、当日の児童の様子（体調、食事、排せつ、睡眠等）の聞き取りやアレルギー情報の再確認等を合わせて行っている。そのため、手続を省略することは困難であると考えているが、書類の記載については、利用者アンケートの声を反映し、急ぎの場合はあらかじめ申請書に名前や住所等記入してから来所できるよう、申請書を事前にお渡しするなど工夫をしている。」との回答であった。

しかしながら、「急ぎの場合はあらかじめ申請書に名前や住所等記入してから来所できるよう」にすることは、利用者にとって本質的な不便の解消にはなっていないと思われる。また、「当日の児童の様子（体調、食事、排せつ、睡眠等）の聞き取りやアレルギー情報の再確認等」を確認する必要性は理解できるが、そうであれば、そのような最低限必要な記載のみを求める様式に変更することも考えられる。

行政の手続は、IT化が進んでいる現在でも「ワンスオンリー」（一度提出した情報は再提出不要）が十分に浸透しておらず、アナログで煩雑な手続を利用者が強いられる状況が散見される。行政サービスもサービス業の一つであり、サービス業においては「利用者が感じる付加価値をいかに高めるか」という観点から、常に利用者目線で考え、継続的に改善を図ることが求められる。そのためには「〇〇の制約があるため変えられない」という発想を「変えるためにはどうすればよいか」という発想に転換することが大切である。

近年、民間企業ではIT化の進展やAIの導入に伴い、こうした「ちょっとした不便」を解消することで社会に付加価値をもたらす事例が数多く登場しており、それが相対的に行政サービスの非効率さをますます浮き彫りにしつつある。

利用手続の簡便化については、例えば前述のとおり様式を変更するほか、登録カードに住所・氏名等の情報をQRコードに格納した上で、カードに貼付し、読取機を用いて利用時に読み取るなど、あまり費用をかけずに改善する方法も考えられる。

常に利用者目線で改善の余地がないかを考え、「利用者が感じる付加価値をいかに高めるか」という観点から、柔軟な発想でサービスの改善に努められたい。

18. 屋外広告物手数料

(1) 概要

手数料名	屋外広告物手数料			
所管課	都市づくり推進課			
手数料の概要	屋外広告物の申請者から徴収する手数料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市屋外広告物条例第7条			
料金体系	区分		単位	金額
	アドバルーン		1 個	650 円
	広告幕		1 枚	350 円
	広告旗又は立看板等		1 枚又は 1 本	200 円
	貼り紙又は貼り札等		100 枚（100 枚未満は 100 枚とする）を超えるごとに	250 円
	広告塔又は広告板（広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示された広告物を含む）	表示面積が 2 m ² 未満のもの	1 件	450 円
		表示面積が 2 m ² 以上 5 m ² 以下のもの		1, 000 円
		表示面積が 5 m ² を超えるもの		1, 000 円に当該超える表示面積 5 m ² までごとに 1, 000 円を加算した額
	上記のいずれにも該当しない			1, 000 円
現行料金の決定根拠	大阪府と同一の料金体系を採用している。			
料金水準の見直し状況（平成 29 年度以降）	該当なし			
減免の有無・内容	高槻市屋外広告物条例第7条第2項に減免に係る規定があるが、令和3年度から令和5年度までにおいて適用された事例はない。			
収納方法	納付書			
収納額等の推移（単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	-	-	-
	減免後手数料	5, 374	5, 528	5, 514
	収入未済額	-	-	-
件数の推移（単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	393	404	398
	減免件数	-	-	-

(2) 屋外広告物の管理状況

屋外広告物とは、屋外広告物法第2条に規定されている「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、看板、立看板、貼り紙等の広告物をいう。商業広告の他、個人名や事務所・営業所名の表示、各種行事・催物・集会の案内等も含まれる。市では、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害防止のため、高槻市屋外広告物条例を定め、屋外広告物に関する規制や指導を行っている。

屋外広告物の掲出には、原則として市の許可が必要であり、申請者から提出された必要書類の審査を行った後、手数料の納付書を申請者へ発行し、納付後に、許可書及び広告物に貼付する許可証を交付している。許可期間は2年（広告塔・広告板その他）又は30日（アドバルーン・広告幕・広告旗・立看板等・貼り紙・貼り札等）以内であり、許可期間後も広告物を掲出する場合は継続手続が、また数量等を変更する場合や除却した場合にも手続が必要である。

また、国土交通省が毎年9月に「屋外広告物適正化旬間」を設定し、屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反広告物に対する意識啓発等を推進しており、市では、対象地域におけるチラシによる啓発活動や、職員による目視での屋外広告物の状況確認を実施している。

(3) 手数料の設定に係る考え方

屋外広告物に係る事務は、平成15年4月1日の中核市移行時に大阪府から権限移譲されており、手数料は大阪府に準じて同一の料金としている。なお、料金設定当時の検討資料は存在していない。

(4) 監査の結果及び意見

① 料金水準の状況の注視と根拠資料の保存【意見 37】

屋外広告物手数料の料金水準について大阪府や他市の状況を注視するとともに、見直した場合は、根拠資料を適切に整理保存する必要がある。
--

手数料は本来、受益者負担の原則に基づき料金を決定すべきものであり、許可手続に係る原価を積算し分析することは有用である。しかしながら、市の屋外広告物手数料については、大阪府から事務権限移譲された際の設定根拠を示す資料が存在しておらず、原価の比較分析が困難となっている。

一方、市の屋外広告物手数料は、大阪府と同一で、大阪府内の近隣他市もおおむね同様となっており、同じサービスの対価としての手数料に地方公共団体間で著しい差が生じないよう、近隣他市との均衡に配慮する必要性は理解できる部分もある。

そのため、料金水準については、大阪府や他市の状況等を注視した上で適切な時期に見直しが行えるようにするとともに、当該手数料を見直す際には、受益者負担の原則に基づいた原価の比較分析ができるよう、根拠資料を適切に整理保存する必要がある。

② 屋外広告物許可の継続手続未実施者への対応【意見 38】

屋外広告物許可の継続手続を適切に実施している設置者との公平性の観点から、許可期間満了後手続がない屋外広告物設置者への効率的な対応方法を検討の上、取り組むことが望ましい。

設置許可を受けた屋外広告物を継続して設置する場合、数量や面積等に変更がある場合を含め、許可期間満了前に市へ所定の書類を提出して審査を受け、手数料を納付する必要がある。また、屋外広告物を除却した場合にも、市へその旨の届出が求められる。都市づくり推進課では、継続申請や除却の届出が漏れなく行われるよう、期間満了の約 2 か月前に、対象者へお知らせを送付し、手続を促している。

市の屋外広告物管理システムにおいて、令和 5 年度末時点で許可期間経過済の広告物の件数は、【図表 64】のとおり 300 件近くあり、許可期間満了後 4 年以上が経過している広告物が 200 件を超えている。

【図表 64】許可期間満了後、継続手続等が実施されていない件数（令和 6 年 3 月末現在）
（単位：件）

許可期間満了年度	件数	許可期間満了年度	件数
令和元年度以前	249	令和 4 年度	10
令和 2 年度	2	令和 5 年度	24
令和 3 年度	3	合 計	288

（出所：市作成資料より監査人作成）

上記の件数には、既に広告物を撤去済のケースも含まれると思われるが、必要な手続を経ずに設置し続けている可能性も考えられる。市では、許可期間満了後も継続申請がない場合、翌年度末と翌々年度末に再継続通知を送付し、その後手続未了の相手先には個別に電話連絡を行っている。しかしながら、必要な手続がなされないまま長期間が経過している広告物の数は累積している状況にあり、管理上望ましくない。

屋外広告物許可の継続手続を適切に実施している設置者との公平性の観点から、期間満了後手続がない屋外広告物設置者への効率的な対応方法を検討の上、取り組むことが望ましい。

19. 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料

(1) 概要

使用料名	市営住宅使用料			
所管課	住宅課			
使用料の概要	市営住宅の入居者から徴収する家賃			
料金徴収に係る根拠法令等	公営住宅法第 16 条 高槻市営住宅条例第 15 条			
料金体系	入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、市が定める。			
現行料金の決定根拠	公営住宅法施行令第 2 条に家賃の算定方法の定めがある。 計算式： 家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数 ×経過年数係数×利便性係数			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	富寿栄住宅建替事業に伴い、令和 5 年度に利便性係数の見直しを行った。			
減免の有無・内容	高槻市営住宅条例第 19 条に基づき、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき等特別の事情がある場合に、家賃を減免することができる。 また、高槻市営住宅条例第 20 条の 2 に基づき、建替え等に伴う家賃の特例により、富寿栄住宅の家賃を減額している。			
収納方法	納付書、口座振替、代理納付			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	15,036	14,424	24,206
	減免後使用料	44,232	43,780	43,278
	収入未済額	8,149	7,153	6,250
	うち現年分	-	-	6
	うち過年度分	8,149	7,153	6,244
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	3,911	3,812	3,628
	減免件数	1,988	1,897	2,133

使用料名	市営住宅駐車場使用料													
所管課	住宅課													
使用料の概要	市営住宅に設置した駐車場の使用料													
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市営住宅条例第 40 条の 6													
料金体系	<table><tr><th>区画</th><th>使用料の額（月額）</th></tr><tr><td>小型車用</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>普通車用</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>大型車用</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">備考：屋内駐車場にあつては、1,000 円を加算する。</td></tr></table> なお、入居者等以外で駐車場を使用している者については、別途料金の定めがある（小型車用：9,000 円、普通車用：10,000 円、大型車用：11,000 円、屋内駐車場は別途 1,000 円加算）。				区画	使用料の額（月額）	小型車用	4,000 円	普通車用	5,000 円	大型車用	6,000 円	備考：屋内駐車場にあつては、1,000 円を加算する。	
区画	使用料の額（月額）													
小型車用	4,000 円													
普通車用	5,000 円													
大型車用	6,000 円													
備考：屋内駐車場にあつては、1,000 円を加算する。														
現行料金の決定根拠	国土交通省が示す基準を参考に、地代相当額、償却費等の原価を積算した上で、近隣他市の料金水準を参考に設定している。													
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	該当なし													
減免の有無・内容	高槻市営住宅条例第 40 条の 6 第 2 項及び高槻市営住宅管理要綱第 25 条の 4 に基づき、入居者に心身障がい者がおり公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章を有する車を駐車させる場合は、使用料を減免することができる。													
収納方法	納付書、口座振替													
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度										
	減免額	420	403	324										
	減免後使用料	11,484	10,434	9,968										
	収入未済額	2,853	2,432	2,156										
	うち現年分	65	－	55										
	うち過年度分	2,788	2,432	2,101										
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度										
	収納件数	2,084	1,977	1,883										
	減免件数	84	81	65										

(2) 市が管理する市営住宅の状況

市営住宅とは、地方公共団体が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設である。

市が管理する市営住宅は 3 住宅あり、その概要は【図表 65】のとおりである。富寿栄住宅は令和 8 年度まで建替事業中であり、令和 5 年度に 1 期工事が完了し、令和 5 年 10 月より A 棟の使用を開始している。富寿栄住宅の建替に伴う政策的な空き戸数を除くと、いずれの市営住宅もほぼ満室の状態である。また、現在、川西住宅のみを対象に指定管理者制度を導入しているが、富寿栄住宅の建替事業完了後の令和 9 年度から、春日住宅を含む全ての市営住宅を指定管理者制度の対象とすることが検討されている。

【図表 65】市営住宅の概要

(令和 5 年度末現在)

	富寿栄住宅		川西住宅	春日住宅
	A 棟	5、6、9～11、 14～19 棟		
完成年度	令和 5 年度	昭和 41～60 年度	平成 19 年度	昭和 49 年度※2
棟数	1 棟	11 棟	1 棟	2 棟
管理戸数	91 戸	264 戸 (146 戸) ※1	54 戸	12 戸
入居戸数	90 戸	146 戸	53 戸	12 戸
駐車場 区画数	239 区画		44 区画	12 区画
駐車場 使用区画数	141 区画		34 区画	4 区画
管理形態	直営		指定管理	直営

(注) ※1 () は建替事業に伴う用途廃止による政策空き家 118 戸を除いた戸数である。

※2 平成 26 年度に大規模修繕工事完了済である。

(出所：市提出資料により監査人作成)

市営住宅については、入居者の資格、選考方法、入居者の収入に応じた使用料の算定方法等が公営住宅法、市営住宅条例等に定められている。その概要は【図表 66】及び【図表 67】のとおりである。

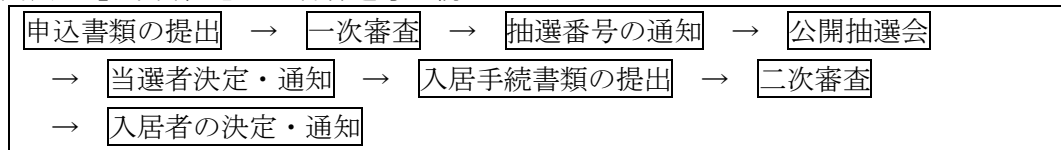
【図表 66】市営住宅の入居者資格

入居者の資格
現に同居し、又は同居しようとする親族等がある (ただし、高齢者・身体障がい者・生活保護受給者等は単身入居可)
所得月額が基準の範囲内 (※1) である
現に住居に困窮していることが明らかである
市内居住、又は勤務地が市内である
独立の生計を営み、家賃を支払うことができる
連帯保証人を有する (ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない)
本人及び同居する親族等が暴力団員ではない
本人及び同居する親族等に、現に未納の市営住宅使用料、延滞金等がない

(注) ※1 所得月額とは、世帯合計の所得から各種控除額を差引後の月額であり、一般世帯は 158,000 円以下、裁量世帯は 214,000 円以下である。

(出所：高槻市営住宅条例第 6 条より監査人作成)

【図表 67】市営住宅の入居者選考手続



(出所：市提出資料により監査人作成)

(3) 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の収納状況

市営住宅使用料及び同駐車場使用料（以下、「市営住宅使用料等」という。）は、口座振替又は納付書による金融機関等窓口での支払により納付される。生活保護受給者については毎月の生活扶助費からの代理納付も可能である。

市営住宅使用料等の収入未済額の推移及び内訳は、【図表 68】及び【図表 69】のとおりである。令和 5 年度末の収入未済額は、住宅 6,250 千円、駐車場 2,156 千円で、いずれも最近 10 年間で約 7 割減少している。現年度分については、担当職員が滞納者に対し粘り強く電話及び訪問による納付指導に取り組んでおり、高い徴収率を維持している。また、過年度分については、分割納付中の滞納額を確実に徴収することに重点を置きつつ、徴収困難な債権については、回収可能性を十分に検討した上で法令等に基づき徴収停止や債権放棄を適切に行う等、効率的で複合的な滞納整理に努めている。

【図表 68】市営住宅使用料等の収入未済額の推移

(単位：千円)

年度	住宅				駐車場			
	収入未済額	世帯数	徴収率 (%)		収入未済額	世帯数	徴収率 (%)	
			現年度	過年度			現年度	過年度
平成 26 年度	20,641	82	97.2%	13.1%	8,354	51	94.3%	21.7%
平成 27 年度	19,786	74	96.1%	11.1%	7,587	48	94.3%	17.1%
平成 28 年度	17,383	73	97.0%	13.4%	6,510	44	95.5%	19.3%
平成 29 年度	15,826	62	97.8%	13.3%	5,818	38	95.8%	19.7%
平成 30 年度	14,661	54	98.4%	10.2%	5,374	36	95.1%	13.6%
令和元年度	11,709	44	98.9%	11.4%	4,849	28	96.7%	17.0%
令和 2 年度	10,342	40	99.4%	12.5%	4,092	26	97.3%	18.0%
令和 3 年度	8,149	31	100.0%	8.8%	2,853	18	99.4%	16.3%
令和 4 年度	7,153	27	100.0%	5.8%	2,432	15	100.0%	8.5%
令和 5 年度	6,250	27	99.9%	5.5%	2,156	15	99.4%	6.0%

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 69】市営住宅使用料等の収入未済額の内訳

(単位：千円)

発生年度	住宅	駐車場	1世帯当たり 滞納金額	住宅		駐車場	
				世帯 数	金額	世帯 数	金額
令和元年度以前	6,229	2,101	100万円以上	1	1,820	－	－
令和2年度	15	－	75～100万円未満	－	－	1	777
令和3年度	－	－	50～75万円未満	1	521	－	－
令和4年度	－	－	25～50万円未満	5	1,886	1	305
令和5年度	6	55	10～25万円未満	8	1,398	4	697
合 計	6,250	2,156	10万円未満	12	625	9	378
			合 計	27	6,250	15	2,156

(出所：市提出資料により監査人作成)

(4) 使用料の設定に係る考え方

① 市営住宅使用料

市営住宅使用料は、入居者の毎年の収入月額及び住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、市が決定する（公営住宅法第16条第1項）。毎年度の収入申告に基づき審査を行い、収入を認定して翌年度の使用料の額を算定し、入居者へ通知する。

公営住宅法施行令第2条に基づく使用料の算定方法は、【図表 70】のとおりであり、利便性係数に関しては市に裁量がある。

また、入居期間が3年以上かつ基準額を超える収入のある者（収入超過者）は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない（公営住宅法第28条第1項、高槻市営住宅条例第26条）、【図表 71】のとおり、近傍同種の住宅の家賃を基準として、収入を勘案し段階的に増額される家賃を支払う必要がある（公営住宅法第28条第2項、高槻市営住宅条例第27条）。令和5年度末現在、市営住宅には18世帯の収入超過者が居住している。

【図表 70】市営住宅家賃の算定方法

本来家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数		
内訳	内容	
家賃算定基礎額	世帯全員の収入に応じて設定される家賃算定の基礎となる額（公営住宅法施行令第2条）	
	入居者世帯の収入月額	金額
	104,000 円以下の場合	34,400 円
	104,000 円を超え 123,000 円以下の場合	39,700 円
	123,000 円を超え 139,000 円以下の場合	45,400 円
	139,000 円を超え 158,000 円以下の場合	51,200 円
	158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	58,500 円
	186,000 円を超え 214,000 円以下の場合	67,500 円
	214,000 円を超え 259,000 円以下の場合	79,000 円
	259,000 円を超える場合	91,100 円
（注）収入月額は年間の収入から各種控除を行ったものを12で除した額		
市町村立地係数	公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値であり、高槻市は1.0	
規模係数	住宅の床面積の合計を65㎡で除した数値	
経過年数係数	市営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値	
利便性係数	住宅の存在する区域及びその周辺の地域の状況、住宅の設備その他住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.5から1.3以下で市が定める数値（高槻市営住宅管理要綱第11条）	
	利便性係数＝地価係数＋設備係数	
	内訳	係数
	地価係数	地価係数＝ $0.8 + 0.4 \times (N - L) / (H - L)$
		N：当該市営住宅の路線価 H：高槻市の市街化区域における、用途地区が「普通住宅」又は「併用住宅」である路線価の最高価格 L：高槻市の市街化区域における、用途地区が「普通住宅」又は「併用住宅」である路線価の最低価格
	設備係数 各項目の係数の合計	
	専用倉庫あり	0.03
	3点給湯設備あり	0.03
	屋根付駐輪場あり	0.03
	住棟3階建以上かつエレベーターなし	-0.05
	浴室、浴槽なし	-0.05
	住居内に段差あり	-0.04
	便器が和式	-0.04
	浴室、便所に手すりなし	-0.03
	バルコニーが西向き	-0.04
	バルコニーが東向き	-0.02

（出所：市提出資料により監査人作成）

【図表 71】収入超過者に対する市営住宅家賃の算定方法

収入超過者の家賃 ＝本来家賃 ＋（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃） ×年度の区分及び入居者の収入の区分に応じて定める率																																						
内訳	内容																																					
近傍同種の住宅の家賃	以下の合計を 12 で除した額 （近傍同種の住宅の複成価格×国土交通大臣が定める 1 年当たりの利回り）＋償却額＋修繕費＋管理事務費＋損害保険料＋貸倒れ及び空家による損失を埋めるため国土交通省令で定める方法で算出した引当金＋公課 （公営住宅法施行令第 3 条、同施行規則第 20～23 条）																																					
年度の区分及び入居者の収入の区分に応じて定める率	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定年度</th><th colspan="4">入居者世帯の収入月額</th></tr> <tr> <th>158,000 円 を超え 186,000 円 以下</th><th>186,000 円 を超え 214,000 円 以下</th><th>214,000 円 を超え 259,000 円 以下</th><th>259,000 円 超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初年度</td><td>1/5</td><td>1/4</td><td>1/2</td><td>1</td></tr> <tr> <td>初年度の翌年度</td><td>2/5</td><td>2/4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>初年度の翌々年度</td><td>3/5</td><td>3/4</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>初年度から起算して 3 年度を経過した年度</td><td>4/5</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>初年度から起算して 4 年度以上を経過した年度</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> （注）収入月額について、高齢者世帯等の裁量世帯には別途基準額あり				認定年度	入居者世帯の収入月額				158,000 円 を超え 186,000 円 以下	186,000 円 を超え 214,000 円 以下	214,000 円 を超え 259,000 円 以下	259,000 円 超	初年度	1/5	1/4	1/2	1	初年度の翌年度	2/5	2/4	1	1	初年度の翌々年度	3/5	3/4	1	1	初年度から起算して 3 年度を経過した年度	4/5	1	1	1	初年度から起算して 4 年度以上を経過した年度	1	1	1	1
認定年度	入居者世帯の収入月額																																					
	158,000 円 を超え 186,000 円 以下	186,000 円 を超え 214,000 円 以下	214,000 円 を超え 259,000 円 以下	259,000 円 超																																		
初年度	1/5	1/4	1/2	1																																		
初年度の翌年度	2/5	2/4	1	1																																		
初年度の翌々年度	3/5	3/4	1	1																																		
初年度から起算して 3 年度を経過した年度	4/5	1	1	1																																		
初年度から起算して 4 年度以上を経過した年度	1	1	1	1																																		

（出所：市提出資料により監査人作成）

② 市営住宅駐車場使用料

市営住宅駐車場使用料は、平成 16 年 11 月の有料化時に、国土交通省（旧建設省）の住宅局長通達（平成 3 年 4 月 1 日住総発第 15 号）に基づき原価の積算を行った上で、近隣他市の使用料の水準を参考に検討し、【図表 72】のとおり料金を設定した。当該通達では、「第 3 使用料の設定基準」において、「入居者が支払うべき駐車場の使用料の設定は、償却費、修繕費、管理事務費及び地代相当額等を基準として、近隣の駐車場料金を勘案のうえ決定し、徴収すること。」とされている。

その後は、4 年に 1 回、原価積算の再実施と近隣他市との比較検討を継続しているが、料金の改定は行っていない。直近である令和 3 年度の検討状況は、【図表 73】のとおりである。

【図表 72】市営住宅駐車場使用料の料金設定時の原価積算

(単位：円)

原価内訳	積算根拠	1区画当たり金額
地代相当額	富寿栄住宅・春日住宅の平均近傍宅地価格等(行政財産使用料条例に基づく算定式)	小型車用 2,927 普通自動車用 3,851 大型車用 4,930
整備費用		
舗装整備費	旧定額法による減価償却費	383
地下駐車場取得費	旧定額法による減価償却費	418
管理費		
人件費	職員の時間単価等	348
(屋内駐車場分)維持管理費	火災警報装置管理委託費 ・電灯料の見込額	(1,003)
合 計		小型車用 4,076 普通自動車用 5,000 大型車用 6,079 (屋内駐車場分 1,003)
現行料金(十円以下切捨)		小型車用 4,000 普通自動車用 5,000 大型車用 6,000 (屋内駐車場加算 1,000)

(出所：市提出資料により監査人作成)

【図表 73】市営住宅駐車場使用料の直近の検討内容(令和3年10月実施)

＜原価積算の再実施＞		
(単位：円)		
原価内訳	1区画当たり金額	
地代相当額	小型車用 2,622 普通自動車用 3,450 大型車用 4,416	
整備費用		
舗装整備費		438
地下駐車場取得費		478
管理費		
人件費		204
(屋内駐車場分)維持管理費		(1,562)
合 計(上記の10%税込金額)	小型車用 4,116 普通自動車用 5,027 大型車用 6,089 (屋内駐車場分 1,718)	
(注)整備費用は、減価償却費の額は変わらないが、駐車場区画数の減少により、1区画当たり金額が増加している。		

＜近隣他市との比較検討＞

市	管理戸数	駐車場 区画数	市営住宅駐車場使用料
茨木市	371	245	4,500 円～7,500 円
吹田市	1,181	667	3,500 円
摂津市	210	116	8,000 円（上限額）
箕面市	344	215	6,000 円～9,000 円
池田市	447	100	4,500 円～8,000 円
豊中市	2,389	1,059	8,000 円～10,000 円

（注）各市の数値は、いずれも調査実施時のものである。

（出所：市提出資料により監査人作成）

また、富寿栄住宅の駐車場の一部は、有料化以前から市営住宅の入居者等以外の近隣住民も共同で利用していたため、「団地外駐車場使用者」として引き続き使用を許可しているが、入居者等と同じであった料金体系を平成 28 年度に見直し、現在は、近隣の民営駐車場と同等程度の料金が採用されている。1 区画当たりの使用料は、小型車用 9,000 円・普通自動車用 10,000 円・大型車用 11,000 円である。令和 5 年度末現在、10 区画を利用中であるが、令和 8 年度の建替事業完了までに返還される見込みである。

（5）監査の結果及び意見

① 市営住宅使用料等の口座振替の促進【意見 39】

収納方法について、現年度使用料の収納率の維持及び事務の効率化の観点から、富寿栄住宅建替事業に伴う入居者移転や大規模な新規入居者募集の手続を機に、口座振替を推奨し、導入を促進されたい。

市営住宅使用料等の納付方法は、入居者が口座振替か納付書による支払かを選択できる。口座振替の場合、毎月 27 日（休日の場合は翌営業日）に入居者の銀行口座から使用料が引き落とされ、納付書による支払の場合、市は 4 月と 9 月に半年分の納付書を発行し、入居者は各月分を毎月末日までに市役所及び各支所、指定管理者の管理事務所（川西住宅の場合）、又は金融機関にて納付することとなっている。また、生活保護受給者を対象に公金振替を行う代理納付の場合、毎月、住宅扶助費の支給日に納付される。

使用料の収納方法別の収納状況は【図表 74】のとおりであり、納付書による支払が比較的多くを占めている。

【図表 74】市営住宅使用料等の収納方法別割合

収納方法	住宅	駐車場
口座振替	44%	48%
納付書	29%	52%
代理納付	27%	－
合 計	100%	100%

（出所：市提出資料により監査人作成）

近年、市職員による丁寧な納付指導の成果により、現年度分の使用料の収納率は高い状況で推移している。しかし、富寿栄住宅の建替事業完了後に指定管理者制度の全住宅への導入を検討している中、今後、収納事務や滞納者への対応等の業務を指定管理者が行う可能性を踏まえると、できるだけ確実かつ早期に使用料を収納するために、また指定管理料を抑える点においても、口座振替を勧奨することが望ましいといえる。

したがって、富寿栄住宅建替事業に伴う入居者移転や大規模な新規入居者募集の手続の機に、今後の滞納の発生を抑制し、現在の良好な収納状況を維持するため、また収納等事務の効率化の観点からも、口座振替を推奨し、導入を促進することが望ましい。

② 市営住宅駐車場使用料に係る原価積算の考え方の整理【意見 40】

市営住宅駐車場の使用料見直しに当たり、現在の原価の積算方法の課題を把握し、駐車場使用料の算定方法についての基本的な考え方を整理されたい。

駐車場使用料は、「(4) 使用料の設定に係る考え方」に記載のとおり、平成 16 年度の有料化時に原価積算を行って料金を設定して以来、改定はされていないが、4 年に一度、原価の積算と、近隣他市の駐車場料金との比較検討を実施している。直近の原価積算の内容を確認したところ、【図表 75】の課題がみられた。

【図表 75】市営住宅駐車場使用料の原価の積算内訳と課題

(令和 3 年度実施分)

原価内訳	課題
全般	- 住宅別ではなく、川西住宅を含む全住宅一律の使用料としている。 1 区画当たり原価の算定に用いる区画数は、富寿栄住宅と春日住宅の合計であり、平成 19 年度に整備された川西住宅は加味されていない。 - 地代相当額、人件費を含む原価総額に消費税相当額を加算している。
地代相当額	地域別路線価平均値の算定に当たり、川西住宅を含めていない（ただし路線価は把握し比較検討している）。
整備費用	減価償却費は旧定額法で算定しているため、残存価額 10%分が原価に含まれていない。
舗装整備費	料金設定時に対象とした舗装費用の詳細が不明である。
地下駐車場取得費	- 富寿栄住宅の地下駐車場分であるが、1 区画当たり原価の算定において、春日住宅を含む区画数を用いている。 - 減価償却費の計算に用いた耐用年数（50 年）は、地方公会計による固定資産台帳にて採用する年数（38 年）と一致しない。
管理費	
人件費	—
(屋内駐車場)維持管理費	1 区画当たり原価が、料金設定時の約 1.7 倍となっている。

(出所：監査人作成)

なお、駐車場使用料を全住宅一律としている理由の1つとして、原価の多くを占める地代相当額につき、3 住宅の地域別路線価に大きな差がないことがあり、その点は理解できる。

しかしながら、現在実施中の富寿栄住宅の建替事業では、既存の駐車場を用途廃止し新たな駐車場が整備される一方で、同住宅の駐車場区画数は建替前に比べ約 3 分の 2 程度になる予定である。

近隣他市では、茨木市及び池田市において住宅別の駐車場使用料を設定していることから、公平な受益者負担の観点から、各住宅の駐車場の原価を明らかにした上で、料金体系のあり方を決定すべきである。富寿栄住宅建替事業完了後の料金検討に当たり、駐車場使用料の算定方法についての基本的な考え方を整理し、改めて文書化しておくことが望ましい。

③ 市営住宅駐車場の空スペースの有効活用【意見 41】

市営住宅駐車場の空き区画について、市営住宅駐車場の区画数の大半を占める富寿栄住宅の建替事業に伴い、今後、利用者の新規募集等に伴う利用状況の変化が考えられることから、有効活用を図ることを積極的に検討されたい。

市営住宅駐車場の利用区画数の割合（利用率）は、【図表 76】のとおり、令和 5 年度末現在、市営住宅全体で 6 割程度の状況である。

【図表 76】市営住宅駐車場の利用割合

（令和 5 年度末現在）

	富寿栄住宅	川西住宅	春日住宅	市営住宅全体
利用率 （総区画数）	59% (239 区画)	77% (44 区画)	33% (12 区画)	61% (295 区画)

（出所：市提出資料により監査人作成）

そして、市営住宅駐車場の区画数の大半を占める富寿栄住宅については、建替事業において駐車場の規模が見直され、総区画数は 215 区画になる予定であり、今後、利用者の新規募集等に伴う利用状況の変化が考えられる。

市営住宅駐車場の空き区画について、市では、駐車場事業の導入可能性につき従来から検討しているが、富寿栄住宅建替事業完了後における駐車場の利用状況を踏まえ、入居者の住環境に配慮しつつ、時間貸のコインパーキングとしての使用許可等、他の地方公共団体での好事例も参考に、有効利用を図ることを積極的に検討すべきである。

20. 自転車駐車場、自動車駐車場使用料

(1) 概要

使用料名	自転車駐車場使用料			
所管課	管理課			
使用料の概要	自転車駐車場の施設利用料			
料金徴収に係る根拠法令等	・ 高槻市立自転車駐車場条例 ・ 道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例			
料金体系	・ 代表的なものとして、自転車一般利用を記載			
	施設名称	一時使用	定期使用	
		1 日 1 回につき	1 か月	3 か月
	高槻自転車駐車場		2,900 円	8,100 円
	高槻駅南自転車駐車場		2,100 円	6,000 円
	紺屋町自転車駐車場、 高槻駅北地下自転車駐車場	200 円 (昼間 100 円)	上段 2,600 円	7,200 円
			下段 2,900 円	8,100 円
	紺屋町第 2 自転車駐車場、 高槻駅北第 2 自転車駐車場	同上	2,900 円	8,100 円
	摂津富田駅前自転車駐車場	同上	2,100 円	6,000 円
上牧駅自転車駐車場	210 円 (昼間 100 円)	2,820 円	8,000 円	
現行料金の決定根拠	建設費（減価償却費）、大規模修繕費、人件費（給料、賃金等）、維持管理費（委託料、光熱水費、物品費等）を積算した上で、近隣駐輪場、他市の料金水準を参考に決定している。			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	・ 消費税の増税に伴い令和元年 10 月に定期使用料及び回数駐車券の使用料を改定。 ・ 令和 3 年 4 月に一部施設の定期使用料を改定。			
減免の有無・内容	有・身体障がい者手帳等の交付を受けた者は定期使用料の半額を減免			
収納方法	徴収委託制（現金）			
収納額の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額※ ¹	1,214	1,229	1,396
	減免後使用料※ ²	178,729	193,666	192,838
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数※ ³	2,188,964	2,336,797	2,337,505
	減免件数※ ⁴	412	480	552

(注) ※1 減免対象が定期契約のみであるため、定期使用料の減免金額を記載している。
 ※2 使用料（一時使用料・定期使用料・回数駐車券使用料）の合計金額を記載している。
 ※3 利用台数の合計を記載している。
 ※4 減免対象が定期契約のみであるため、定期使用料の減免件数を記載している。

使用料名	駐車場使用料				
所管課	管理課				
使用料の概要	駐車場の施設利用料				
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市営駐車場条例 道路法に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例				
料金体系		一時使用		定期使用（1 か月）	
		昼間	夜間	全日	昼間
	桃園町駐車場	100 円 /20 分	600 円		
	高槻駅南立体駐車場			26, 200 円	17, 800 円 ※
	高槻駅北地下駐車場				21, 000 円 ※
	※夜間も駐車していた場合は夜間料金加算				
現行料金の決定根拠	建設費（減価償却費）、大規模修繕費、人件費（給料、賃金等）、維持管理費（委託料、光熱水費、物品費等）を積算した上で、近隣駐車場、他市の料金水準を参考に決定している。				
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	・消費税の増税に伴い令和元年 10 月に定期使用料及び回数駐車券の使用料を改定。 ・令和 5 年 4 月より市外在住の障がい者も減免対象とした。				
減免の有無・内容	有・身体障がい者手帳等の交付を受けた者は一時使用料の半額を減免				
収納方法	徴収委託制（現金）				
収納額の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	減免額※ ¹	1, 066	1, 629	1, 776	
	減免後使用料※ ²	232, 085	258, 205	254, 538	
	収入未済額	－	－	－	
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	収納件数※ ³	711, 147	734, 368	711, 265	
	減免件数※ ⁴	4, 114	4, 863	5, 206	

（注）※1 減免対象が一時使用のみであるため、一時使用料の減免金額を記載している。
※2 使用料の合計金額（一時使用料・定期使用料・回数駐車券使用料）を記載している。
※3 利用台数の合計を記載している。
※4 減免対象が一時使用のみであるため、一時使用料の減免件数を記載している。

（2）令和 5 年度包括外部監査の措置状況

自転車駐車場及び自動車駐車場については、令和 5 年度包括外部監査における監査対象となっているため、本年度は、令和 5 年度包括外部監査結果報告書の記載事項のうち、自転車駐車場及び自動車駐車場の使用料の収受に関連する事項についての措置状況を検証するととどめることとした。令和 5 年度包括外部監査結果報告書の記載事項とその検証結果は【図表 77】のとおりである。

【図表 77】 令和 5 年度包括外部監査結果報告書の記載事項と検証結果

令和 5 年度包括外部監査結果報告書		検証結果
ページ	記載事項	
81	2－② 市立高槻駅北地下自転車駐車場 で使用する現金在高表の書式に ついて（意見） 監査人が現地視察で手元現金の在高を確認する際に用いる記録用の書式（以下、「現金在高表」という。）を閲覧したところ、高槻駅北地下自転車駐車場で用いる現金在高表には金種別に枚数を記入する欄が記載されていなかった。 現金在高を確かめる際には、現金を貨幣と紙幣に分け金種別に枚数をカウントして合計金額を計算する必要がある。正確な事務を確実にを行うために、当該自転車駐車場においても他の自転車駐車場で使用している金種別の記入欄がある現金在高表を用いるべきである。	自転車駐車場の管理運営を行っている指定管理者が使用する現金在高表が、金種別記入欄のある様式に改められていることを確認した。
	2－③ 市立自転車駐車場使用料の原価 算定における減価償却費につい て（意見） 市立自転車駐車場にかかる直近の料金改定時（令和 3 年 4 月 1 日）には、市が全庁共通で運用する「施設使用料の見直しに関する指針」に基づき原価計算を行い、その結果も参考にして使用料の金額を検討したとのことである。 これに関し、監査人が原価計算の範囲に含める項目を確認したところ、現在使用している市立自転車駐車場の取得価額から生じる減価償却費は原価計算の範囲に含めているが、大規模修繕等の資本的支出から生じる減価償却費は原価計算の範囲に含めておらず、将来の建替えのための建設資金相当額についても考慮されていなかった。 管理課によると、この理由は、原価計算において令和元年の一般会計の決算数値をもとにしており、取得価額から生じる減価償却費に対する必要性は認識していたものの、将来の大規模修繕や建替えのための建設資金相当額を確保する必要性は当時認識していなかったことがあげられるとのことであった。 この状態では、市立自転車駐車場の使用料収入で将来の当該建設資金を確保することが難しくなる可能性があるため、次回の市立自転車駐車場使用料改定時には、大規模修繕や建替え時に必要とされる建設資金相当額も考慮して原価計算を行い、将来の建替え時における資金不足を招かないように留意されたい。	令和 3 年度から令和 5 年度の収支について、大規模修繕等の資本的支出を把握した自転車駐車場事業収支状況表を作成し、料金改定の要否について検討されていることを確認した。 なお、公会計に係る「統一的な基準」に基づき作成している固定資産台帳の取得価額と管理課から入手した減価償却計算表における取得価額を比較したところ、乖離が発生しており、固定資産台帳の修正が必要である。 この点については、「第 3 3. (1) ④固定資産台帳を活用した受益者負担の適正化【意見 4】」（35 ページ）を参照されたい。

2 1. 芥川緑地駐車場使用料

(1) 概要

使用料名	芥川緑地駐車場使用料			
所管課	公園課			
使用料の概要	芥川緑地駐車場の使用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市都市公園条例別表第3第2項第2号			
料金体系	普通自動車1時間100円、最大400円（15分以内に出库した場合無料）			
現行料金の決定根拠	平成6年7月の開設時に設定したものであるが、近隣自治体、民間駐車場の料金を参考に決定している。			
料金水準の見直し状況（平成29年度以降）	なし			
減免の有無・内容	障がい者減免制度有（半額）			
収納方法	精算機による収納（現金）			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	減免額	16	23	49
	減免後使用料	4,334	5,480	5,801
	収入未済額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	収納件数	20,201	26,290	28,072
	減免件数	153	210	441

(2) 監査の結果及び意見

① 定期駐車券の管理不備【結果6】

芥川緑地駐車場の定期駐車券の管理が適切に行われていない状況が見受けられたため、定期駐車券の貸出先や貸出期間についての基準や管理ファイルの担当者以外による相互確認の手法など、定期駐車券の貸出ルールと管理ファイルによる現物管理の手法を見直すべきである。

芥川緑地駐車場では、市職員や駐車場の保守等で業務上駐車場を利用する者に対し、定期駐車券を発行している。定期駐車券の現物管理簿は、バインダー式の定期駐車券又は貸出書を差し込む形のファイル（以下「管理ファイル」という。）で行っており、定期駐車券を管理ファイルに差し込み、利用者に貸し出す際は、定期駐車券と同じ大きさに作られた貸出書（様式は【図表 78】参照）に必要事項を記入してもらい、定期駐車券の代わりに当該貸出書を差し込むこととなっている。

【図表 78】貸出書様式

表面		裏面	
定期券 No.	貸出日 令和 年 月 日	工事名・行為名など	
使用者（団体名）	返却予定日 令和 年 月 日		
連絡先	返却日 令和 年 月 日	許可番号 高都公 第 号	
※裏面も記入すること！			担当者名

（出所：市提出資料）

この管理ファイルを閲覧し、定期駐車券の管理状況を確認したところ、返却された定期駐車券の束が無造作に挟み込まれていたり、別のページに差し込まれ貸出書との差替えが行われていなかったりして、適切に管理されていない状況が見受けられた。

公園課では、監査人の指摘を受け、速やかに返却された定期駐車券と貸出書を照合し、返却処理を実施したとのことであるが、現行の定期駐車券の管理手法には他にも課題がある。

現行の管理手法について認識された課題と改善策をまとめると、【図表 79】のとおりである。

【図表 79】定期駐車券の管理手法の課題と改善策

課題	改善策
- 定期駐車券を発行した枚数と番号が記録として残っておらず、全体を把握することができない。 - 定期駐車券に番号が付されており、管理ファイルに順番に綴じられ連番で管理されているものの、番号が飛んでいるところが多い、連番管理の意味が失われている。 - 利用済み、磁気不良の定期駐車券が差し込まれており、貸出可能のものと混在している。	- 発行した定期駐車券の一覧表を作成し、貸出可能、貸出中、回収済み、磁気不良等の状況を明らかにする必要がある。 - 再利用できない定期駐車券は、適切な手続の上、廃棄処理をすべきである。 - 定期駐車券の現物管理の状況について、担当者以外の第三者による相互確認を行うべきである。
貸出書上、返却期限が大幅に経過しているにもかかわらず現物の返却がなされていないものが多数ある。	速やかに返却を督促する必要がある。
返却期限の記載をせずに貸出しているものも見受けられ、民間事業者に複数年にわたり貸出したままのものが多数ある。	本来の用途以外の不正利用につながる恐れもあるため、必ず返却期限を記載すべきである。

（出所：監査人作成）

以上のように、定期駐車券の貸出先や貸出期間についての基準や管理ファイルの担当者以外による相互確認の手法など、定期駐車券の貸出ルールと管理ファイルによる現物管理の手法を見直すべきである。

なお、公園課では、今般の包括外部監査における指摘を受けて、既に改善に取り組んでいる。

2 2. 番田熱利用センター

(1) 概要

施設名	番田熱利用センター			
所管課	下水河川企画課			
施設の設置目的	市民のレクリエーションの普及と健康の保持増進			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市立熱利用センター条例 高槻市立熱利用センター条例施行規則 高槻市立番田熱利用センター免除取扱要綱			
料金体系	○個人 1 回の入館料 ・一般：520 円 ・小学生、中学生、65 歳以上の高齢者：260 円 ・未就学児：無料 ○回数券（11 回綴り） ・一般：5,200 円 ・小学生、中学生、65 歳以上の高齢者：2,600 円			
現行料金の決定根拠	他市の料金水準を参考に条例等で規定			
料金水準の見直し状況 （平成 29 年度以降）	令和元年 7 月 12 日付け「消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例」において、一般の入場料を 500 円から 520 円に、小学生・中学生・高齢者の入場料を 250 円から 260 円に変更。			
減免の有無・内容	高槻市立熱利用センター条例第 9 条、高槻市立熱利用センター条例施行規則第 8 条、高槻市立番田熱利用センター免除取扱要綱に基づき減免を実施。			
収納方法	券売機による収納（現金）			
収納額等の推移 （単位：千円）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	508	465	1,012
	減免後利用料金	11,125	13,751	14,917
	指定管理料	21,525	21,525	23,840
	市への納付金	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	30,113	39,043	41,379
	減免件数	1,523	1,191	2,953

(2) 施設の概要

① 施設の所在地、開設時期

施設名	所在地	開設時期
番田熱利用センター 愛称「番田温水プール（バンブー）」	番田二丁目 13-3	平成 10 年 7 月 6 日

② 施設の運営日数、利用時間及び利用者数

運営日数	347 日（休館日数：19 日） ○大阪府の施設点検に係る休館：12 日 ○年末年始に係る休館：6 日 ○暴風警報発令による休館：1 日
利用時間	午前 9 時から午後 8 時まで（休日：午前 9 時から午後 6 時まで）
利用者数	65,412 人

（出所：令和 5 年度主要事務執行報告書）

(3) 使用料（利用料金の上限）の設定に係る考え方

市は、使用料（利用料金の上限）について、他市の料金水準を参考に条例等で決定している。指針に基づいた料金の設定は行われていない。また、料金体系は、団体利用に係る市外料金の設定を除き、他の市営プールである市民プール及び前島熱利用センターと同一である。

(4) 監査の結果及び意見

① 減免入館券及び特別入館券の管理【意見 42】

減免券及び特別入館券は、ともに金券であり、不正使用の恐れもあるため、発行年度ごとの連番が付された券の使用状況についての管理簿を作成するなど、適正に管理するための措置を講じられたい。

市は、申請があった地元自治会に対し、利用料金が無料となる特別入館券を交付しており、また、減免券を正規料金の半額で販売している。令和 6 年 3 月末時点で、特別入館券については 177 枚、減免券については 6,021 枚が未使用となっている。

減免券及び特別入館券とも、券に連番は付されているものの、連番が付された券の使用状況について、管理簿が作成されておらず、使用期限もない。そのため、自治会に対して交付や販売された後、地元住民に交付されたのか、交付されずに廃棄処分になったのか等が不明であり、未使用枚数が多くなっている。

このように、未使用となっている減免券及び特別入館券の現状が十分に把握されていないが、両者とも金券である以上、不正使用を防止するための方策を検討する必要がある。

例えば、窓口で使用されていない券の使用を呼びかけることにより、過去に発行された減免券及び特別入場券の未使用枚数を減少させるとともに、今後は、発行年度ごとに連番を券に付し、当該連番が付された券の使用状況についての管理簿を作成することなどにより、減免券及び特別入場券を適正に管理するための措置を講じられたい。

【関連条文（抜粋）】

（高槻市立熱利用センター条例）

（利用料金の減免）

第 9 条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長が定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。

（高槻市立熱利用センター条例施行規則）

第 8 条 条例第 9 条の市長が定める基準（利用料金の免除に係るものに限る。）は、次に掲げる場合とする。

（略）

(2) その他市長が特に必要があると認める場合

（高槻市立番田熱利用センター免除取扱要綱）

（適用の範囲等）

第 3 条 条例第 9 条及び規則第 8 条第 1 項に規定する基準は別表左欄に掲げる適用範囲のとおりとし、（略）

別表

適用範囲	免除割合
(13) 番田センターの所在する自治会で、代表者から申請があるとき 1 世帯につき年間 12 回まで	10 割

② 原価積算による使用料検証の必要性【意見 43】

番田熱利用センターの使用料（利用料金の上限額）については、指針に基づく原価積算が行われていないため、指針に基づき使用料を算出した上で、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

市は、番田熱利用センターの使用料（利用料金の上限額）を他市の料金水準を参考に条例等で規定しているが、施設が開設された平成 10 年以降、消費税率の改正を除き、見直しが行われていない。

市では、現在のところ、新たな施設の設置や指定管理者制度の導入などの機会に、指針に則った使用料の見直しを行うこととしているが、人件費、光熱費等の高騰が続いている昨今の情勢を踏まえると、負担の公平性・公正性の観点から、指針に基づいた使用料を算出し、現行使用料の検証を行うようにすべきである。

2 3. 公園施設設置管理許可使用料（安満遺跡公園）

(1) 概要

使用料名	公園施設設置管理許可使用料			
所管課	歴史にぎわい推進課			
使用料の概要	安満遺跡公園における設置許可及び管理許可使用料			
料金徴収に係る根拠法令等	高槻市都市公園条例第 14 条、別表第 2 第 1 項備考 1			
料金体系	施設		区分	使用料（年額）
	カフェレストラン		設置	土地 5,250 円／㎡
	子どもの遊び施設		管理	建物内 14,000 円／㎡ 建物外 5,000 円／㎡
	歴史拠点レストラン		管理	建物内 14,000 円／㎡ 建物外 4,000 円／㎡
	ペットサービスショップ		設置	土地 2,800 円／㎡
	カフェレストラン		設置	土地 2,800 円／㎡
現行料金の決定根拠	公募により使用料の額を提案させて決定している。 なお、公募により都市公園法第 5 条第 1 項の許可を受ける者に使用料の額を提案させる場合の使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以上であって、当該提案に係る額を勘案して市長が定める額とする。 (1) 公園施設を設ける場合 設置面積 1 平方メートルにつき 1 年で 2,000 円 (2) 公園施設を管理する場合 管理面積 1 平方メートルにつき 1 年で 4,000 円			
料金水準の見直し状況 (平成 29 年度以降)	なし			
減免の有無・内容	なし			
収納方法	納付書払い			
収納額等の推移 (単位：千円)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	減免額	－	－	－
	減免後使用料	24,797	24,816	24,816
	収入未済額	－	－	－
件数の推移 (単位：件)	項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	収納件数	8	8	9
	減免件数	－	－	－

(2) 使用料の設定に係る考え方

安満遺跡公園は、国史跡に指定されている歴史的価値が高い弥生時代の大集落跡を整備した公園で、平成 31 年 3 月に一次オープンし、令和 3 年 3 月 27 日に約 22 ヘクタールの広大な緑のセントラルパークとして全面オープンした。

安満遺跡公園の整備に当たっては、民間施設導入エリアを設け、公園利用者に飲食や物販、サービス等を提供することにより、公園の利便性や魅力の向上及び賑わいづくりに資することを目的として、店舗を出店する複数の事業者を募集した。

事業者は、市から公園施設の設置許可（事業者が自己資金で建物を建設し、営業を行う）又は管理許可（市が建設した施設を事業者が管理し、営業を行う）を受け、市に使用料を納付することになる。

使用料については、「(1) 概要 現行料金の決定根拠」で述べたとおり条例に定める額以上を事業者に提案させ、その提案額を勘案して、市が定めている。なお、設置許可に伴う使用料については、安満遺跡公園民間施設導入エリア出店者募集要項において、年 2,800 円／㎡以上（建物を設置する区域）としている。

(3) 監査の結果及び意見

① 使用料の徴収の特例適用の明確化【意見 44】

安満遺跡公園の公園施設設置管理許可使用料の徴収を特例により行う場合には、根拠規定を起案書等に記載することにより明確化されたい。

公園施設設置管理許可使用料の徴収方法については、高槻市都市公園条例において、次のとおり規定されている。

【高槻市都市公園条例（抜粋）】

（使用料及び利用料金の徴収方法）

第 17 条 使用料及び利用料金は、許可の際、その全額を徴収する。ただし、市長（利用料金にあっては、指定管理者）が特に必要と認める場合については、この限りでない。

この規定のとおり、使用料は許可の際に全額を徴収するのが原則であるが、市長が特に必要と認める場合には特例があり、高槻市都市公園条例施行規則第 11 条において、下記のとおり規定されている。

【高槻市都市公園条例施行規則（抜粋）】

（使用料の徴収の特例）

第 11 条 条例第 17 条ただし書の市長が特に必要と認める場合及びその場合における使用料の徴収方法は、次に定めるところによる。

(1) 許可の期間が 1 年以上のものについては毎年度徴収するものとし、初年度分にあつては許可の際に、次年度以降の分にあつては当該年度分をその年度当初に徴収する。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長は、使用料が著しく多額に上る年度その他特別の理由があると認める年度については、当該年度分に限り期日を定めて 2 回以上の分納を許可することができる。

一方、安満遺跡公園の令和 5 年度における公園施設設置管理許可使用料の徴収時期は、【図表 80】のとおりとなっている。

【図表 80】令和 5 年度使用料の徴収時期

設置・管理施設	使用料	徴収時期（納期限）
カフェレストラン	4,082,400 円	5 月末日
子どもの遊び施設	14,045,419 円	5 月末日 3,511,250 円 8 月末日 3,511,250 円 11 月末日 3,511,250 円 2 月末日 3,511,669 円
歴史拠点レストラン	3,905,020 円	5 月末日
ペットサービスショップ	1,666,000 円	5 月末日
カフェレストラン	761,600 円	5 月末日

（出所：市提供資料より監査人作成）

この点、特例である高槻市都市公園条例第 17 条ただし書及び同条例施行規則第 11 条第 1 号を適用し、市が年度ごとに使用料を徴収すること自体に問題はない。また、子どもの遊び場施設のように、同施行規則第 11 条第 2 号により分納を許可することも問題はない。

しかし、高槻市都市公園条例において、許可の際にその全額を徴収するのが原則とされていることを鑑みると、同条例第 17 条ただし書及び同条例施行規則第 11 条各号を適用するに当たっては、その旨を明確にしておく必要があると考える。

よって、使用料の徴収を特例により行う場合には、根拠規定を起案書等に記載することにより明確化されたい。

以 上